

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	ワンヘルス薬剤耐性菌調査事業	部 課(室)	保健医療介護部 ワンヘルス総合推進課	事業 開始年度	R4
-----	----------------	-----------	-----------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	3	ワンヘルスの推進
	小項目	1	ワンヘルスの推進	具体的な取組	2	薬剤耐性菌対策

1 事業のねらい・目的

愛玩動物及び水環境における、主要な抗微生物剤に対する薬剤耐性菌の動向等を把握し、結果を公表することで、県民、医療、獣医療関係者及び畜産農家への注意喚起を促すとともに、抗微生物剤(薬)の適正使用の促進等の対策を講じる。

2 事業概要

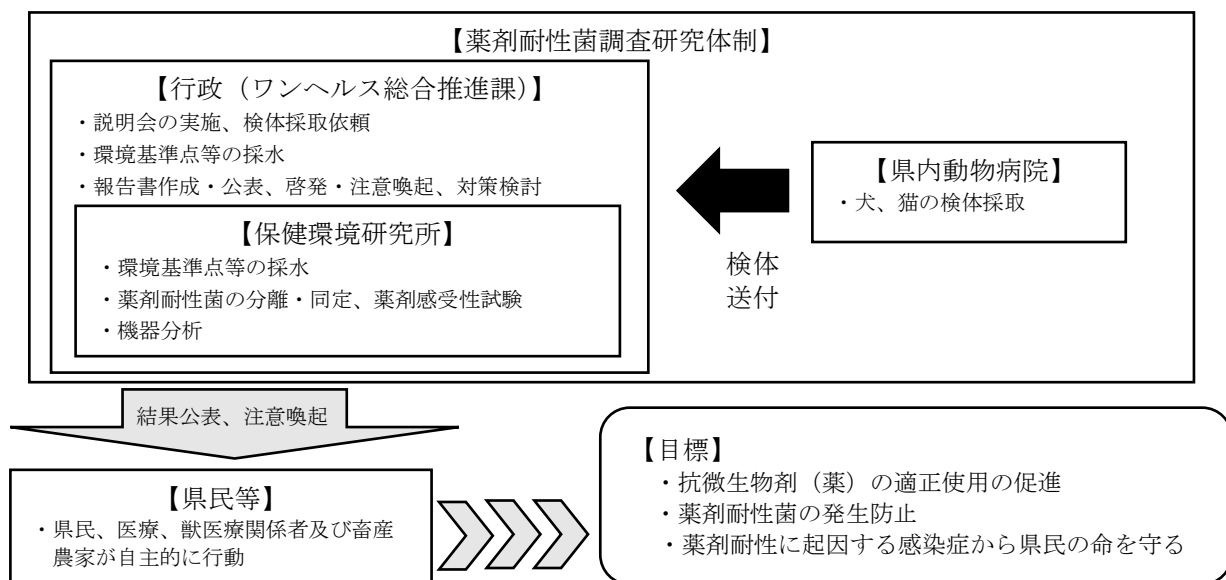
1. 愛玩動物の薬剤耐性菌保有状況調査

県内動物病院の愛玩動物(犬、猫)を対象に薬剤耐性菌保有状況を調査する。

2. 水環境中の抗微生物剤を含む化学物質及び薬剤耐性菌の汚染実態調査

機器分析(LC-MS/MS)により水環境中の抗微生物剤(14物質)を定量測定する。また、薬剤耐性菌を分離・同定し、14種類の抗微生物剤に対する薬剤感受性試験を実施するとともに、次世代シーケンサーを用いて、薬剤耐性菌の遺伝子解析を実施する。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6
愛玩動物の薬剤耐性菌保有状況の調査検体数	目標	3年間で150検体		
	実績	49	54	50
水環境中の抗微生物剤を含む化学物質及び薬剤耐性菌の汚染実態の調査検体数	目標	3年間で59検体		
	実績	3	30	26

【成果指標の設定根拠】

本事業は、愛玩動物及び水環境における、主要な抗微生物剤に対する薬剤耐性菌の動向等を把握することが目的であるため、愛玩動物、水環境から採取した検体数に設定。

【目標値の設定根拠】

- ・愛玩動物：県内の薬剤耐性菌の状況を把握するために最低限必要な150検体を令和4年度～6年度の3年間で調査することとし、毎年度約50検体を調査する。
- ・水環境：県内河川のうち、環境基準点が設定されている59地点を令和4年度～6年度の3年間で調査する。なお、初年度は、検査方法の確立のため調査対象を3地点とし、残りの56地点を2年間で調査することとしている。

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・愛玩動物：県獣医師会及び動物病院からの協力を得て、計画と同等の調査を実施しており、概ね順調に事業を進められた。
- ・水環境：計画の 30 地点の調査を実施しており、概ね順調に事業を進められた。

(要因)

- ・事前に動物病院を訪問し、丁寧に事業説明を行ったことにより、動物病院からの協力を円滑に得られた。
- ・事業 1 年目に検査方法を確立する期間を設け、検体数を減らしたことにより、計画通りに事業を進められた。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

なし

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

県保健環境研究所、県獣医師会及び協力動物病院に対し、個別に訪問する等により事前調整を入念に行った。

4 事業費(千円)	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	19,003	18,999	1,561	時 間	540	489	489
(うち一般財源)	19,003	18,999	1,561	人件費(千円)	2,181	2,024	2024

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

本事業は、愛玩動物及び水環境における、主要な抗微生物剤に対する薬剤耐性菌の動向等を把握し、医療、獣医療、畜産等の関係者及び県民に対する抗微生物剤の適正使用に関する注意喚起を行うことを目的としており、これまでの調査結果について評価を受け、今後の本県における薬剤耐性菌対策の在り方を検討する必要がある。

【見直し内容】

新たに、これまでの調査結果について評価を受け、今後の本県における薬剤耐性菌対策の在り方を検討するため、外部専門家会議を設置することとし、事業を一部改善する。

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	ワンヘルス啓発推進事業	部 課(室)	保健医療介護部 ワンヘルス総合推進課	事業 開始年度	R4
-----	-------------	-----------	-----------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	3	ワンヘルスの推進
	小項目	1	ワンヘルスの推進	具体的な取組	7	ワンヘルス実践の基盤整備

1 事業のねらい・目的

県民、事業者によるワンヘルスの理念に則った行動及び活動を促進するため、広報啓発活動を強化し、ワンヘルスの認知率向上を図る。

2 事業概要

(1) ポータルサイトの保守・運営

ワンヘルスに関する情報を発信する「福岡県ワンヘルス推進ポータルサイト」の保守・運営

(2) 新聞広告による広報

新聞広告を活用し、幅広い年齢層をターゲットとした広報を実施

(3) ワンヘルス宣言事業者登録制度の推進

チラシ等を活用し、「ワンヘルス宣言事業者登録制度」の登録事業者を促進

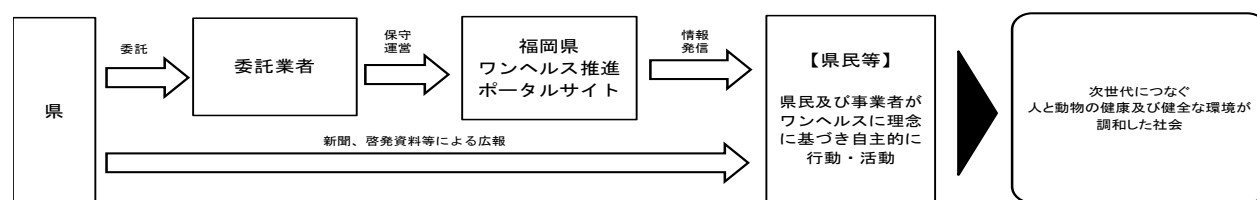
(4) 啓発資料の配布

イベント等において、ワンヘルスの6つの基本方針や県のワンヘルスの取組をわかりやすく紹介した資料を配布

(5) 福岡空港における広報

福岡空港において、動画広告を掲出

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
①ワンヘルスの認知率	目標	—	23%	28%	38%	53%	70%
	実績	21.9%	39.1%	50.7%	55.7%		
②ワンヘルス宣言事業者登録数(総合計画)	目標	—	2,200	4,400	11,000	12,000	13,500
	実績	—	577	9,913			

【成果指標の設定根拠】

県民、事業者によるワンヘルスの理念に則った行動及び活動を促進するため、県民のワンヘルスの認知率の向上やワンヘルスの理念に賛同し、ワンヘルスに関する活動に取り組むことを宣言する事業者数の増加を図る必要があるため。

【目標値の設定根拠】

①ワンヘルスの認知率

SDGs の認知率 54.2% (※) を上回る認知を目指す。

※2020年に電通グループが実施した、第4回「SDGsに関する生活者調査」におけるSDGsの認知率

②ワンヘルス宣言事業者登録数

項目	目標数
病院、診療所、薬局、動物病院、畜産農家	13,000事業者×30%=3,900事業者
エコ事業所	約2,300事業者
動物取扱事業者	約2,000事業者×30%=600事業者
ふくおか地産地消応援の店	
ふくおか農林漁業応援団体等の登録事業者数	約4,000事業者
合計	約10,800事業者≒11,000事業者

令和8年度中に11,000事業者の登録を達成するため、1年あたり2,200事業者の登録を目指す。

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

①ワンヘルスの認知率

目標値には達しているものの、県政に関心が高い県政モニターであっても、認知率は全体の半数にとどまっており、まだワンヘルスの認知が十分に図られているとは言い難い。

②ワンヘルス宣言事業者登録数

各企業に対し、ワンヘルス宣言事業者登録制度の周知に取り組んだ結果、事業者にワンヘルスの取組の重要性やワンヘルスに関する活動の具体例を周知することが出来たため、R5 年度末の数値は目標値を上回った。

(要因)

①ワンヘルスの認知率

テレビ番組や県の広報誌を活用し、ワンヘルスの理念の周知を図ったほか、第4回福岡県国際フォーラムの開催を契機として新聞に採録記事を掲載するなど、多くの県民の目に触れる広報を実施した。

②ワンヘルス宣言事業者登録数

農林水産部食の安全・地産地消課の事業である、ワンヘルス認証制度と連携し、登録を働きかけた結果、R5 年度末のワンヘルス宣言事業者登録数は9,913 件となり、R5 期待値 4,400 事業者(目標値 11,000 件×40%)を大きく上回った。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

有

(有の場合、その内容)

ワンヘルス宣言事業者登録数は、令和5年度末時点で目標値の90%程度の登録数を達成したため、目標値の見直しを行った。(ワンヘルスの推進において中心的な役割を持つ医療機関等の登録数について新たに積み上げを行った。)

- ・未登録の県内医療機関等 11,689 件 × 30% ≒ 3,500 件(新たに積み上げる数)
- ・R5 年度末時点登録数 9,913 件 + 3,500 件(新たに積み上げる値) ≒ 13,500 件(見直し後の目標値)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・バレーボールネーションズリーグ 2024 福岡大会など、世界から注目される大会をはじめとするイベント等において、ワンヘルスに関する情報発信を実施した。
- ・関係団体等に働きかけ、チラシを活用した登録制度の周知をするとともに、関係団体等が参加する会議等において、事業者によるワンヘルスの取組の重要性を周知した。

4 事業費(千円)	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	4,347	7,154	968	時 間	1,116	685	685
(うち一般財源)	4,347	7,154	968	人件費(千円)	4,507	2,835	2,835

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・県民、事業者によるワンヘルスの理念に則った行動及び活動を促進するため、継続的に県民や事業者に対してワンヘルスに関する広報を実施する必要がある。
- ・新聞広告及び福岡空港における広報については目的を達成したため事業を終了する。
- ・啓発資料の配布については、実施方法を見直し実施する。

【見直し内容】

- ・新聞広告及び福岡空港における広報の当然減(▲4,906)
- ・啓発資料はより効果的な資料とするため、他の事業に組み替えるため負担減(▲852)

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	ワンヘルス国際連携推進事業	部 課(室)	保健医療介護部 ワンヘルス総合推進課	事業 開始年度	R5
-----	---------------	-----------	-----------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	3	ワンヘルスの推進
	小項目	1	ワンヘルスの推進	具体的な取組	7	ワンヘルス実践の基盤整備

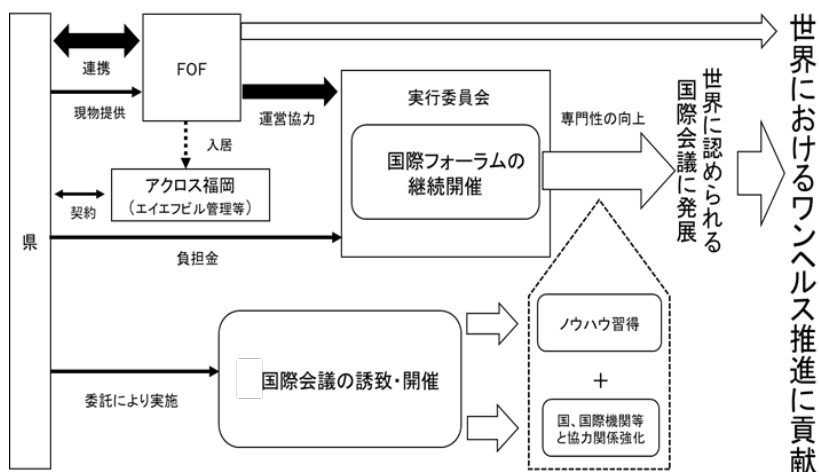
1 事業のねらい・目的

- ・FAVA ワンヘルス福岡オフィス(以下、「F0F」という。)との連携により、アジア及び世界における感染症対策をはじめとするワンヘルスの推進に貢献し、新興感染症等から県民の健康と生活を守る。
- ・国際フォーラムを、世界トップクラスの専門家がワンヘルスの諸課題について議論する、世界からの注目度が高く、発信力のあるダボス会議のような国際会議へと発展させる。

2 事業概要

- (1) F0F のワンヘルス推進活動に対する支援
F0F の事務所賃借料及び光熱費等の管理費を県が負担
- (2) 専門性を高めた国際フォーラムの開催
実行委員会、専門委員会の開催
ワンヘルスに取り組む専門家及び研究者を対象としたハイレベルなフォーラムを開催
- (3) ワンヘルスに関する国際会議の誘致
F0F や WOH 等の国際機関と連携して、世界で開催されている国際会議の調査、プロモーション、海外キーパーソンの招聘、大会関係者との協議などの一連の誘致活動の実施

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R5	R6	R7
国際フォーラムへの海外からの参加者数 (出演者及び聴講者)	目標	50	100	200
	実績	88		

【成果指標の設定根拠】

国際フォーラムについて、世界トップクラスの専門家がワンヘルスの諸課題について議論する、世界からの注目度が高く、発信力のあるダボス会議のような国際会議へと発展させることを目的としていることから、海外研究者からの認知率向上を目指すため、海外からの参加者数(出演者及び聴講者)を成果指標として設定。

【目標値の設定根拠】

海外研究者の本フォーラムに対する認知率向上を目指し、国内で開催された同規模の国際会議(学会)の海外参加者数(平均)を目指す。(日本政府観光局(JNTO)HPに掲載されている2018年開催の医学系国際学会参加者数から算出)

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

・令和6年2月に第4回福岡県ワンヘルス国際フォーラムを開催したところ、参加者数は220名、うち海外からの参加者数は9名、オンデマンド配信の再生回数は267回、うち英語版再生回数（聴講者数）は79回であり、海外研究者からの認知率が十分だとは言えない。

（要因）

・国際フォーラムの専門性を高めるため、事業を再構築したのがR5年度からだったため。開催結果や専門委員会からの意見等を踏まえ、今後の開催内容等を検討していく。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

・国際フォーラムの専門性を高めるため、ワンヘルス推進に取り組む国際機関や研究機関等の専門家で構成する専門委員会を新たに設置した。
・国際フォーラム実行委員会について、これまで以上に国際機関との連絡調整が必要になるとともに、専門的な議題に対応していくなど高度な専門性が求められることから、WOAHやFAO等の国際機関やアジア各国の研究者とのネットワークを有するF0Fへ事務局を移管した。

4 事業費（千円）	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	53,371	74,910	65,685	時 間	2,674	1,957	1,957
（うち一般財源）	49,850	69,077	60,308	人件費（千円）	10,798	8,099	8,099

5 見直しの内容

☒ 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） ☐ 一部改善 縮小 ）
 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

・ワンヘルスの取組みを推進するため、F0Fへの支援を継続する必要がある。
・国際フォーラムが「ワンヘルスに関する国際会議」として世界に認められるよう、取り組むべき課題や発信内容の専門性を段階的に高めながら、引き続き開催していく必要がある。
・R5年度に策定した誘致戦略に基づき、ワンヘルスに関する国際会議（World One Health Congress。以下「WOHC」という。）の誘致活動を展開していく必要がある。

【見直し内容】

・F0F支援に係る経費の12か月分の計上及び光熱費高騰による需用費、役務費、使用料及び賃借料の増（4,888）
・国際フォーラム開催に係る花装飾による負担金の増（490）
・国際会議の誘致に関する報償費、普通旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料の当然減（▲6,632）
・WOHC誘致に向けた誘致委員会・誘致支援委員会の開催及びWOHC2024年南アフリカ大会における誘致活動に係る負担金の増（15,361）

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	ワンヘルス推進強化事業		部 課(室)	保健医療介護部 ワンヘルス総合推進課	事業 開始年度	R5
-----	-------------	--	-----------	-----------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	3	ワンヘルスの推進
	小項目	1	ワンヘルスの推進	具体的な取組	7	ワンヘルス実践の基盤整備

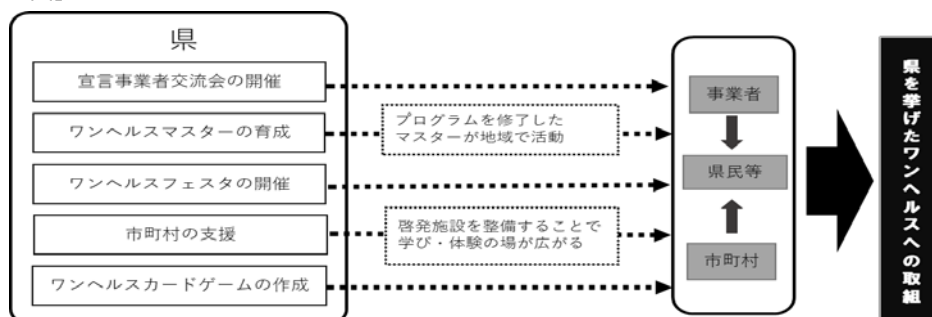
1 事業のねらい・目的

- ・ワンヘルスを県を挙げた取組としていくため、ワンヘルスの理念に則った行動や活動を行う県民・事業者を増やしていく。
- ・より多くの県民が身近にワンヘルスを学び、体験できるよう市町村におけるワンヘルスの取組を広げる。

2 事業概要

- (1) ワンヘルスマスターの育成
ワンヘルス推進行動計画の7つの柱に沿ったプログラムを実施し、当該プログラムを修了した人を「ワンヘルスマスター」として認定する。
- (2) ワンヘルス宣言事業者交流会の開催
ワンヘルス宣言事業者やワンヘルスに関心がある事業者などの情報交換や交流を促進する交流会を開催することで、新たなワンヘルスの取組や参加者同士の連携に繋げ、事業者におけるワンヘルスの取組の輪を拡大させる。
- (3) ワンヘルスフェスタの開催
県民参加型啓発イベント「ワンヘルスフェスタ」を開催する。
- (4) ワンヘルスの実践に取り組む市町村の支援
市町村が行うワンヘルスの森等の啓発施設における設備整備に係る費用の一部を助成する。
- (5) ワンヘルスの啓発のためのカードゲームの作成
自らの行動が与える影響を、直観的、体験的に理解してもらうため、模擬的に現実を再現できる啓発ツールとして、カードゲームを作成、活用する。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
①ワンヘルスの認知率	目標	—	23%	28%	38%	53%	70%
	実績	21.9%	39.1%	50.7%	55.7%		
②ワンヘルス宣言事業者登録数(総合計画)	目標	—	2,200	4,400	11,000	12,000	13,500
	実績	—	577	9,913			

【成果指標の設定根拠】

県民、事業者によるワンヘルスの理念に則った行動及び活動を促進するため、県民のワンヘルスの認知率の向上やワンヘルスの理念に賛同し、ワンヘルスに関する活動に取り組むことを宣言する事業者数の増加を図る必要があるため。

【目標値の設定根拠】

①ワンヘルスの認知率

SDGsの認知率54.2%（※）を上回る認知を目指す。

※2020年に電通グループが実施した、第4回「SDGsに関する生活者調査」におけるSDGsの認知率

②ワンヘルス宣言事業者登録数

項目	目標数
病院、診療所、薬局、動物病院、畜産農家	13,000事業者×30%=3,900事業者
エコ事業所	約2,300事業者
動物取扱事業者	約2,000事業者×30%=600事業者
ふくおか地産地消応援の店 ふくおか農林漁業応援団体等の登録事業者数	約4,000事業者
合計	約10,800事業者≒11,000事業者

令和8年度中に11,000事業者の登録を達成するため、1年あたり2,200事業者の登録を目指す。

【R5年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

①ワンヘルスの認知率

目標値には達しているものの、県政に関心が高い県政モニターであっても、認知率は全体の半数にとどまっており、まだワンヘルスの認知が十分に図られているとは言い難い。

②ワンヘルス宣言事業者登録数

各企業に対し、ワンヘルス宣言事業者登録制度の周知に取り組んだ結果、事業者にワンヘルスの取組の重要性やワンヘルスに関する活動の具体例を周知することが出来たため、R5年度末の数値は目標値を上回った。

（要因）

①ワンヘルスの認知率

県の広報誌を活用し、ワンヘルスの理念の周知を図ったほか、福岡地区でのワンヘルスフェスタ開催やワンヘルスをテーマとした特集をテレビで放送するなど、多くの県民の目に触れる啓発活動を実施した。

②ワンヘルス宣言事業者登録数

農林水産部食の安全・地産地消課の事業である、ワンヘルス認証制度と連携し、登録を働きかけた結果、R5年度末のワンヘルス宣言事業者登録数は9,913件となり、R5期待値4,400事業者（目標値11,000件×40%）を大きく上回った。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

有

（有の場合、その内容）

ワンヘルス宣言事業者登録数は、令和5年度末時点で目標値の90%程度の登録数を達成したため、目標値の見直しを行った。（ワンヘルスの推進において中心的な役割を持つ医療機関等の登録数について新たに積み上げを行った。）

- ・登録されていない県内の医療機関等 11,689件 × 30% ≒ 3,500件（新たに積み上げる数）
- ・R5年度末時点登録数 9,913件 + 3,500件（新たに積み上げる値） ≒ 13,500件（見直し後の目標値）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・筑豊地区で初めてワンヘルスフェスタを開催し、県内で幅広くワンヘルスに関する情報発信を実施した。
- ・ワンヘルス宣言事業者交流会で宣言事業者同士が交流することにより、事業者におけるワンヘルスの取組の輪の拡大につなげた。

4 事業費（千円）	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳出	25,614	32,566	22,215	時 間	2,925	3,262	2,936
（うち一般財源）	20,514	32,566	22,215	人件費（千円）	11,812	13,499	12,150

5 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）

終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

県民、事業者によるワンヘルスの理念に則った行動及び活動を促進するため、継続的に県民や事業者に対してワンヘルスに関する普及啓発を実施する必要がある。

【見直し内容】

- ・ワンヘルスマスター育成講座の運営・広報方法見直しによる減（▲1,196）
- ・令和7年度「福岡県ワンヘルス啓発施設設備等整備事業費補助金」の補助市町村数の見直しによる減（▲2,500）

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	保健環境研究所研究力強化事業	部 課(室)	保健医療介護部 ワンヘルス総合推進課	事業 開始年度	R5
-----	----------------	-----------	-----------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	3	ワンヘルスの推進
	小項目	1	ワンヘルスの推進	具体的な取組	7	ワンヘルス実践の基盤整備

1 事業のねらい・目的

博士号取得者を増やすとともに、研究環境を充実させることにより、保健環境研究所を、科研費をはじめとする外部研究費が獲得できる優れた研究職員の集まる、魅力ある研究施設に発展させる。

2 事業概要

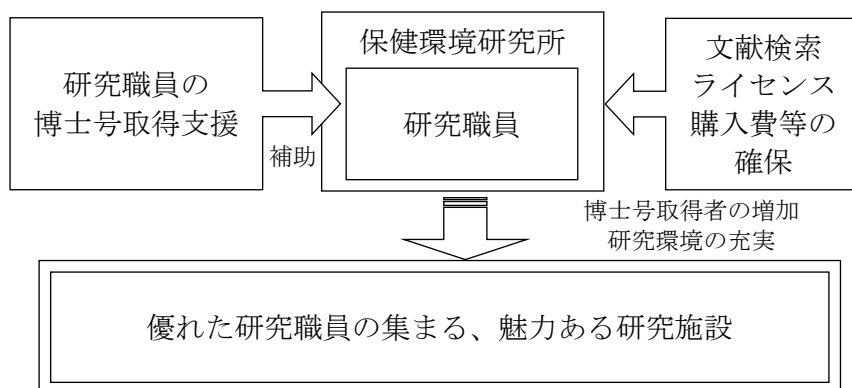
(1) 研究職員の博士号取得支援

研究職員の博士号取得に向けた必要経費の一部助成制度を整備する。

(2) 文献検索ライセンス購入費等の確保

文献検索に必要なライセンス購入費及び文献複写費を確保する。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8	R9
外部研究費への申請件数	目標	—	—	—	—	13	17
	実績	10	—	—	—	—	—
外部研究費採択件数	目標	—	—	—	—	4	5
	実績	4	—	—	—	—	—

【成果指標の設定根拠】

- ・博士号を取得するには、3年が必要。
- ・令和4年度までの過去5年間の科研費をはじめとする外部研究費の申請件数は平均10.4件、採択件数は平均3.6件である。
- ・本事業により、博士号取得による申請機会の増加だけでなく、若手職員を含む研究所全体の意識向上へ波及効果を及ぼすことができる。
- ・よって、数値目標は、令和8年度以降の所全体の科研費等外部研究費への申請件数及び採択件数とする。

【目標値の設定根拠】

- ・令和8年度の申請件数は過去5年平均から25%増の計13件、採択件数は採択率を30%程度と想定し計4件とする。
- ・令和9年度からはさらに研究枠資格者が増えることから、申請件数は前年度25%増の計17件、採択件数は採択率を30%程度と想定し計5件とする（一般的な研究期間は3～5年であることから、数値目標の見直しは5年ごとに行う。）

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

- ・ 3 名の研究職員に対し博士号取得の助成を行った。
- ・ 文献検索システムを導入し、108 報を文献複写により取得した。

（要因）

- ・ 入学金及び授業料を助成することにより、研究職員の博士課程への進学をサポートした。
- ・ これまで、先行研究の文献を複写できなかった研究環境を改善した。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・ 前期入学者だけでなく、後期入学者にも助成できるよう要綱を改正した。
- ・ 文献検索システムを誰もが使うことができるよう、職員に対してシステム活用セミナーを開催した。

4 事業費（千円）	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	2,090	9,612	7,852	時 間	334	326	326
（うち一般財源）	2,090	9,612	7,852	人件費（千円）	1,349	1,349	1,349

5 見直しの内容

☒ 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） ☐ 一部改善 縮小 ）
☐ 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・ 今後、保健環境研究所がワンヘルスに関する分野横断的な課題に取り組んでいくためには、保健・医療、環境からなるデータベースの構築やビッグデータの解析等のデータサイエンススキルを持つ人材育成などの基盤づくりが必要である。
- ・ また、最先端の研究情報の収集や先端的な研究を牽引している研究者とのネットワークの構築、他分野に関するスキルの習得が必要である。

【見直し内容】

- ・ データベースの購入を、最新情報のみの更新に必要な購入に切り替えることにより、購入費用を削減（▲762 千円）
- ・ コンピュータ・シミュレーションデータ保存用 HDD、環境 DNA 実験用モバイルリアルタイム PCR、環境 DNA 実験用定温乾燥器の購入に伴う当然減（▲998 千円）

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名		健康づくり県民運動事業		部 課(室)	保健医療介護部 健康増進課	事業 開始年度	R5
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供	
	小項目	1	健康づくりの推進による健康寿命の延伸	具体的な取組	1	健康づくり県民運動の推進	

1 事業のねらい・目的

- ・本県の食塩摂取量は全国平均を上回っているため、食塩の適正摂取の必要性を広く周知し、県民の意識を高める。
- ・健康ポイントアプリや高齢者向けトランポリン運動の普及等を通じた運動習慣の定着等により、県民の健康づくりを促進する。

2 事業概要

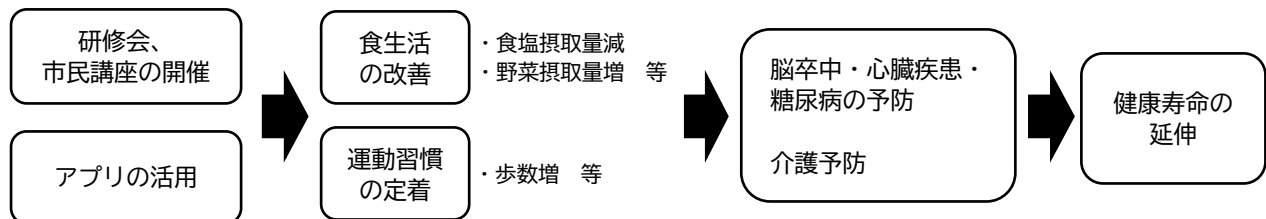
1 食塩の適正な摂取の推進

- ・学校に対する減塩レシピの普及のための研修会や、大学と連携した市民講座の開催

2 ふくおか健康ポイントアプリを活用した健康づくりの取組の促進

- ・アプリのリニューアルや抽選会の実施により、アプリをきっかけとした運動習慣の定着や減塩の取組を促進
 - ①アプリへの「楽しさ」「面白さ」「役立つ」機能の追加（スマホの位置情報から近くの観光資源を紹介する動画を表示する機能など）
 - ②定期的な抽選会の開催
 - ③取得したポイントを利用できる協力店の開拓
 - ④食塩の適正摂取に関する啓発

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		目標	実績
全般	平均寿命 男性	目標	目標: 平均寿命を上回る健康寿命の延伸(R16)
	女性	実績	実績(男性): H22年79.36年、R4年80.91年(延び1.55年)
	健康寿命 男性	目標	(女性): H22年86.49年、R4年87.18年(延び0.69年)
	女性	実績	実績(男性): H22年69.67年、R4年72.20年(延び2.53年)
特定健診	特定健診実施率	目標	目標: 70%以上(R16) 実績: H22年39.0% → R3年51.9%
	特定保健指導実施率	目標	目標: 45%以上(R16) 実績: H22年14.3% → R3年26.0%
	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上がほぼ毎日の者の割合(20歳以上)	目標	目標: 80g(R16) 実績: H23年68.6g → R4年71.1g
	食塩摂取量	目標	男性 目標: 7g(R16) 実績: H23年10.8g → R4年10.0g
食生活		実績	女性 目標: 7g(R16) 実績: H23年8.9g → R4年8.7g
	野菜摂取量(20歳以上)	目標	目標: 350g(R16) 実績: H23年259g → R4年253g
		実績	
		実績	
運動習慣	運動習慣がある者の割合	目標	20～64歳男性 目標: 30%(R16) 実績: H23年30.4% → R4年22.7%
		実績	20～64歳女性 目標: 30%(R16) 実績: H23年29.1% → R4年12.7%
	日常生活の歩数	目標	20～64歳男性 目標: 8,000歩(R16) 実績: H23年7839歩 → R4年7318歩
		実績	20～64歳女性 目標: 8,000歩(R16) 実績: H23年7303歩 → R4年6395歩

※目標値は、昨年度改定した福岡県健康増進計画で設定した目標値。実績値は改定前の福岡県健康増進計画の期間中の数値推移。

【成果指標の設定根拠】

- ・目標である「平均寿命を上回る健康寿命の増加」を測定するため、「平均寿命」と「健康寿命」を設定。
- ・自分の健康リスクに気づくための特定健診については「特定健診実施率」を設定。さらに、健康リスクがある者に対して実施している「特定保健指導」についても設定。
- ・食生活の改善については、バランスの良い食事の摂取に係る「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上がほぼ毎日の者の割合」「食塩摂取量」「野菜摂取量」を設定。
- ・運動習慣については、「運動習慣がある者の割合」「日常生活の歩数」を設定。

【目標値の設定根拠】

- ・いずれも、福岡県健康増進計画に定める目標を設定

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・食生活の改善は、令和5年度重点施策の「スマートソルティングプロジェクト」の実施等により主に食塩の適正摂取の啓発を行っているが、令和16年度の目標（男女ともに食塩摂取量7g）達成に向けては継続した取組が必要。なお、学校に対する減塩レシピの普及のための研修会は令和5年度に1回開催し、参加者数は406名。大学と連携した市民講座は令和5年度に8回開催し、参加者数は351名。
- ・健康ポイントアプリや誰もが取り組みやすく継続しやすい運動（スロージョギング、ウォーキング、筋トレ、高齢者向けトランポリン等）を実施してもらえよう普及に取り組んでいるが、「運動習慣がある者の割合」及び「日常生活の歩数」とともに減少傾向にあるため、今後も継続した取組が必要。

(要因)

- ・食生活の改善については、食塩摂取量について県民へ直接啓発する機会（イベント）の周知が不足していたことが要因と考えられる。
- ・運動習慣の定着については、コロナ流行による外出自粛等により日常的な運動習慣が途切れたこと等が要因と考えられる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

- ・無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・SNSを活用して、多くの県民に直接広告を届けるよう工夫した。
- ・県民に人気がある芸能人、著名な料理愛好家を起用して、食生活の改善への関心が高まるよう工夫した。

4 事業費(千円)	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	68,039	15,879	8,569	時 間	3,456	846	522
(うち一般財源)	68,039	15,879	8,569	人件費(千円)	13,956	3,501	2,161

5 見直しの内容

☒ 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) ☐ 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・QOLの向上や医療費の適正化につながる「健康寿命」を延伸するためには、効果的な取組を継続的に実施する必要があるため。

【見直し内容】

- ・健康ポイントアプリ抽選会の商品の発送業務の見直し、協力店のアプリ内での募集等、効率化に努めることで委託料を削減した。(▲5,736千円)
- ・「ふくおか健康ポイントアプリ」の利用者を増加させ、ウォーキング等の運動習慣定着を促すとともに、アプリの情報発信機能により、効果的な運動、健診受診等の必要性について、啓発していく。

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名			循環器病対策事業	部 課(室)	保健医療介護部 健康増進課	事業 開始年度	R5
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供	
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的な取組	6	難病及び小児慢性特定疾病を有する者の生活の質の維持向上	
					7	難病に関する医療提供体制の確保	

1 事業のねらい・目的

- 県内各医療機関における患者支援の底上げを行うことで、県全体の循環器病患者に対する包括的な支援体制を構築し、循環器病の予防及び重症化予防を図る。

2 事業概要

- 福岡県循環器病総合支援センターの運営
国のモデル事業の実績を踏まえ、引き続き「福岡県循環器病総合支援センター」の運営を九州医療センターに委託し、以下の取組を実施。

<相談支援>

① 循環器病患者・家族の相談支援窓口の設置

- 【人員配置】コーディネーター2名を配置 ※医師やソーシャルワーカーなどの専門スタッフと連携
【支援内容】医療・福祉・介護サービスの案内、病気・症状・治療方法に関するもの、在宅療養（食生活、服薬等）やリハビリに関するもの等
【支援方法】対面、電話、メール、WEB 面談

<情報提供・普及啓発>

② 循環器病患者・家族等に対する適切な情報提供の実施

- 【手 法】周知ポスター（2万5千部）の作成、動画制作など
【内 容】相談支援窓口の周知、循環器病の予兆時点の早期受診や重症化予防などの情報提供

③ 循環器病に関する県民公開講座の開催

- 【内 容 等】循環器病の特徴的な症状や非常時の対処法、生活習慣病との関係性など発症予防や重症化予防に関するもの等（年3回 ※健康づくりイベントなどと組み合わせて実施）

<研修会>

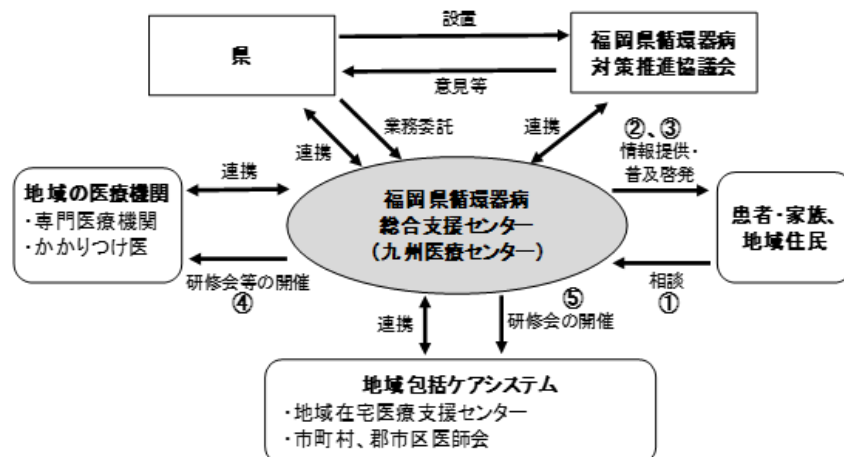
④ 医療従事者を対象とした研修会の開催

- 【対 象】医師、保健師、薬剤師、救急救命士
【内 容 等】循環器病に関する最新情報や地域の専門医療機関との連携の重要性、早期診断、治療法、緩和ケア、重症化予防、救命処置等（年4回 ※対象者別に各1回）

⑤ 地域包括ケアシステムとの協働のための研修会の開催

- 【対 象】地域在宅医療支援センターや市町村及び郡市区医師会の在宅医療・介護連携担当者
【内 容 等】在宅循環器病患者の重症化予防に関する事例研究等（年3回）

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">成果指標</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;"></td> <td style="width: 80%; padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">健康寿命</td> <td style="padding: 5px;">目標</td> <td style="padding: 5px;">目標：健康寿命の延伸</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">男性</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">実績（男性）：R1 年 72.22 年、R4 年 72.20 年（0.02 年短縮）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">女性</td> <td style="padding: 5px;">実績</td> <td style="padding: 5px;">（女性）：R1 年 75.19 年、R4 年 75.28 年（0.09 年延伸）</td> </tr> </table> 注：都道府県健康寿命は 3 年に 1 回、2 年前の状況が公表される。 【成果指標の設定根拠】 循環器病患者が日常生活の場で質の高い生活を送ることができるよう「健康寿命」を設定。 【目標値の設定根拠】 国の「循環器病対策推進基本計画」において、令和 22 年までに 3 年以上の健康寿命延伸が目標となっていることから、令和元年を基準として、年 0.143 年の健康寿命延伸を目標としている。 【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】 （評価） R1 年と比較すると、女性の健康寿命は 0.09 年延伸したものの、男性の健康寿命は 0.02 年短縮し目標未達。 （要因） 新型コロナウイルス感染症の影響による余命の短縮により、健康寿命が短縮したと考えられる。 （上記を踏まえた、目標値の見直しの有無） 新型コロナウイルス感染症の影響により一過性に健康寿命が短縮したと考えられるため、今回は目標値の見直しなし。今後の経過を見て、必要に応じて見直しを検討する。 （有の場合、その内容） 【効率的な事業の実施に向けた工夫】 ・相談支援窓口の周知のため、チラシ（ポスター）を作成の上、ホームページへの掲載、関係機関への配布、循環器病に係る啓発イベントでの配布・掲示等を行い、多くの県民に情報が届くよう工夫した。また、相談支援窓口においては、患者の状況等に応じた適切な対応につながるよう、トリアージナースを配置し、相談内容ごとに専門スタッフに振り分けの上対応した。 ・脳卒中の予防や重症化予防のための情報提供及び地域医療のコミュニケーションツールとして活用してもらうため、「脳卒中あんしん連携ノート」を作成し、医療機関や循環器病患者・家族、関係機関等に配布した。また、電子ブック版の URL と QR コードをホームページに掲載し、スマートフォンにも対応できるように工夫した。	成果指標			健康寿命	目標	目標：健康寿命の延伸	男性		実績（男性）：R1 年 72.22 年、R4 年 72.20 年（0.02 年短縮）	女性	実績	（女性）：R1 年 75.19 年、R4 年 75.28 年（0.09 年延伸）
成果指標													
健康寿命	目標	目標：健康寿命の延伸											
男性		実績（男性）：R1 年 72.22 年、R4 年 72.20 年（0.02 年短縮）											
女性	実績	（女性）：R1 年 75.19 年、R4 年 75.28 年（0.09 年延伸）											

4 事業費（千円）	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	15,741	16,134	16,134	時 間	1,440	900	900
（うち一般財源）	7,871	8,067	8,067	人件費（千円）	5,815	3,725	3,725

5 見直しの内容	継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） 一部改善 縮小 ） 【上記の理由】 ・県全体の循環器病患者に対する包括的な支援体制を構築し、循環器病の予防及び重症化予防を図ることを目的に、継続的に実施する必要があるため。 【見直し内容】 ・相談支援窓口における院外からの相談が少ない状況であることから、市町村広報誌への掲載等相談支援窓口の周知の拡大を図っていく。
----------	--

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	てんかん地域診療連携体制整備事業	部 課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	R4
-----	------------------	-----------	------------------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心して質の高い医療の提供
	小項目	2	こころの健康づくりの推進	具体的な取組	1	こころの健康づくりの推進

1 事業のねらい・目的

てんかん患者やその家族が安心して専門的な治療を受けることができるよう、てんかん支援拠点病院を選定し、地域における診療連携体制を整備するとともに、てんかんに対する正しい理解促進を図る。

2 事業概要

実施主体：県 負担割合：国1/2 県1/2

九州大学病院を「福岡県てんかん支援拠点病院」に指定し、以下の業務を実施する。

①てんかん治療医療連携協議会の運営

- ・事業計画の策定
- ・事業効果の検証
- ・問題点の抽出
- ・治療、支援方法の検討

②てんかんに関する専門的な相談支援

- ・専門的な相談支援
- ・関係機関との連携、調整

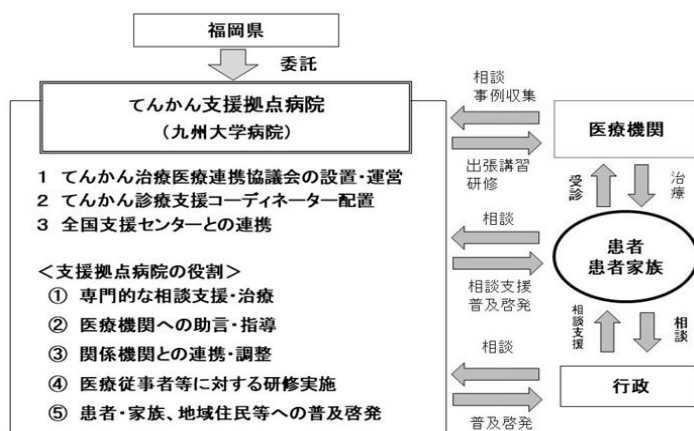
③医療機関等への助言・指導

- ・医療機関への出張講習
- ・研修等の企画・実施

④普及啓発活動

- ・知識普及のためのパンフレット作成、ホームページ開設

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8
てんかん医療機関の連携数	目標	42	57	57	57	57
	実績	27	27	-	-	-

【成果指標の設定根拠】

- ・てんかんは、乳幼児から高齢者までいずれの年齢層でも発症し、診療科が多岐にわたるが、診療科間での連携がとりづらいことが課題となっている。
- ・誰もが身近な地域で専門的な治療が受けられるようにするためには、県内の診療連携体制を整備する必要があるため、てんかん医療機関の連携数を指標とした。

【目標値の設定根拠】

- ・県内でてんかんの専門診療が可能な医療機関数(「てんかん支援ネットワーク」に掲載されている医療機関数)

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・目標は達成できなかったものの、てんかん治療医療連携協議会や福岡県てんかん支援拠点病院研修会の開催など、てんかん支援の環境整備が図られた。

(要因)

- ・てんかんの専門医※がいる医療機関が増えておらず、連携が難しいため。
※日本てんかん学会の専門医に登録されている医師。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・医療機関を対象とした研修会等を通して、県内のてんかん診療連携ネットワークの拡大を図っている。
- ・てんかん治療医療連携協議会において幅広い意見を取り入れるよう努めている。

4 事業費(千円)	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	3,793	3,901	3,901	時 間	240	240	240
(うち一般財源)	1,843	1,951	1,951	人件費(千円)	970	994	994

5 見直しの内容

☒継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) ☐一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

県内におけるてんかん診療の連携体制整備は喫緊の課題であり、引き続き取り組んでいく必要があるため。

【見直し内容】

- ・精神科・心療内科等の病院・診療所を対象とした研修会を実施し連携を強化する。
- ・てんかん診療支援コーディネーターを増員し体制強化を図る。
- ・月1回開催しているてんかんカンファレンスをWEBで実施することにより、他県や他施設と合同カンファレンスができ、てんかんの治療においてより最適な治療の選択を可能とする。

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	自殺対策事業 (自殺予防 SNS 相談事業)	部 課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	R4
-----	---------------------------	-----------	------------------------------	------------	----

総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供
	小項目	2	こころの健康づくりの推進	具体的な取組	2	自殺対策の推進

1 事業のねらい・目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、本県の自殺者数は令和2年度から増加傾向に転じており、中でも若い世代の増加が目立つことから、若い世代の特性も踏まえ、SNS 相談窓口を設置し、相談対応を充実させることにより、自殺者数の増加を抑制する。

2 事業概要

従来の電話相談窓口「ふくおか自殺予防ホットライン」に加え、令和4年7月からメッセージアプリ「LINE」を用いた自殺予防 SNS 相談窓口「きもち よりそうライン@ふくおかけん」を運用しており、年齢性別を問わず誰もが利用しやすい相談体制を整備している。

① 相談事業の運営

(開設日時) 月・木/16:00~19:00 (予約不要、無料)

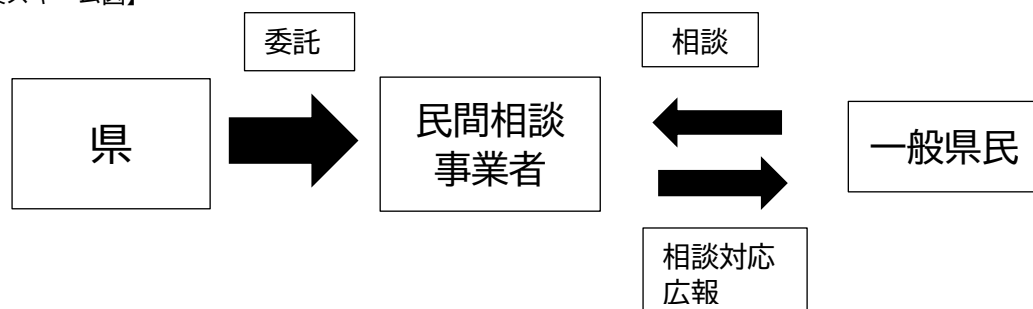
(相談体制) 相談員平均9名、スーパーバイザー1名 ※精神保健福祉士、臨床心理士など

② 相談事業の広報

・インターネット上での広告表示 (LINE 広告)

・学校等への広報カードの配布

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R8
自殺死亡率(総合計画)	目標	15.4	15.0	14.5	14.0	13.5	12.5
～人口10万人当たりの自殺者数～	実績	16.3	16.8	17.4	18.3		

【成果指標の設定根拠】

国は「自殺総合対策大綱」において、「自殺死亡率」を成果指標として設定しているため、本県においても成果指標(総合計画)として設定する。

【目標値の設定根拠】

国は「自殺総合対策大綱」において、令和8年までに自殺死亡者を平成27年と比べて30%以上減少させることとしているため、本県においても平成27年の自殺死亡率17.8と比べて30%以上低い12.5を令和8年の目標値(総合計画)として設定する。

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

自殺死亡率は悪化しているものの、令和 5 年度は 5,400 件の相談があり、また、そのうち若年層（～30 代以下）が占める割合が 76%を占めており、本事業の目的であった若年層向けの相談窓口として大きな役割を果たしている。

（要因）

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により人との接触機会が減り、それが長期化することで、人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じ、また、近年の物価高騰による経済状況の悪化など、自殺につながりかねない問題が深刻化していると考えられる。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

令和 4 年度の相談実績により、相談日のうち月曜日より木曜日のほうが相談件数が多い傾向にあることが判明したため、相談員数を曜日間で調整するなどの対応を行い、未対応件数が挙がらないよう効率的な事業の実施に努めた。

4 事業費（千円）	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	24,391	24,771	24,393	時 間	250	250	250
（うち一般財源）	6,098	12,386	12,197	人件費（千円）	1,010	1,035	1,035

5 見直しの内容

継続

拡充

改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）

一部改善

縮小

終了

（完了

再構築（他の事業に組み替え）

廃止

【上記の理由】

令和 5 年度は 5,400 件もの相談実績があり、SNS 相談利用者の不安解消等に寄与しており、若年層向けの相談窓口として定着してきていると考えられるため、引き続き事業を実施する。

【見直し内容】

例年、8 月上旬に SNS 相談窓口の案内カードを県内の中・高等学校や特別支援学校等に直接配布を行ったが、夏休み等の長期休暇が明ける前後に増加する傾向にある子どもの自殺を防ぐため、夏休み前の生徒に案内カードを配布できるように、案内カードの作成スケジュールを前倒しする。

R 6 年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	メタバースを活用した若者の孤独・孤立 解消推進事業	部 課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	R5
-----	------------------------------	-----------	------------------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供
	小項目	2	こころの健康づくりの推進	具体的な取組	2	自殺対策の推進

1 事業のねらい・目的

孤独・孤立の気持ちを抱える若年層が他者と関わり交流することで、居場所や人とのつながりを獲得し、孤独感が緩和され生きる意欲が促進されることにより、精神的安定・自殺リスクの低下につなげる。

2 事業概要

メタバース（多人数が参加可能で自由に行動できるインターネット上に構築される仮想の三次元空間）を活用した若年層の孤独・孤立解消のための居場所づくり

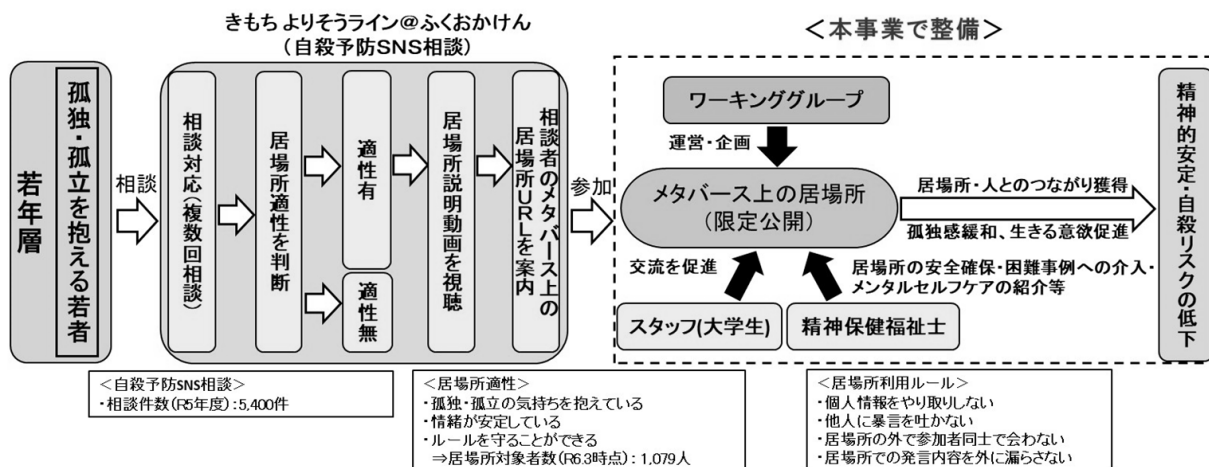
①インターネット（アプリ）上にメタバースを活用した居場所「おいでよ きもちかたりあう広場」の空間を制作

②居場所の運営及び交流会の開催

- ・対象者：自殺予防 SNS 相談「きもち よりそうライン@ふくおかけん」の 30 代以下の相談者（複数回相談）
- ・開催時間：偶数月・毎週火曜日、奇数月毎週金曜日 19 時～21 時の 2 時間（休祝日含む、年末年始をのぞく）
- ・開催概要：レクリエーション（クイズ大会等）及びトークセッション（テキストでの会話）を実施。
- ・体制：スタッフ（心理学専攻の大学生）2 名～4 名、精神保健福祉士 1 名を配置

③自殺予防 SNS 相談者に対する居場所の概要を説明する広報動画の制作

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
自殺死亡率（30 代以下）	目標	8.4	8.1	7.9	7.6	7.4	7.1	6.9
～人口 10 万人当たりの自殺者数～	実績	13.5	11.8	13.8	12.8			

【成果指標の設定根拠】

国は「自殺総合対策大綱」において、「自殺死亡率」を成果指標として設定しているため、本事業の対象である 30 代以下の自殺死亡率を成果指標として設定する。

【目標値の設定根拠】

国は「自殺総合対策大綱」において、令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることとしているため、本県においても平成27年の自殺死亡率9.9（30代以下）と比べて30%以上低い6.9を令和8年の目標値として設定する。

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

令和 5 年度は交流会 29 回開催で 94 名参加（最大参加者数 9 名）と当初想定より参加者は低調であったものの、交流会参加者からは「自分の気持ちが言えた」「孤独感が和らいだ」「参加して気持ちが穏やかになった」などの感想があり、本事業の目的である孤独感の緩和に貢献したと考えられるが、自殺死亡率は悪化した。

（要因）

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により人との接触機会が減り、それが長期化することで、人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じ、また、近年の物価高騰による経済状況の悪化など、自殺につながりかねない問題が深刻化していると考えられる。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

参加者が想定より少なかったため、本事業の対象者を自殺予防 SNS 相談事業の 4 回以上相談歴のある人から 2 回以上に変更するなど、状況に応じて柔軟に事業を行った。

また、保護者によるスマートフォンのアプリインストール制限のために参加できなかった中高生がいたこともあり、制限による不参加を解消するため、アプリのインストールが不要なブラウザ上で事業を実施した。

4 事業費（千円）	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	26,036	20,785	13,723	時 間	486	486	386
（うち一般財源）	8,679	6,929	4,575	人件費（千円）	1,963	2,012	1,598

5 見直しの内容

継続

拡充

改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）

一部改善

縮小

終了

完了

再構築（他の事業に組み替え）

廃止

【上記の理由】

参加者が想定より少なかったものの、参加者の孤独感の緩和に貢献したと考えられるため、事業を継続して実施するとともに、参加者を増やすための取組を行う。

【見直し内容】

- ・対象者について自殺予防 SNS 相談を利用している人としているが、それ以外にもメタバースを活用した居場所を必要とする人がいると考えられるため、有識者会議の中で、安全面に配慮しつつ、対象者の幅をどこまで広げることができるかを協議していく。
- ・対象者へのアンケート結果の「よく分からないので怖そう」という意見や、大勢のグループの中で話することに抵抗がある人に向けて、居場所内で 1 対 1 の相談を行う体験会の実施を検討し、体験会から交流会への参加を促す。
- ・対象者に対して適宜アンケートを行うなどして、事業に係る課題等を抽出し、より効果的な事業の実施に向けて検討を進めていく。
- ・参加者が少なかったため、効率的な事業の実施に向けて開催回数を月 4 回から月 3 回に変更するが、上記のように内容の充実を図り、参加者を増やすための取組を行う。（▲7,062 千円）

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	自殺対策事業	部 課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	H19
-----	--------	-----------	------------------------------	------------	-----

総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供
	小項目	2	こころの健康づくりの推進	具体的な取組	2	自殺対策の推進

1 事業のねらい・目的

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、福岡県自殺対策計画に基づき、令和8年度までに、平成27年の自殺死亡률을30%以上減少させる。

2 事業概要

■ 人材の育成

- (1) 一般科医等に対するうつ病等研修
内科医等の一般科医に対し、うつ病に関する研修を実施し、早期発見、早期治療につなげる
- (2) 地域の見守り強化
自殺予防講演会、メンタルヘルスセミナーを開催する

■ 相談体制の整備

- (3) ふくおか自殺予防ホットラインの運営
ふくおか自殺予防ホットライン及びふくおか自殺予防ホットライン（フリーダイヤル）を運営する
- (4) 自殺予防 SNS 相談（別途評価書）
- (5) 相談促進のための啓発
相談窓口等の周知や自殺予防に関する正しい知識を普及するため、啓発物品を作成する

■ 居場所づくり

- (6) 居場所づくり事業（ほっとサロン）
孤独・孤立の気持ちを抱えている人を対象に、こども食堂を活用した居場所を運営する
- (7) 居場所づくり事業（メタバース）（別途評価書）

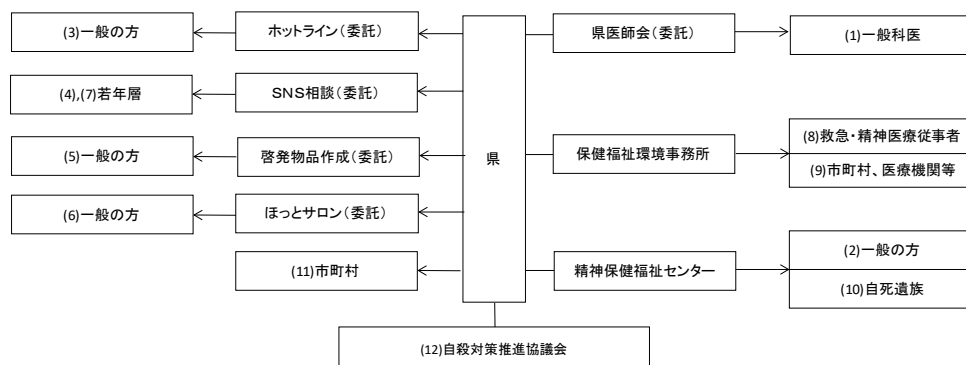
■ 自殺未遂者や自死遺族等への支援体制の整備

- (8) 自殺未遂者に対する支援マニュアル普及
H27年度作成の「自殺未遂者支援マニュアル」を普及するため、救急医療機関等を対象とした研修を実施する
- (9) 地域におけるハイリスク者支援のための連携強化
精神科医療機関や救急病院、市町村などが参加する「ハイリスク者支援連携強化会議」を各保健福祉（環境）事務所で開催する
- (10) 自死遺族支援
自死遺族に対する精神保健福祉相談及び弁護士無料相談の実施、自死遺族支援関係者研修会を開催する

■ その他

- (11) 市町村助成
国の補助事業メニューに沿って自殺予防のための取組を行う市町村に対し、助成を実施する
- (12) 自殺対策協議会の開催
自殺対策計画の推進に向け、自殺対策に関する施策の協議・検討を実施する「自殺対策協議会」を開催する

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況							
成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R8
自殺死亡率（総合計画）		目標	15.4	15.0	14.5	14.0	13.5
～人口 10 万人当たりの自殺者数～		実績	16.3	16.8	17.4	18.3	
【成果指標の設定根拠】 国は「自殺総合対策大綱」において、「自殺死亡率」を成果指標として設定しているため、本県においても成果指標（総合計画）として設定する。 【目標値の設定根拠】 国は「自殺総合対策大綱」において、令和 8 年までに自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少させることとしているため、本県においても平成 27 年の自殺死亡率 17.8 と比べて 30%以上低い 12.5 を令和 8 年の目標値（総合計画）として設定する。 【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】 （評価） 令和 5 年度は、ふくおか自殺予防ホットライン（電話）で 6,444 件の相談があり、また、各保健福祉（環境）事務所が実施しているハイリスク者支援連携強化会議では 306 名が参加するなど、生きづらさを抱えている人の不安軽減や、地域における支援体制の整備等がすすんでいるが、自殺死亡率は悪化した。 （要因） 社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により人との接触機会が減り、それが長期化することで、人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じ、また、近年の物価高騰による経済状況の悪化など、自殺につながりかねない問題が深刻化していると考えられるため。 （上記を踏まえた、目標値の見直しの有無） 無 （有の場合、その内容） 【効率的な事業の実施に向けた工夫】 ふくおか自殺予防ホットラインについて、受託業者と自殺念慮が高い要注意相談者の情報を共有し、状況に応じて当室より社会資源情報を提供するなどして、効率的・効果的に電話相談を実施できるようにしている。							
4 事業費（千円）	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	71,418	73,789	38,753	時 間	982 ※出先含む	982 ※出先含む	934 ※出先含む
（うち一般財源）	9,286	19,724	4,989	人件費（千円）	3,966	4,064	3,865
5 見直しの内容							
継続 ☒ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 ☒ 縮小 ☐ 終了 ☐ 完了 ☐ 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ☐ 【上記の理由】 相談窓口の運営・広報や、地域での活動を促進するためのハイリスク者支援強化会議など、県自殺対策計画の推進に欠かせない事業であるため、引き続き事業を実施する。 なお、以下の事業については廃止する。 ① 新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和 2 年度より自殺予防ホットライン（フリーダイヤル）を増設していたが、5 類感染症に移行したため廃止する。 ② 令和 4 年度より、生きづらさを抱える人の居場所として子ども食堂を居場所として事業を実施していたが、今後は SNS を活用した相談事業によるフォローアップを行うこととし、廃止する。 【見直し内容】 自殺未遂者等の自殺を予防するために保健所で開催している「ハイリスク者支援連携強化会議」について、地域の実情に応じ、精神科医療機関や救急病院、市町村、学校などの多職種の専門家などが集まり、「顔の見える」関係を構築していた。近年の若年者層の自殺者数の増加に伴い、本会議の構成メンバーに学校関係者等（養護教諭、スクールカウンセラー等）を加え、学校等での困難事例等に対して、必要に応じて多職種の専門家から助言が受けられるような体制を構築することとする。							

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	災害派遣精神医療チーム整備事業	部 課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	R1
-----	-----------------	-----------	------------------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる	中項目	29	地域防災力と危機管理の強化
	小項目	1	地域防災力と危機管理の強化	具体的な取組	2	災害対応力の強化

1 事業のねらい・目的

災害派遣精神医療チーム（DPAT）が発災直後から中長期にわたり活動できる体制を確保し、他県への支援にも十分に対応するため、県内の大学病院や民間の精神科医療機関とDPATの派遣に関する協定を締結し、「ふくおかDPAT」の派遣体制の充実を図る。

2 事業概要

① ふくおかDPAT運営委員会の開催（年2回）

委員構成：福岡県、政令市、太宰府病院、県内4大学病院、県精神科病院協会など

協議内容：ふくおかDPATの研修の企画、活動マニュアル等の作成、DPAT活動の検証など

② ふくおかDPAT派遣人材養成にかかる研修

ア 県主催研修の実施（1日間、年1回実施（福岡市））

対象：精神科医師、看護師、事務職員等を対象とし、1回につき50名程度（1チーム3名×17チーム）

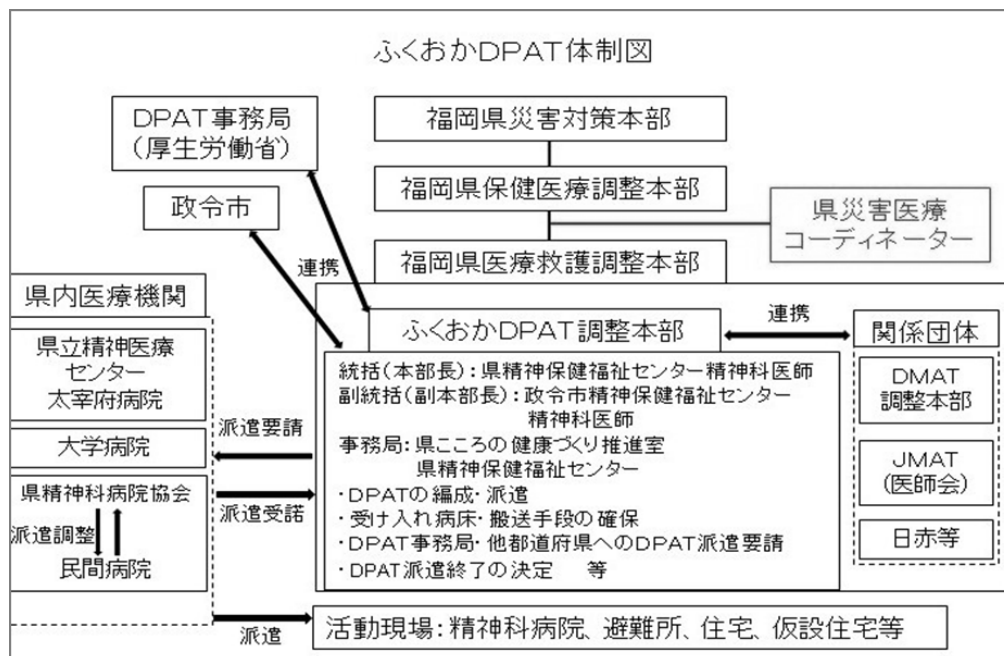
内容：ふくおかDPAT隊員としての基本的な知識と技能の習得・維持、DPATの役割と関係機関との連携、E M I S（広域災害救急医療情報システム）実習、災害演習（被災病院支援、避難所支援等）

イ 国等が主催する研修への県内医療機関の参加

対象：厚生労働省DPAT事務局が実施する先遣隊研修（2泊3日、1チーム）年2回

③ ふくおかDPATの活動に要する資機材（ライティングシート、地図、パソコンソフト等）の整備

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
災害派遣精神医療チーム指定数	目標	55	55	55	55	55	55
	実績	45	49	50	53	48	54

【成果指標の設定根拠】

- ・福岡県地域防災計画において、DPA Tの充実強化や実践的な研修・訓練等を通じて、災害時精神科医療活動等の支援体制の整備に努めるものとしている。

【目標値の設定根拠】

- ・出勤するのは最大4チーム／週、活動期間が6ヶ月（27週）程度に及ぶことを想定すると、55チームの整備が求められる（1チーム2回出勤を想定）。
- ・隊員の異動や転勤等によりチーム数が減少する可能性があるため、55チームの維持を目標とする。

【R5年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

- ・チーム数が昨年度から減少。目標未達。

（要因）

- ・令和6年2月に研修開催を予定していたが、能登半島地震発生の影響により中止とした。
- ・既存隊員の異動や転勤。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

DPA T事務局に登録されているインストラクターや、日本DMA T統括者を講師に招聘し、研修内容の充実を図った。

4 事業費（千円）	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	1,581	5,028	5,028	時 間	497	497	497
（うち一般財源）	324	1,559	1,559	人件費（千円）	2,007	2,057	2,057

5 見直しの内容

☒ 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） ☐ 一部改善 縮小 ）

終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

災害時の精神科医療および精神保健活動の支援を担うDPA Tの体制整備は必要不可欠であるため。

【見直し内容】

災害等の不測の事態により研修が中止となった場合でも、年度内に再調整が可能となるよう出来るだけ早い時期の研修開催に努め、確実な隊員養成を図る。

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名		若年女性がん検診促進事業		部 課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	R4
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供	
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的な取組	1 5	科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 がん教育、がんに関する知識の普及啓発	

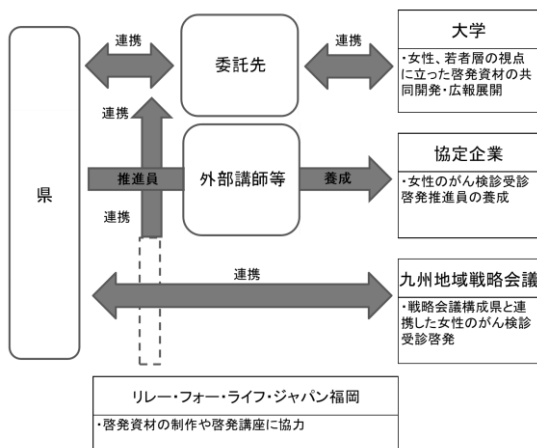
1 事業のねらい・目的

県民にとってより身近な大学、事業所等と連携し、コロナ禍における県民の受診控えのマインドを一掃する取組を実施する。

2 事業概要

- (1) 県内大学と連携した受診勧奨の取組
 - ・女子学生と県が共同で「Cプロジェクト」を設置し、女性・若年層の視点に立った情報発信方法や、啓発資材のデザイン等を企画・立案・実施
 - ・大学等の学生を対象に、啓発講座及び市町村と連携した出張子宮頸がん検診を実施
 - (2) 事業所等と連携した受診勧奨の取組
 - ・福岡県がん対策推進企業等連携協定締結企業の女性保険外交員を対象にがん検診の重要性を学ぶ養成講座を実施し、修了者を「女性のがん検診受診推進員」に認定
 - ・10月のピンクリボン月間に、協定企業と連携した啓発イベントを開催
 - (3) 九州各県と連携した受診勧奨の取組
 - ・九州地域戦略会議構成県と連携し、女性のがん検診受診啓発を実施
- ※リレー・フォー・ライフ・ジャパン福岡との連携
- ・上記(1)及び(2)で実施する啓発資材の企画・制作や講演等について、がん経験者や医療従事者等に協力を依頼
 - ・また、「福岡県働く世代をがんから守るがん対策サポート事業」の登録事業所にリレー・フォー・ライフ・ジャパン福岡の参加を働きかけ

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標			H25	H28	R1	R4	R7	R7(目標)
各がん検診の受診率	胃	目標		-	-	-	-	60.0%
		実績	36.4%	38.2%	40.5%	40.4%	-	
	肺	目標		-	-	-	-	60.0%
		実績	36.2%	40.9%	44.5%	44.4%	-	
	大腸	目標		-	-	-	-	60.0%
		実績	32.1%	36.4%	38.5%	42.1%	-	
	子宮頸部	目標		-	-	-	-	60.0%
		実績	40.0%	37.9%	39.6%	42.6%	-	
	乳	目標		-	-	-	-	60.0%
		実績	39.4%	40.9%	44.3%	44.7%	-	

【成果指標の設定根拠】

本事業は全国に比べ低位であるがん検診受診率を向上させるため取り組む事業であることから、福岡県の各がんの検診受診率を成果指標として設定する。

【目標値の設定根拠】

令和6年3月に策定した「がん対策推進計画」において「がん検診の受診率 60%」を目標としている。

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

本県の令和4年子宮頸がん検診の受診率は、令和元年と比較して上昇し、施策と受診率の相関が確認できていたところ、令和5年度も同様の取組を行ったことから、引き続き受診率が上昇していることが予想される。(R5年度は受診率の調査なし。)

(要因)

- ・県内大学的女子学生と共同で啓発資材を開発し、制作資材を大々的に告知・展開したことで、若年女性に効果的にアプローチできたこと
- ・県内企業の女性従業員に必要な知識を研修し、女性のがん検診受診推進員に認定し、推進員が県民に個別に働きかけを行うことで、県民1人1人に直接訴えることができたこと 等

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・本事業で製作する、特設サイト・啓発パンフレット・啓発グッズ等については、単年度活用でなく、継続して掲載・配布していくことで、事業効果の持続を図っている。
- ・企業の女性従業員養成講座についても、単年度研修で終了でなく、次年度以降も繰り返し、研修を行っていくことで、知識の定着化を図り、継続的な県民への啓発活動を促している。

4 事業費(千円)	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	18,051	16,029	—	時 間	742	742	—
(うち一般財源)	9,026	8,015	—	人件費(千円)	2,997	3,071	—

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

(終了) (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

本県のがん検診受診率は、性別では女性が、年代別では若年層の受診率が低いことから、県内女子学生による女子・若年層の視点に立った情報発信方法や啓発資材の企画立案を実施し、一定程度のアプローチができた。

また、女性のがん検診受診促進員を3,542名認定し、推進員が県民にがん検診の重要性について、働きかけを行った。

【見直し内容】

特になし

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	肝炎対策事業 (肝炎ウイルス無料検査)	部 課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H22
-----	------------------------	-----------	-----------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的な取組	1	科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

1 事業のねらい・目的

肝がんの予防対策として、肝炎ウイルス検査の受検機会の拡大と検診後のフォロー体制を確立し、肝炎ウイルス陽性者の早期発見、早期治療を促進する。

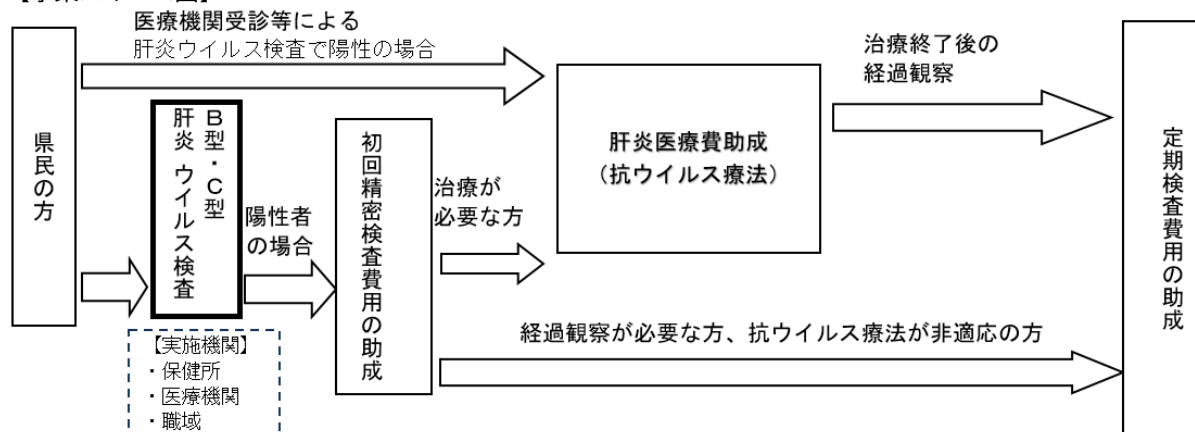
2 事業概要

肝炎ウイルスに感染しているリスクが高いと考えられる以下の対象者に対し、保健所、医療機関において肝炎ウイルス無料検査を実施する。

【肝炎ウイルス無料検査の対象者】

- 福岡県在住の20歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない者。かつ、以下の①～⑥項目のいずれかに該当する者（北九州市・福岡市・久留米市の市民は除く）
- ① 1992年（平成4年）以前に輸血を受けたことがある
 - ② 長期に血液透析を受けている
 - ③ 非加熱凝固因子製剤や1994年（平成6年）以前にフィブリゲン製剤（フィブリン糊としての使用を含む）の投与を受けたことがある
 - ④ 臓器移植を受けたことがある
 - ⑤ 過去に肝機能異常を指摘されたことがある
 - ⑥ 医師が肝炎ウイルス検査を必要と判断した

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
肝炎ウイルス検査受検者数	目標(人)	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
	実績(人)	2,634	2,922	3,495	5,285	5,223	4,460	4,514	

【成果指標の設定根拠】

陽性者の早期発見のため、受検機会の拡大を目的とした事業であることから、県内の肝炎ウイルス検査受検者数を成果指標とする。

【目標値の設定根拠】

- 事業開始当初（H22年度）、これまで職場検診、市町村検診を受検していない者のうち、肝炎ウイルスに感染している恐れが極めて高いと考えられる者を約22,000人と推定。これをH22年度からの5年間で除した数（4,400人/年）を当面の検査目標数と設定。H27年度以降も、本県の肝がんの死亡率は全国平均に比べ高い水準にあることから、上記目標数を踏襲し、事業を実施してきたが、現在においても死亡率は高水準で推移しているため、R6年度以降についても引き続き4,400人/年を検査目標数と設定する。

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

肝炎ウイルス検査受検者数は、目標値の 4,400 人に達している。

(要因)

肝炎ウイルス検査の受検促進のため、以下の啓発を実施したことによるもの。

- ・ 日本肝炎デー（7/28）及び肝臓週間にあわせ、県庁ロビー展やラジオ放送、新聞定期広告、ポスターの配布等による啓発を実施
- ・ 県ホームページでの周知や、医療機関や市町村へ啓発資材を配布
- ・ 若者への周知のため、各市町村の成人式で啓発資材を配布
- ・ がん登録事業所へチラシを配布
- ・ がん対策推進大会でチラシを配布

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

無料検査の実施、陽性者に対する電話や文書での精密検査受診勧奨、精密検査費用への助成、治療が必要な場合の医療費への助成といった受検から治療までの一貫した支援により、早期発見、早期治療につなげている。

4 事業費(千円)	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	33,255	37,205	36,239	時 間	410	410	410
(うち一般財源)	26,522	15,079	14,739	人件費(千円)	1,656	1,697	1,697

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

本県の肝がんの 75 歳未満年齢調整死亡率 (R4 年度 4.6%) は減少しているものの、いまだ全国平均 (R4 年度 3.5%) に比べ高い水準にある。肝炎ウイルス陽性者を早期発見し、早期治療に結びつけることは、肝硬変や肝がんを防ぐことにつながる。県民誰もが健康で暮らすことができるよう、引き続き、無料検査を継続して実施する必要がある。

【見直し内容】

- ・ 医療保険者や事業主等と協力して、受検や継続受診の必要性について、啓発を強化する。
- ・ 健康増進事業における肝炎ウイルス検診を実施する市町村の拡大に努める。
- ・ 医療保険者が健康保険法に基づき行う健康診査等や事業主が労働安全衛生法に基づき行う健康診断に併せた肝炎ウイルス検査の実施について働きかける。

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	がん対策推進事業 (福岡県がん診療連携拠点病院の機能強化、県指定がん診療拠点病院の整備)	部 課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H22
-----	---	-----------	-----------------------	------------	-----

総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的な取組	2	患者本位のがん医療の実現

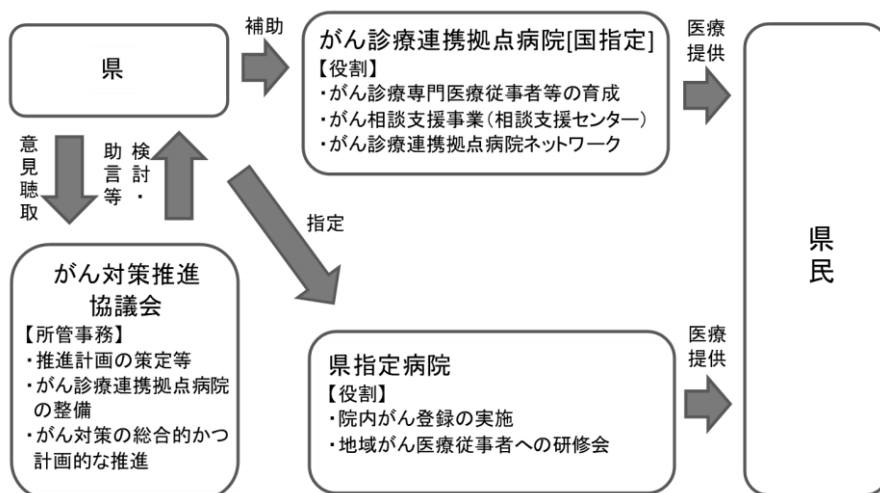
1 事業のねらい・目的

- ・福岡県がん対策推進協議会を運営し、がんの予防、早期発見及びがん医療の推進等、総合的ながん対策を推進する。
- ・がん医療の推進を図るにあたり、空白の2次医療圏を解消するため、平成28年度より地域がん診療病院を指定し、拠点病院の機能強化を一層推進する。
- ・福岡県知事が指定する病院制度を創設することにより、本県におけるがん診療提供体制の向上を図る。

2 事業概要

- (1) 福岡県がん対策推進協議会の運営
福岡県がん対策推進計画の実施にあたり、各専門分野の立場から総合的な意見を聞き、計画の進捗等及び拠点病院の機能強化の検討を行うために設置。
(構成員等)
・メンバー：がん医療従事者、患者団体、関係団体、市町村会等
・委員数：22名
・開催回数：年3回程度
- (2) がん診療連携拠点病院等の機能強化(国指定)
がん医療水準の向上、均てん化を図るため、高度ながん診療提供体制の整備を行うもの。また、空白の2次医療圏の解消を図るため、近隣するがん診療連携拠点病院と連携体制を構築の上、グループ指定を行うもの。
(内容)
・がん診療専門医療従事者等の育成
・がん相談支援事業(相談支援センター)
・がん診療連携拠点病院ネットワーク
- (3) がん診療連携拠点等の整備
高度ながん診療提供体制を向上させるため、県知事が指定する病院制度を創設。また、拠点病院等が行う院内がん登録を実施し、登録データを県拠点病院である九州がんセンターにおいて分析・評価を行う。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
75 歳未満年齢調整死亡率(10 万対)を 6 年間 (R11 年度)で 12%減少	目標	-	-	-	72.3	-	-
	実績	74.3	71.1	71.8	71.9		

【成果指標の設定根拠】

がん診療連携拠点病院を整備、機能強化することにより、がん医療水準の向上及び均てん化を図り、死亡率の通減を目指すことから成果指標として設定する。

【目標値の設定根拠】

「福岡県がん対策推進計画」において「がんによる死亡率（75 歳未満年齢調整死亡率）の減少」を目標としている。
令和 5 年度までは「第 3 期（H30 年度～R5 年度）」の目標値として、6 年間で 10%減少を、令和 11 年度までは「第 4 期（R6 年度～R11 年度）」の目標値として、6 年間で 12%減少としている。

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

令和 5 年の調査において、目標（令和 5 年）の「72.3」を下回り、達成している。

（要因）

県内のがん診療連携拠点病院の増加（H30：19 施設 ⇒ R5：24 施設）に伴い、がん医療水準の向上及び均てん化が図られたものと考えられる。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

がん診療連携拠点病院については、13 のがん医療圏（2 次医療圏）を基準としながら、県内の医療等の状況を踏まえ、県内 4 ブロック単位で整備している。

4 事業費（千円）	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	56,090	56,150	56,150	時 間	3,591	3,591	3,591
（うち一般財源）	28,043	28,077	28,077	人件費（千円）	14,501	14,860	14,860

5 見直しの内容

☒ 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） ☒ 一部改善 縮小 ）

終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

第 4 期福岡県がん対策推進計画において、「患者本位で持続可能ながん医療の提供」を全体目標の 1 つの柱として位置付けている。県民のがん医療に関する本事業については継続して実施する必要がある。

【見直し内容】

- ・これまでがん医療水準の向上及び均てん化を図るため、がん診療連携拠点病院を整備してきた。
その結果、一定の成果を得られているが（75 歳未満年齢調整死亡率の減少）、引き続き、県内 4 ブロック単位で整備しつつ、空白の地域※（宗像、直方・鞍手、京築）への整備を図る。
※がん医療圏（2 次医療圏）

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	小児・AYA世代の末期がん患者に対する療養支援事業	部 課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	R1
-----	---------------------------	-----------	-----------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的な取組	3	尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

1 事業のねらい・目的

40歳未満の末期がん患者が、介護サービスが受けることができる体制を整備することにより、本人及び家族の身体的、経済的負担を軽減し、安心して地域で療養生活を送ることができるよう支援する。

2 事業概要

小児・AYA世代(※1)の末期がん患者に対して、療養支援のサービスを提供した市町村に補助を行う。

(内容)

対象者：40歳未満の末期がん患者(※2)

サービス：①訪問介護

②福祉用具貸与・購入(他制度の助成を受けた経費は対象外)(※3)

③訪問入浴介護

限度額：60,000円(月額)

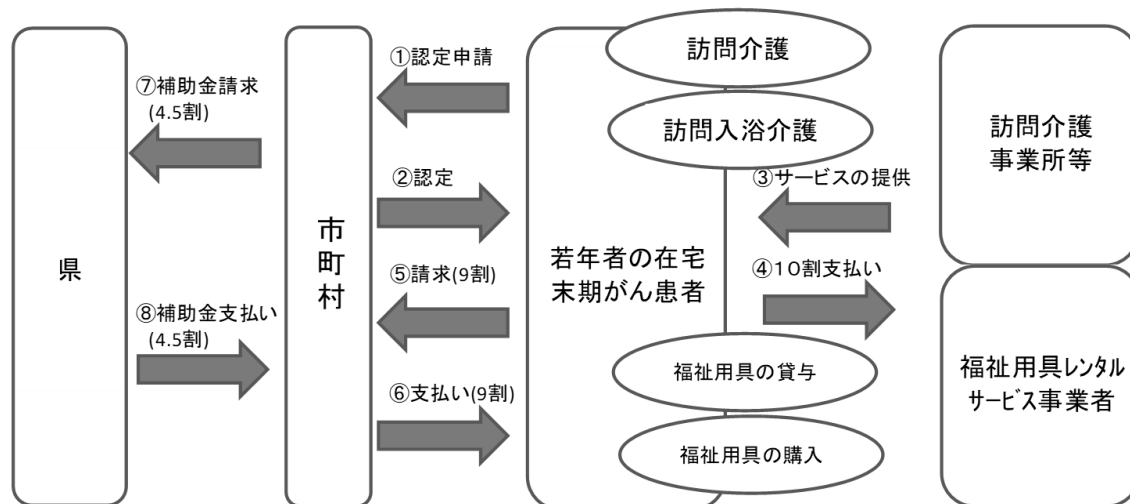
負担割合：患者1/10、市町村4.5/10、県4.5/10

※1 AYA世代とは、Adolescent and Young Adult(思春期・若年成人)の頭文字をとったもので、主に、思春期(15歳～)から30歳代までの世代

※2 治療困難で余命が概ね6ヶ月未満の者

※3 0歳から19歳のうち、小児慢性特定疾病医療受給者は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業を活用

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
制度導入市町村数	目標	15	30	45	60	60	60
	実績	15	29	31	42	47	

【成果指標の設定根拠】

本事業の実施主体は市町村のため、申請及び支払い窓口である実施市町村の数を成果指標として設定する。

【目標値の設定根拠】

本事業は令和元年度から実施しており、5年間で全市町村の導入を目標としている。

【R5年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

目標である全市町村(60)の導入は達成できなかったが、未導入市町村への依頼及びヒアリングを実施し、導入市町村は着実に増加していることから評価できる。

（要因）

未導入市町村のヒアリングで、「相談を受けたことがない」、「財政が厳しい」と意見がでている。一方で、検討を行っている市町村もあるため、継続して導入を働きかけていく。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

市町村に対してヒアリングを実施し、対象者へはがん診療連携拠点病院・がん患者団体・市町村・保健所へチラシを配布することで、事業効果の持続を図っている。

4 事業費(千円)	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳出	758	6,480	6,480	時間	84	84	84
(うち一般財源)	758	6,480	6,480	人件費(千円)	340	348	348

5 見直しの内容

☒ 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) ☒ 一部改善 縮小)
☐ 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

第4期福岡県がん対策推進計画において、「がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築」を全体目標の1つの柱として位置付けている。県民が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けることができる環境整備のため、本事業は継続して実施する必要がある。

【見直し内容】

- ・事業を導入していない市町村に対して、本事業の必要性や県内導入市町村及び助成制度の現状などを説明し、導入に向けた働きかけを行う。

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	小児・AYA世代のがん患者妊孕性温存支援事業	部 課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	R1
-----	------------------------	-----------	-----------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的な取組	3	尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

1 事業のねらい・目的

将来、子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者に対し、生殖補助医療を用いた妊孕性温存治療等に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の減少を図る。

2 事業概要

小児・AYA世代(※1)の妊孕性温存治療を行う患者に対して、直接その費用を助成する。

(対象者)

以下の要件を全て満たす者

- ア 妊孕性温存治療助成申請日において、県内に住所を有する者
- イ 妊孕性温存治療に係る凍結保存時における年齢が43歳未満の者
- ウ 福岡県が定める医療機関において妊孕性温存治療を受けた者
- エ 申請を行う妊孕性温存治療について、他制度の助成を受けていない者

(対象費用)

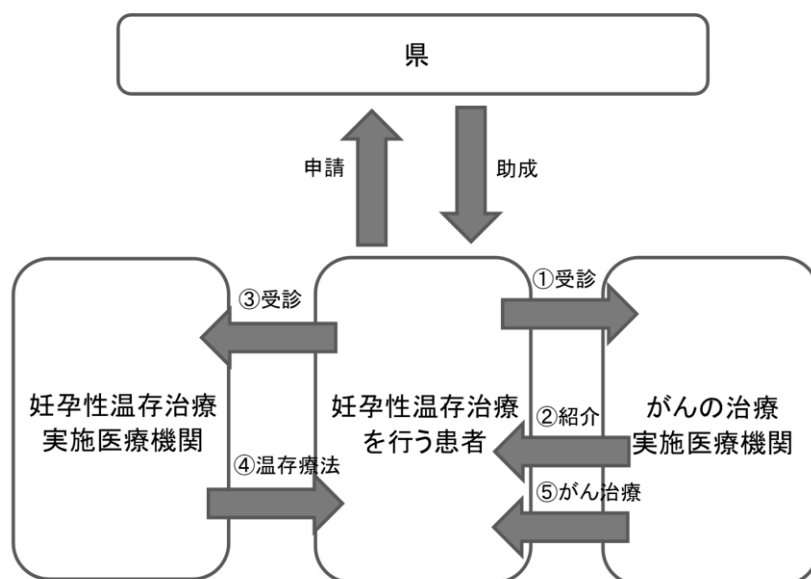
精子、卵子、卵巢組織の採取・凍結及び受精卵の凍結に要する費用(初回の保存料含む)とする。ただし、入院費、入院時の食事代、証明書などの文書料等、温存治療に直接関係のない費用、凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。

(補助額)

- ・精子凍結保存・・・2.5万円
- ・卵子凍結保存・・・20万円
- ・卵巢組織凍結保存・・・40万円
- ・精巣内から精子を採取・・・35万円
- ・受精卵凍結保存・・・35万円

※1 AYA世代とは、Adolescent and Young Adult(思春期・若年成人)の頭文字をとったもので、主に、思春期(15歳～)から30歳代までの世代

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
(1) 助成件数	目標	45	45	45	45	52	52
	実績	42	33	58	60	62	
(2) 指定医療機関数	目標	15	15	15	15	15	15
	実績	9	6	8	11	12	

【成果指標の設定根拠】

- (1) 本事業は、小児・AYA 世代のがん患者に対し、妊孕性温存治療等の費用に係る助成であるため、助成件数を成果指標として設定する。
- (2) 本事業の活用には、指定医療機関（妊孕性温存治療実施医療機関）での受診等が条件であるため、成果指標として設定する。

【目標値の設定根拠】

- (1) 43 歳未満のがん患者数（男性 505 人、女性 1,678 人）に、小児がん拠点病院で妊孕性温存目的の治療を実施若しくは紹介した割合 2.4% を乗じた数を成果指標として設定する。
- (2) 本県の医療圏 13 を基本とし、人口が多い「福岡・糸島保健医療圏」、「北九州保健医療圏」については + 1 の計 15 を成果指標として設定する。

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

助成件数は、目標値である 45 件を上回る 60 件を達成している。

指定医療機関数は、令和 4 年度から増加しているが、目標値である 15 件には達成していない。

（要因）

がん患者に対する周知として、がん診療連携拠点病院等、がんの患者団体、市町村等に広く情報提供を行い、助成件数の伸びにつながったと考えられる。

指定医療機関は、各学会（日本産婦人科学会、日本泌尿器科学会）の要件を満たしている必要があることから、新たに参加するには時間を要することが考えられる。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

4 事業費（千円）	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	9,309	11,508	11,808	時 間	585	585	585
（うち一般財源）	4,705	5,754	5,904	人件費（千円）	2,363	2,421	2,421

5 見直しの内容

☒ 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） ☒ 一部改善 縮小 ）
☐ 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

第 4 期福岡県がん対策推進計画において、「患者本位で持続可能ながん医療の提供」を全体目標の 1 つの柱として位置付けている。県民のがん医療に関する本事業については継続して実施する必要がある。

【見直し内容】

- ・引き続き、がん診療連携拠点病院等への情報提供を行う。また、がん診療連携拠点病院等と県内の産婦人科及び泌尿器科の医師等が連携できるよう会議等を開催し、医療連携や情報連携の推進、患者が円滑に治療を受けられる体制の構築を図る。

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名			臓器移植対策事業 (骨髄等移植ドナー助成事業)	部 課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	R1
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供	
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的な取組	6	難病及び小児慢性特定疾病を有する者の生活の質の維持向上	
					7	難病に関する医療提供体制の確保	

1 事業のねらい・目的

骨髄等移植ドナーの経済的負担の軽減を行うことで、骨髄等の提供を行いやすい環境整備を促進し、骨髄移植の促進を図る。

2 事業概要

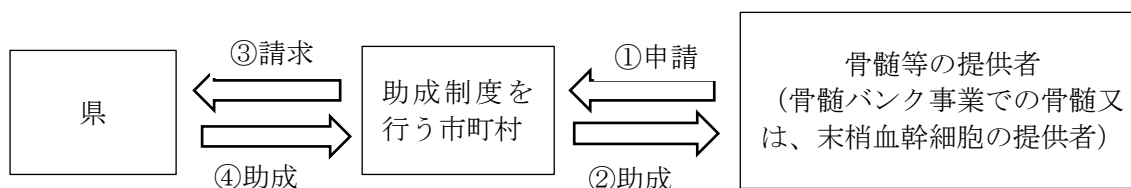
骨髄等移植ドナーへの助成を行う市町村に対し、その2分の1を助成する。

<補助対象者> 骨髄バンク事業で骨髄等の提供を行った者

<補助対象経費> 骨髄等を提供した者が提供に要した日数×市町村補助額の2分の1 (但し、1日2万円、10日間を上限とする)

※ 交付対象となる者が企業、団体等が定めるドナー休暇制度、休日を利用した場合は、当該日数から減ずる。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
制度導入の市町村数	目標	15	30	45	60	60	60
	実績	25	28	40	51	57	

【成果指標の設定根拠】

骨髄等の提供者の経済的負担軽減を目的とした事業であることから、県内のどの市町村においても助成を受けられるようにするため、制度導入の市町村数を成果目標とする。

【目標値の設定根拠】

助成制度の創設から5年間で、全市町村が実施することを目標としている。

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

全市町村での導入には至っていないが、導入市町村は増加している。

(要因)

未導入町村においては、「財政が厳しい」や「住民から要望や相談が無い」などの意見もある。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

引き続き、未導入市町村に事業の必要性を周知し、県内全市町村での実施を目指す。

4 事業費(千円)	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	1,800	3,056	2,800	時 間	214	214	214
(うち一般財源)	1,800	3,056	2,800	人件費(千円)	865	886	886

5 見直しの内容

☒ 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) ☒ 一部改善 縮小)
☐ 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

骨髄バンク事業では、移植を希望する患者の約 9 割に HLA 型が適合するドナーが見つかるが、実際に移植に至るのはその約 6 割となっている。移植に至らなかった場合の 9 割がドナーの理由によるものであり、より迅速に全国規模で骨髄等の提供が行える環境整備が課題となっている。

骨髄等移植ドナーの休業による経済的負担の軽減を行うことで、骨髄移植の推進を図るため、引き続き県内市町村への助成を行うとともに、助成制度を創設していない市町村に対しては助成制度の創設を働きかける。

【見直し内容】

助成制度を創設していない市町村に対し、骨髄バンク事業や県内の助成制度の現状などを説明するとともに、助成制度の創設を強く働きかける。

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	小児・周産期医療対策事業 (周産期救急搬送時受入調整事業)	部 課(室)	保健医療介護部 医療指導課	事業 開始年度	H28
-----	----------------------------------	-----------	------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	2	妊娠期から子育て期における切れ目ない支援の充実	具体的な取組	1 2	周産期医療体制の確保 母子保健の充実

1 事業のねらい・目的

新生児集中治療室(NICU)が相対的に少ない福岡地域において、受入調整に係る医師の負担を緩和し、受入不可の事案を解消することで、搬送の円滑化を図るとともに、総合周産期母子医療センターが、NICU病床の空床確保を図ることで、常時重篤な患者に対応できる環境を整備する。

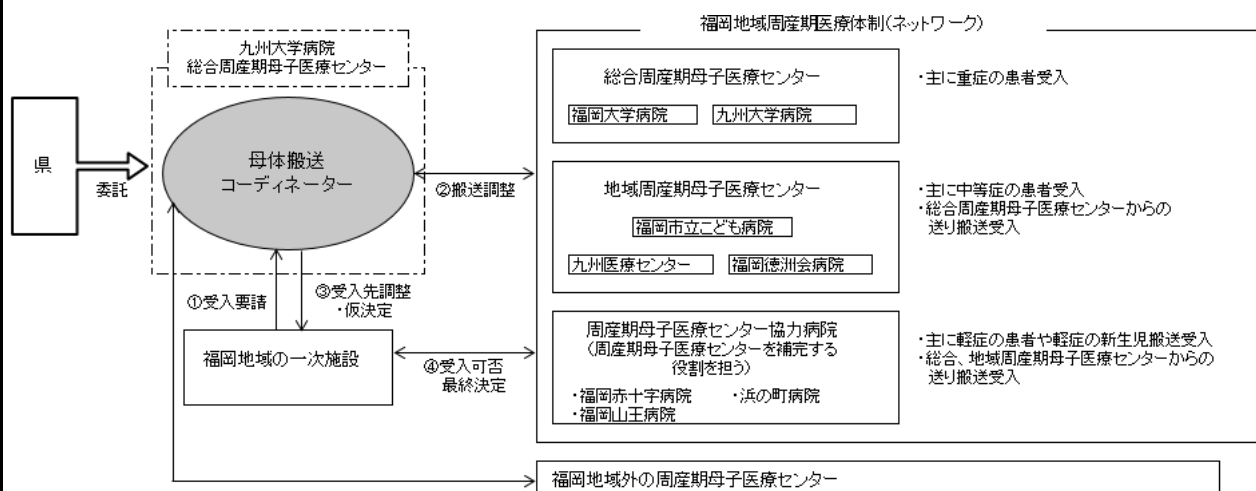
2 事業概要

福岡地域において、周産期母子医療センターに準じる機能を有する医療機関を協力病院とし、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、協力病院の機能に応じ、妊産婦の週数や病態に応じた受入基準を設定。

当日の受入可否情報等を共有するために、スマートフォンを活用して、各医療機関の医師がリアルタイムで受入可否情報を入力・把握できる仕組みを構築。

福岡地域における一般産科医療機関等からの救急搬送要請を受け、総合周産期母子医療センターに配置した母体搬送コーディネーター(助産師・看護師)が、受入可否情報や搬送先の受入基準に則り、搬送先医療機関の選定・調整を実施。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
妊婦の搬送先への調整数	目標	70	70	70	70	70	70
	実績	91	68	54	47	66	59

【成果指標の設定根拠】

福岡地域の一般産科医療機関等から母体搬送コーディネーターへ母体搬送調整を依頼された件数。

【目標値の設定根拠】

県内周産期母子医療センターにおける母体搬送受入を断った件数(H24年度に実施した調査)を基準に設定。

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

一般産科医療機関等から母体搬送要請があった全ての事案（66 件）について着実に調整を実施。

(要因)

周産期救急搬送時受入調整事業の運用が適切に実施された結果と認識。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

各周産期母子医療センター・協力病院にスマートフォンを貸与し、当日の受入可否情報を効率的に共有できる体制を整えている。

4 事業費(千円)	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	12,700	13,971	14,027	時 間	1,170	1,170	1,170
(うち一般財源)	6,350	6,986	7,014	人件費(千円)	4,725	4,842	4,842

5 見直しの内容

継続

(拡充

改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの)

一部改善

縮小)

終了

(完了

再構築(他の事業に組み替え)

廃止)

【上記の理由】

・福岡地域以外の地域においても受入不能案件等が生じ得ることから、他の地域においても円滑な母体搬送を確保する体制づくりを検討する必要がある。

【見直し内容】

・第8次福岡県保健医療計画で周産期医療圏を県内4つに整理。各医療圏での周産期医療の連携をより円滑に行うため、各ブロックにおける会議体を設置予定。当該会議体において各地域における周産期医療体制について検討の上、必要に応じて周産期救急搬送時受入調整事業の導入の可否等を検討する。

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	福岡県災害派遣医療チーム整備事業	部 課(室)	保健医療介護部 医療指導課	事業 開始年度	H19
-----	------------------	-----------	------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる	中項目	29	地域防災力と危機管理の強化
	小項目	1	地域防災力と危機管理の強化	具体的な取組	2	災害対応力の強化

1 事業のねらい・目的

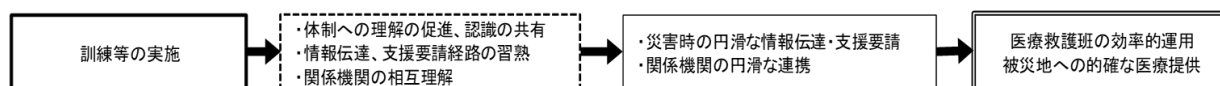
- ・医療チームを円滑に受入・活用できるよう、関係機関の災害時の情報収集・情報伝達能力の向上を図る。
- ・指揮命令系統のルール化を通じ、医療救護班(DMAT、JMAT、日赤等)の活動調整を円滑にし、災害時におけるこれらの効率的・的確な活用等を図る。

2 事業概要

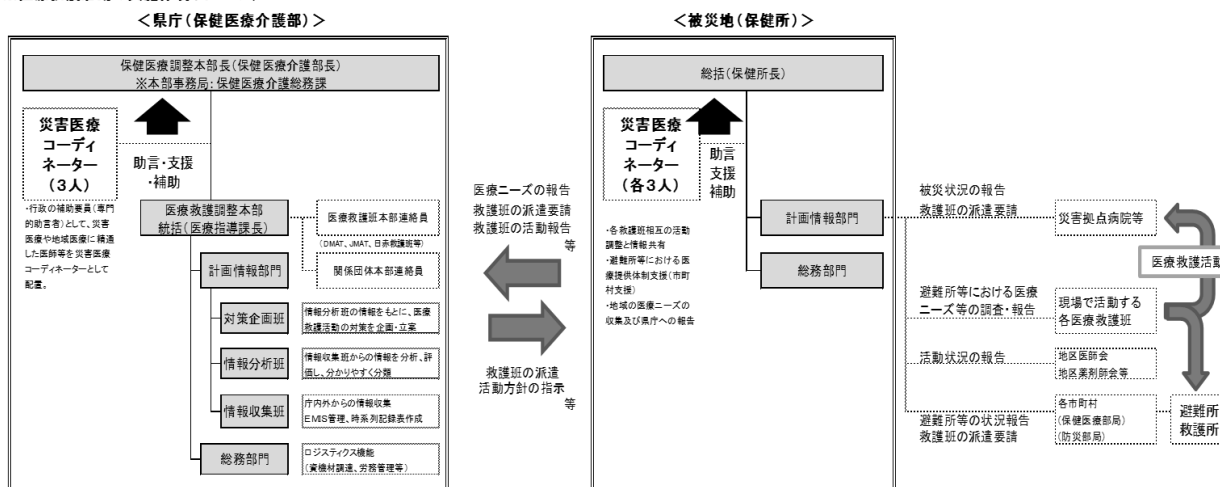
- 大規模災害発生時に、被災現場や被災医療機関、市町村(避難所・救護所等)への医療救護班の派遣及びその活動の調整・支援を円滑に実施するため、災害時の情報伝達・支援要請の経路等を明確にした体制を定め、災害時に当該体制が円滑に機能するよう、関係機関との訓練を実施する。
- ・実施回数: 年5回(DMAT隊員養成研修、DMAT隊員技能維持研修、ロジスティックチーム養成研修、災害医療コーディネーター研修、県総合防災訓練)
- ・対象者: 県、市町村、災害拠点病院、医師会、薬剤師会、保健所の災害医療担当者等
- ・訓練内容(予定)
 - ① 本部運営演習(連絡調整業務の総合訓練(机上訓練))
 - ② 情報収集伝達演習(支援要請等の情報伝達訓練、広域災害救急医療情報システム情報入力訓練)
 - ③ 避難所状況把握演習(避難所の医療ニーズの集約・分析訓練)
 - ④ 医療救護班派遣調整演習(受入拠点設置、救護班等受付及び活動情報等管理訓練)
 - ⑤ 医薬品等供給演習(卸売業者等への情報伝達及び調達調整訓練)

【事業スキーム図】

実際の災害時に医療救護活動実施体制が円滑に機能するよう、関係機関の担当者を集めて訓練等を実施。



※医療救護活動の実施体制(イメージ)



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
研修・訓練への参加人数	目標	150	150	150	150	150	150	150
	実績	71	0	0	94	158	189	

【成果指標の設定根拠】

県、市町村、災害拠点病院、医師会、保健所等の災害医療関係機関を対象とした訓練への参加人数を目標とする。
(福岡県DMA T隊員養成研修、DMA T隊員技能維持研修、ロジスティックチーム養成研修、災害医療コーディネーター研修、県総合防災訓練)

【目標値の設定根拠】

各研修等における受講可能枠（人数）を基に設定。

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

数値目標を達成できている。

(要因)

コロナ期の研修未実施による養成の遅延を考慮し、R5 年度は DMAT 隊員養成研修を複数回開催したことなどが増加要因となっている。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無（研修等全体での充足状況を経過的に確認するため、引き続き現行の目標値を用いることとしたい。）

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

国のシステム（EMIS）や県と関係者のメーリングリスト等の情報ツールを活用して効果的な受講や参加の促進に努める。

4 事業費（千円）	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	9,629	17,678	17,470	時 間	360	360	360
（うち一般財源）	6,582	6,582	6,374	人件費（千円）	1,454	1,490	1,490

5 見直しの内容

継続

（ 拡充

改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）

一部改善

縮小

終了

（ 完了

再構築（他の事業に組み替え）

廃止

【上記の理由】

令和6年4月から、DMAT、DPAT、災害支援ナース等は「災害・感染症医療業務従事者」として医療法に規定され、活動の根拠が明確化されたため。

【見直し内容】

令和6年4月から、DMAT、DPAT、災害支援ナース等は「災害・感染症医療業務従事者」として医療法に規定され、活動の根拠が明確化された。それに伴い、災害支援ナースの派遣調整業務を委託することとした。
また、東日本大震災の教訓から、小児周産期医療に関する情報収集、適切な助言を行うコーディネーター（災害時小児周産期リエゾン）を配置する必要性が指摘されており、厚生労働省が実施する研修に県内の小児・周産期医療提供体制に精通している医師を派遣し、災害時小児周産期リエゾンとして育成することにより、災害時の小児周産期医療分野の支援の充実・強化を図っている。
さらに、災害時における円滑かつ迅速な医療救護を行うため、平常時から、各主体が相互に会議等に参加し、DMAT、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾンの間の理解促進、顔の見える関係の構築を図っている。

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	認知症高齢者支援強化事業	部 課(室)	保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課	事業 開始年度	R4
-----	--------------	-----------	-------------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	2	地域包括ケアの推進	具体的な取組	3	認知症対策の推進

1 事業のねらい・目的

国の認知症施策推進大綱では、5つの柱の1つに「普及啓発・本人発信支援」が掲げられ、国は世界アルツハイマーデー（9月21日）に合わせたライトアップに力を入れているため、本県でもイベント等を通して認知症への普及啓発を進める。

また、「認知症カフェ」の多くは、介護サービス事業者やNPO法人などで運営されており、運営スタッフとなるボランティアが確保できない、民生委員や自治会などの協力を得て参加者を増やしたいがどうしても良いかわからないといった、将来の継続や運営方法に関する様々な悩みを抱えていることから、認知症カフェが適切に運営されるよう支援を行う。

これらにより、認知症の普及啓発を図るとともに、認知症の人とその家族の社会参加の場を充実させ、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現する。

2 事業概要

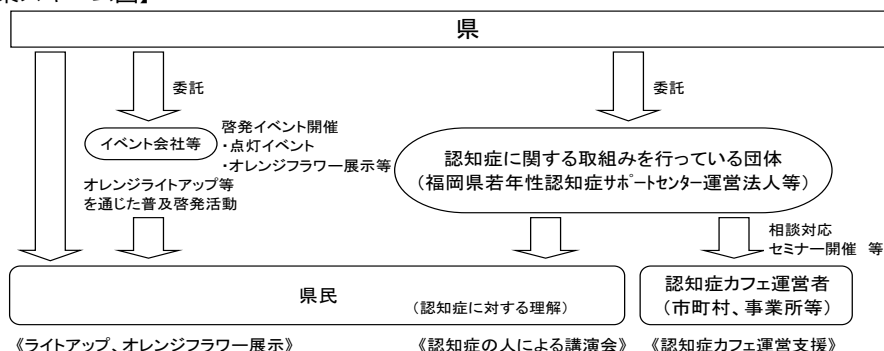
1 認知症に対する普及啓発・本人発信支援

- (1) 認知症の日（9月21日）に合わせたライトアップ
旧福岡県公会堂貴賓館（1週間）、クローバープラザ（1週間）、福岡タワー（1日）
- (2) 県庁ロビーでのオレンジフラワー展示
認知症のシンボルカラーであるオレンジ色の花や認知症への理解を深めるパネルの展示を開催。
- (3) 認知症の人による講演会を開催（本人発信支援）
認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前向きに暮らす姿を積極的に発信する本人講演会を開催。

2 認知症カフェ運営支援

- (1) 認知症カフェの運営方法や継続に関する課題に対応するための相談対応
新型コロナウイルスにより活動を自粛していた認知症カフェの再開の手法や、継続させるための手法等について相談対応を実施。
- (2) 認知症カフェの運営継続や充実に資するセミナーを開催
全国の最新動向や、認知症当事者とその家族に対する一体的支援についてのセミナーを開催。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8	R9
認知症カフェ設置市町村数	目標	-	56	58	59	60	60
	実績	54	55				

【成果指標の設定根拠】

・令和元年に国が制定した認知症施策推進大綱（以下、「大綱」という。）において、国は認知症カフェを全市町村での設置をすることを目標としているため福岡県においても認知症カフェ設置市町村数を成果指標とする。

【目標値の設定根拠】

・大綱に基づき、全市町村に認知症カフェが設置されることを目標とする。

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

1 認知症に対する普及啓発・本人発信支援

一般来庁者が行きかう県庁ロビーで実施したことで、認知症に対して関心のない県民に対しても当事者の声を伝えることができるなど、効果的に県民への啓発を図ることができた。

(1) 認知症の日 (9 月 21 日) に合わせたライトアップ

旧福岡県公会堂貴賓館 (9 月 21 日～9 月 27 日)、クローバープラザ (9 月 21 日～9 月 27 日)、福岡タワー (9 月 21 日)

(2) 県庁ロビーでのオレンジフラワー展示

県庁ロビーでオレンジ色の花並びに県及び市町村の認知症施策の取組の紹介パネルを展示。

また、啓発チラシを配布するとともに、認知症当事者によるインタビュー等をモニターにて放映。

(3) 認知症の人による講演会を開催 (本人発信支援)

9 月 25 日県庁ロビーにて実施 観覧者 75 名

認知症の人とその家族の実話を描いた映画「オレンジランプ」のモデルとなった認知症当事者と映画プロデューサーによる講演会を県庁ロビーにて実施。

2 認知症カフェ運営支援

認知症カフェ未設置市町村が未だ存在しているものの、ある程度の普及を図ることができた。

(1) 認知症カフェの運営方法や継続に関する課題に対応するための相談対応

相談件数 117 回

認知症カフェ設置がある市町村数 55 市町村 (令和 6 年 3 月末時点)

(2) 認知症カフェの運営継続や充実に資するセミナーを開催

認知症カフェを運営する市町村職員等 24 名参加

(3) 認知症カフェの場での認知症の当事者と家族を一体的に支援する研修会

認知症施策担当市町村職員等 57 名参加

(要因)

新型コロナウイルス感染症の影響により、運営を休止した認知症カフェが急増したため、未設置の市町村が存在している。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

なし

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

効率的に相談に応じるため、認知症カフェの運営について、各市町村に定期的に連絡を図り課題の吸い上げを実施している。

4 事業費 (千円)	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	5,100	5,225	—	時 間	840	840	—
(うち一般財源)	2,488	2,613	—	人件費 (千円)	3,392	3,476	—

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

・市町村において、認知症カフェ設置以外の認知症施策についても多くの課題を抱えているため。

【見直し内容】

・認知症カフェについて一定数の市町村において設置が出来たため、認知症カフェに限った支援ではなく、市町村が行う認知症施策全般に対する課題を支援する。

事業名			成年後見制度利用促進事業	部 課(室)	保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課	事業 開始年度	R4
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援	
	小項目	2	地域包括ケアの推進	具体的な取組	3	認知症対策の推進	

1 事業のねらい・目的

認知症等により判断能力が十分でない人に対し、財産管理や身上監護に関する法律行為を援助する「成年後見制度」は、高齢者の権利擁護を図るための仕組みとして、認知症の人や一人暮らし高齢者の増加に伴い必要性が高まっているが、十分に利用されていない状況である。

このため、国は「成年後見制度の利用促進に関する法律」を施行し(H28年)、市町村は、国が定める基本方針に基づき必要な措置を講じることとした。具体的には、成年後見制度の必要な人を早期に発見して支援につなげるよう、権利擁護に関する地域連携ネットワークを構築し、その中核となる機関(中核機関)の設置に努めることとしている。

そこで、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、市町村に対し、中核機関の広域設置等を検討する意見交換会の開催、中核機関の設置に向けた必要な助言等を行うための専門職の派遣、身寄りがない方等を適切に成年後見制度が利用できるようにするための研修会等の開催を行い、成年後見制度利用促進の更なる体制整備を図る。

2 事業概要

1 市町村意見交換会等の開催

市町村に中核機関の設置を促すとともに中核機関が円滑に運営されるよう、県が主催する市町村意見交換会を開催する。

(ex)中核機関の広域設置の検討、先進自治体の取組、中核機関設置に係る財政支援制度の周知等

2 専門職の市町村派遣

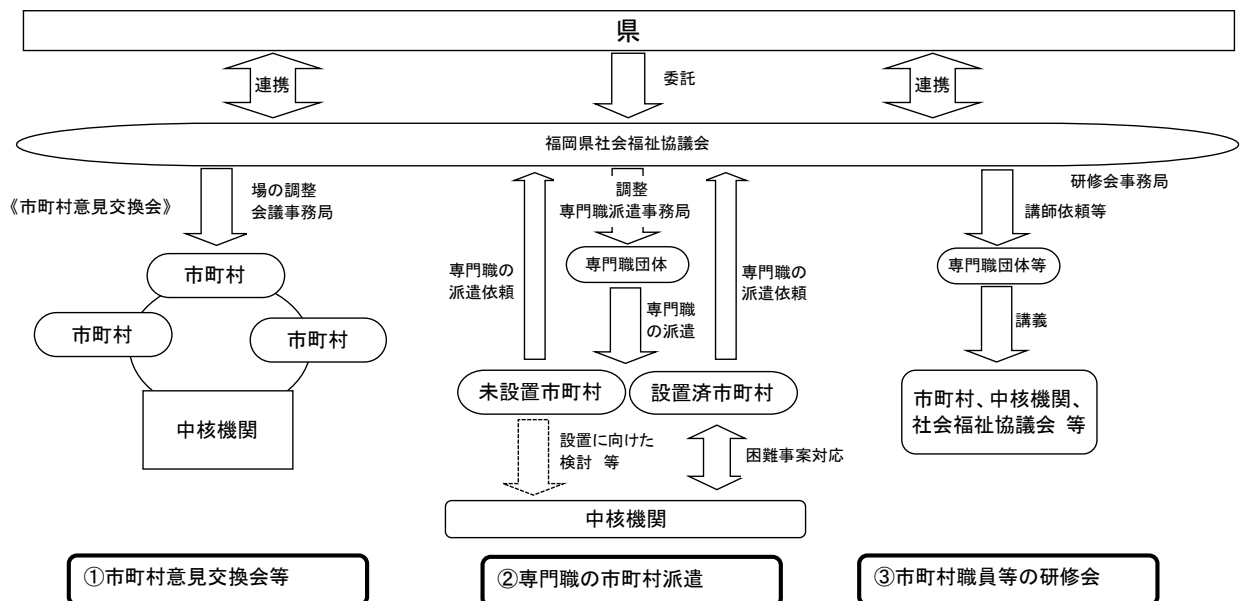
中核機関設置に係る検討や支援困難事案への対応などについて、市町村又は中核機関に専門職を派遣し助言を行う。

※弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などから派遣

3 市町村職員等を対象とした研修会の開催

成年後見制度における市町村申立に係る研修や、本人の自己決定権に沿った後見事務に係る研修を実施。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況							
--------------	--	--	--	--	--	--	--

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8	R9
市町村による中核機関設置数	目標	22	27	42	50	60	60
	実績	22	27	39			

【成果指標の設定根拠】

- ・令和4年に閣議決定された「第2期成年後見制度利用促進計画」において、全市町村が中核機関を整備することがKPIとなっているため。

【目標値の設定根拠】

- ・全ての市町村が中核機関を整備する必要があるため。

【R5年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

1 市町村意見交換会等の開催

市町村による単独又は広域での中核機関設置について検討する市町村意見交換会を9回開催し、設置に向けた意見交換を行うことができた。

2 専門職の市町村派遣

中核機関未整備の市町村に対し、中核機関が行う業務内容や他県の設置事例など、中核機関の整備に向けた必要な助言を行う体制整備アドバイザー、市町村や中核機関等が対応するネグレクトや経済的虐待、犯罪に巻き込まれた等の複合した課題を抱える「支援困難事案」について助言を行う権利擁護支援総合アドバイザーを配置。

2市町における中核機関の設置に向けた検討会議へのアドバイザー派遣を行うことができた。

3 市町村職員等を対象とした研修会の開催

以下3つの研修を開催し、市町村職員等における制度の理解促進につなげることができた。

- a. 成年後見制度利用促進研修会
成年後見制度や権利擁護支援の必要性の理解を高める。(令和5年8月28日開催)
- b. 市町村長申立等研修会
市町村長申立等の実務能力を向上させる。(令和5年10月31日開催)
- c. 意思決定支援に係る研修会
「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を内容とする。(令和5年12月20日開催)

(要因)

本事業による周知及び支援により、市町村における中核機関設置の機運が高まりつつある。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

なし 引き続き、多くの市町村に意見交換会への参加やアドバイザー派遣の利用を促していきたい。

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

意見交換会や研修会についてはより多くの市町村の参加ができるよう、日程、場所、開催方法について検討を行う。

4 事業費(千円)	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	8,332	8,437	—	時 間	2,292	2,292	—
(うち一般財源)	4,114	4,219	—	人件費(千円)	9,256	9,485	—

5 見直しの内容			
----------	--	--	--

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

引き続き、多くの市町村に参加を求め、中核機関の整備を促していきたいため。

【見直し内容】

専門職の市町村派遣について、これまでは市町村からの申込により、専門職を派遣していたが、新たに県から能動的に専門職派遣を行い、中核機関の設置に関する助言を行う。

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	住宅型有料老人ホーム等安心点検事業	部 課(室)	保健医療介護部 介護保険課	事業 開始年度	H28
-----	-------------------	-----------	------------------	------------	-----

総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	2	地域包括ケアの推進	具体的な取組	6	高齢者の権利擁護

1 事業のねらい・目的

住宅型有料老人ホーム等のサービスの質の確保を図る。

2 事業概要

1 施設に対する指導・検査

① 講習会(集団指導)

・管理者を対象に県内3か所(北九州、福岡、久留米)で実施(政令市・中核市と共催して実施)

② 虐待防止研修(①と同時実施)

・管理者を対象とした虐待防止研修を実施し、虐待防止に関する認識を深め、施設で虐待防止に取り組むためのノウハウを習得できるようにし、施設における虐待防止対策の徹底を図る。

③ 立入検査

・3年間ごとに各施設に事故点検チェックリストを提出させ、問題がある施設を中心に立入検査を実施する。
・新規施設については、原則として開設から1年以内に、立入検査を実施する。
・情報提供等で問題がある事業所に対して、立入検査を実施する。

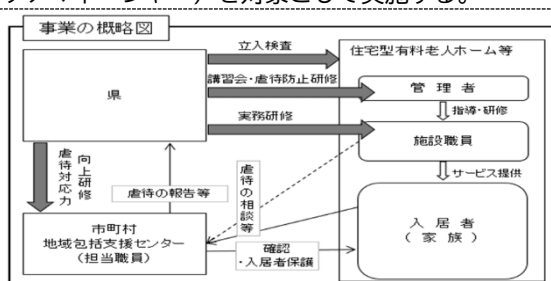
2 施設職員に対する実務研修

・施設職員を対象とした実務研修の開催回数を増やし、カリキュラムを充実することにより、できる限り多くの施設職員の参加を促し、その介護技術の向上を図る。(政令市・中核市と共催して実施)

3 市町村職員に対する虐待対応力向上研修

・市町村職員及び地域包括支援センター職員を対象に、虐待防止の基礎知識、通報・相談受付の対応、虐待された場合の改善指導についての研修を実施する。
・3年間で60市町村の担当係長及び担当者、地域包括支援センター(212か所R6.4.1時点)の3職種(社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー)を対象として実施する。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
県内高齢者施設等における虐待発生率	目標	0.19%	0.23%	0.18%	0.12%	0.06%	0%
	実績	0.13%	0.18%	0.18%			

【成果指標の設定根拠】

高齢者施設等における虐待は、「職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足」、「経営層や職員の権利擁護に関する知識・意識の不足」などが要因となっている。行政の対応として、高齢者虐待の未然防止、高齢者虐待の早期発見、高齢者虐待事案への迅速かつ適切な対応が求められるところであり、高齢者施設等に対する集団指導・運営指導等において虐待防止等の指導を行うとともに、高齢者施設等職員や市町村職員を対象とした研修を実施することにより、虐待の発生率低下に一定の成果を上げている。今後もこれらの取組を継続・強化しつつ、虐待発生率0%を目指す。

【目標値の設定根拠】

前期の福岡県総合計画では、「全国での発生率を下回る」という数値目標を設定し達成している。

今期(令和4年度から令和8年度)は、高齢者虐待はあってはならないことであるという考えのもと、数値目標を段階的に引き下げ、最終年度の目標値を0%としている。

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】※令和4年度の実績値で評価

(評価)

- ・令和4年度介護保険施設等における虐待発生件数は27件(R3:27件、R2:20件)。
- ・年間の虐待発生件数は当初値(令和元年)24件よりも増加し27件、発生率は0.02ポイント上昇。全国の様子は令和元年度より212件増加し856件、発生率は0.06ポイント増加。

(要因)

令和3年度の運営基準改正において、事業所に虐待の防止等のための指針や委員会の設置などが義務付けされたこと、集団指導や研修を通じ、虐待通報に係る周知が進んだことなどにより、虐待防止に係る意識の高まりや通報義務の浸透が図られたことが増加した要因と考えられる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・講習会(集団指導)及び虐待研修については、介護従事者の利用者処遇に影響がないよう、令和3年度よりWeb形式で実施している。また、市町村職員に対する虐待対応力向上研修についても、多くの職員が参加しやすいよう令和3年度よりWeb形式で実施している。
- ・市町村の高齢者虐待事案への迅速かつ適切な対応について、県が行う立入検査等で支援をしながら取り組んでいる。

4 事業費(千円)	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	3,067	3,083	3,062	時 間	4,849	4,848	4,938
(うち一般財源)	1,628	1,626	1,606	人件費(千円)	19,581	20,062	20,434

5 見直しの内容

☒ 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) ☐ 一部改善 縮小)
☐ 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・有料老人ホームに対する指導・立入検査は、老人福祉法第29条第13項に基づき都道府県知事が行うものと定められた業務であり、継続して実施しなければならない。
- ・市町村職員に対する虐待対応力向上研修も、高齢者虐待防止法第19条に基づき市町村に対し都道府県が行う援助であり、市町村の人員体制の制約がある中で高齢者虐待疑義事案が頻出している現状では、終了することはできず継続して実施しなければならない。
- ・平成29年度以降、事業目標は達成しているが、虐待の疑い等の不適切な運営に関する苦情・情報提供は増加している。他都道府県・政令市・中核市管内における不適切な住宅型有料老人ホーム運営・トラブルについての報道も頻出しており、施設や管理者・職員等に対する取組を継続しなければならない。

【見直し内容】

- ・高齢者虐待においては、老人福祉法及び介護保険法の指導監督権限を有する都道府県と虐待対応を行う市町村との間で、十分な情報共有、連携・協働を図ることが重要であるため、虐待が発生した施設において、立入検査を行い、適宜、訪問等によるモニタリングを行い、虐待防止の取組が継続していることを確認していくことが不可欠となる。そうした対応を迅速に行えるよう、人員体制の維持・拡充を図る。
- ・施設の適正な運営を確立するために、講習会(集団指導)及び虐待防止研修については、常に新たな事例や知見等を反映させる。会場や開催時間帯についても、多くの者が出席しやすいよう引き続き配慮する。
- ・市町村職員に対する虐待対応力向上研修についても、常に新たな事例や知見等を反映させる他、より多くの市町村職員に受講してもらえるよう市町村に働きかけていく。

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名			ひとり親等の安定就業・収入向上支援事業	部 課(室)	福祉労働部こども未来課 労働局就業支援課 ・職業能力開発課	事業 開始年度	R5
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11 15 17	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり ジェンダー平等の社会づくり 社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援	
	小項目	2 1 3	求職者(若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人)の状況に応じたきめ細かな就職支援 ジェンダー平等・男女共同参画の推進 ひとり親家庭の支援	具体的な取組	2 1 2	女性の就職支援 ジェンダー平等・男女共同参画の推進 就業支援	

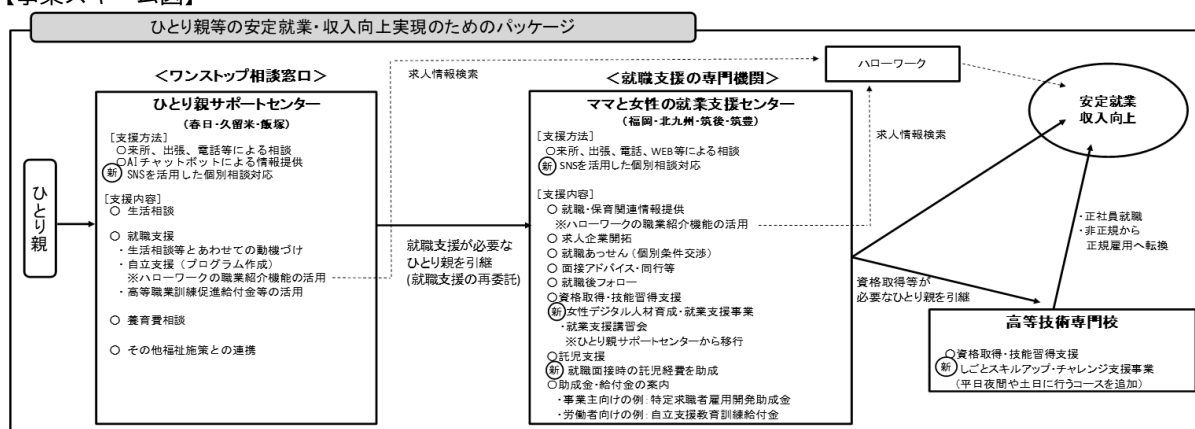
1 事業のねらい・目的

ひとり親などの事情で生計の維持や育児に伴い、活用できる時間や訓練場所に制約のある女性に対し、安定的でより収入の高い仕事への就業を支援する。

2 事業概要

- (1) ひとり親サポートセンターにSNS相談窓口を開設
 - ・ひとり親が、自分の生活時間に合わせて気軽に相談でき、必要な支援を受けられるよう、SNS(LINE)による個別相談を実施。希望者には、アウトリーチの出張相談や来所相談を実施。
- (2) ママと女性の就業支援センターにおける就職支援の強化
 - ① SNS相談窓口を設置 ② 就職面接時の託児経費の助成
- (3) 女性デジタル人材の育成・就業支援
 - ① 女性デジタル人材育成・就業支援
 - ・仕事や家事・育児を一手に担っているひとり親等の子育て中の女性に対し、「既存のソフトウェア(SAP等)を活用したオペレーション研修」と「就労(請負)することができる仕事」を一体型で提供する事業者のプログラムを活用した就労支援を実施。
 - ② しごとスキルアップ・チャレンジ支援
 - ・民間教育訓練機関等に委託して、短時間訓練を実施

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8
ひとり親サポートセンター登録者就職率 (総合計画)	目標	75.9%	76.8%	77.7%	78.6%	79.5%
	実績	62.0%	66.0%	52.1%		
ママと女性の就業支援センターによる就職 者数(総合計画)	目標	5,000人				
	実績	603人	819人	827人		

【成果指標の設定根拠】

○ひとり親サポートセンター登録者就職率

自立支援の観点から登録者における就職率を向上させることが望ましいため、就職率を設定。

○ママと女性の就業支援センターによる就職者数

女性の就業率の向上を図ることを事業の目的としていることから、ママと女性の就業支援センターによる就職者数を目標とする。

【目標値の設定根拠】

○ひとり親サポートセンター登録者就職率

R1年度の就職率(74.7%)を基に、R8年度までに79.5%(4.8%増)を目標とする。

○ママと女性の就業支援センターによる就職者数

R1年度の就職者数(903人)を基に、5年間の累計で5,000人を目標値とする。

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

○ひとり親サポートセンター就職率
令和5年度就職率は66.0%で目標を下回ったが、令和4年度就職率からは上昇しており、一定の進捗が見られる。

○ママと女性の就業支援センター就職者数
令和5年度における就職者数は819人で、令和3年度の372人から2か年度連続で増加傾向にあり、目標達成に向け、遅れはあるが一定の進捗が見られる。

(要因)

○ひとり親サポートセンター就職率
ひとり親はこどもの送迎や急病時に対応できるよう、希望する職種や勤務場所・時間に制約がある場合が多く、求人情報とのミスマッチが発生しやすいため、就職率の改善がしにくい傾向にある。高等職業訓練促進給付金の支給や住宅資金貸付などのひとり親の就職を促す取組を進めており、就職率は改善傾向にある。

○ママと女性の就業支援センター就職者数
令和2～3年度は外出によるコロナ感染リスクの懸念などにより相談者数が減少したことに伴い就職者数が減少していたが、新型コロナウイルス感染症による影響が収束に向かう状況の中で、相談体制の強化及び子育て中の利用者の円滑な就職活動の支援を行ったことにより、就職者数の増加が見られたもの。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

○ひとり親サポートセンターSNS相談窓口
本人の希望する職種・勤務条件だけでなく、幅広い求人に関心を持ってもらえるよう、状況に応じ、希望以外の求人についても情報提供を図る。

○ママと女性の就業支援センターにおける就職支援の強化
託児支援につき求職者が面接先を訪問する際、面接先に近い託児施設に預けられるよう調整し求職者の利便性を確保。

○女性デジタル人材育成・就業支援
IT スキルの研修はインターネットを活用する女性が興味を持つであろうことに鑑み、掲載例文を添えて市町村 HP での周知を依頼するとともに、WEB 広告を展開。

○しごとスキルアップ・チャレンジ支援
ひとり親などの事情で職業訓練の時間や場所に制約のある女性も受講しやすいよう、短時間の訓練を県内4地区で実施。

4 事業費(千円)	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	41,056	74,282	75,866	時 間	586	586	586
(うち一般財源)	25,906	26,057	26,057	人件費(千円)	2,367	2,425	2,425

5 見直しの内容

☒継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) ☐一部改善 縮小)

☐終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

(ひとり親サポートセンターSNS相談窓口)
県の「ひとり親サポートセンター」に相談用の LINE アカウントを開設し、ひとり親が仕事や子育ての合間時間に、出向かずに対面でなくても相談できる環境を整備した。
令和5年度末時点で、LINE 相談の登録者数は939人、相談件数582件となっており、LINE 相談のニーズは高い。
(ママと女性の就業支援センターにおける就職支援の強化・女性デジタル人材育成・就業支援)
・子育て中等の女性は家事や育児で時間や場所の制約があることから、引き続き、SNS 相談による相談の利便性の向上などによりきめ細かな支援を実施するとともに、e-ラーニングを活用した IT スキル研修により更なる利用者の拡大を図る。
(しごとスキルアップ・チャレンジ支援)
・ひとり親など職業訓練の時間や場所に制約のある女性も受講しやすいよう、短時間の訓練を引き続き実施する。

【見直し内容】

(ひとり親サポートセンターSNS相談窓口)
LINE 相談のサポートセンター利用者への周知や保育園等ひとり親が目にしやすい場所を活用した広報により、登録及び相談件数を増加させていく。
(ママと女性の就業支援センターにおける就職支援の強化・女性デジタル人材育成・就業支援)
・SNS 相談窓口や託児支援について引き続き利用者に対し周知を図るとともに、女性デジタル人材育成・就業支援については、実績を踏まえ実施時期や内容の改善を検討する。
(しごとスキルアップ・チャレンジ支援)
・R6年度は県内4地区で6コース実施という結果になったため、引き続き、ハローワークや訓練実施機関と連携して、訓練内容等の改善を図る必要がある。

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	生活困窮世帯の子どもの進学支援事業	部 課(室)	福祉労働部 こども未来課	事業 開始年度	R1
-----	-------------------	-----------	-----------------	------------	----

総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	2	子どもの貧困対策の推進	具体的な取組	1	教育の支援

1 事業のねらい・目的

- ・進学に係る学習を継続的に支援することを通じ、自らの進路や将来の目標を持ってない、又は明確でない状況からの脱却を目指す。
- ・親の経済状況に左右されず、大学等への進学を支援することにより、「貧困の世代間連鎖」を防止する。

2 事業概要

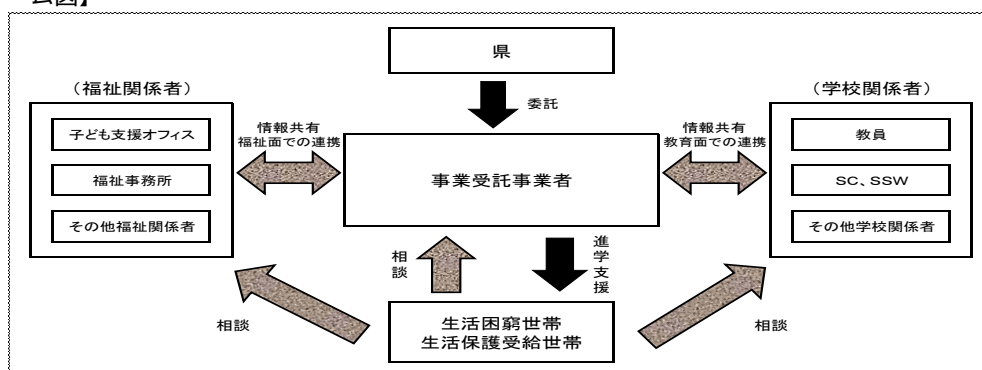
対象者：

郡部に在住する生活困窮世帯（生活保護世帯を含む）に属する中学2年生から高校3年生のこども及び保護者

事業概要：

- ・支援員が家庭訪問等を行い、こどもの状況に応じて目指したい進路の把握や大学・学部の情報提供、学力向上のための助言などを実施。
- ・保護者に対しては、進学費用など進学に係る不安や悩みに対する助言を行うとともに、定期的にこどもへの支援状況を報告。
- ・支援を行う上で、こどもの進学実現に資すると認められる場合は、教材の提供（現物支給）を行う。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
①事業利用者数	目標	260	260	260	260	260	260	260
	実績	9	16	56	109	136	170	
②事業利用者（高校3年生）の大学等進学率	目標	19.9%	29.0%	38.1%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%
	実績	0%	100%	67%	40%	55.6%	63.6%	

【成果指標の設定根拠】

- ①利用者数：生活困窮世帯のこどもの支援に繋がった件数であるため当該指標を設定。
- ②事業利用者（高校3年生）の大学等進学率：大学等への進学は貧困の世代間連鎖の防止に寄与するため当該指標を設定。

【成果指標及び目標値の設定根拠】

①相談受付件数（利用者数）

対象となりうる中学2、3年生及び高校生の数（潜在需要）を260名（生活保護受給世帯75名+生活困窮世帯185名）と推計し、目標とする。

②事業利用者（高校3年生）の大学等進学率

事業を利用した高校3年生の大学等進学率を、生活保護世帯の3ヵ年平均（H28～30）である19.9%から全世帯の3ヵ年平均である47.3%まで段階的に引き上げること目標とする。

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

令和 5 年度は利用者数 136 名に留まり、目標 260 名を下回る一方、高校 3 年生の大学進学率は 55.56%であり、目標 47.3%を上回る結果となった。

（要因）

子ども支援オフィスや保健福祉環境事務所との連携、町村教育委員会及び学校への周知等の結果、昨年度と比べて利用者数が増加した。今後は、高等学校や町村の子育て支援部署などへの周知強化により利用者数の増加を図っていく。

大学進学率については、利用者に対し、事前の家庭訪問によって学習状況の確認や進路に関する助言等の相談支援を行い、生徒一人一人の状況に応じてオンラインのマンツーマン授業を実施することで、高校 3 年生の大学進学率が向上した。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

保健福祉環境事務所や町村教育委員会、子ども支援オフィス等に周知の協力を依頼し、事業費の削減に努めている。

4 事業費(千円)	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	27,608	28,399	28,754	時 間	1,027	1,027	1,027
(うち一般財源)	15,671	16,146	16,324	人件費(千円)	4,148	4,250	4,250

5 見直しの内容

☒ 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） ☒ 一部改善 縮小 ）
☐ 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

福岡県子どもの貧困対策推進計画では、こどもの貧困の解消に向けた指標として、生活保護世帯のこどもの高等学校等進学率及び高等学校等中退率、大学等進学率の指標を掲げている。

本事業は当該指標の改善に寄与するとともに、家庭の状況に関わらず進学を実現することで貧困の世代間連鎖を防止することを目的としており、こどもの貧困解消に資する事業であるため、継続の必要がある。

【見直し内容】

保健福祉事務所のケースワーカーや学校の S S W 等との連携を促進し、利用者数の増加を図る。また、受験期に差ししかかってからでは十分な学習期間を設けることが難しいため、高校 1 ～ 2 年生に対する早期利用を促し、大学等進学率の向上を図る。

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	子ども支援オフィス運営事業	部 課(室)	福祉労働部 こども未来課	事業 開始年度	H28
-----	---------------	-----------	-----------------	------------	-----

総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	2	子どもの貧困対策の推進	具体的な取組	2	生活の安定のための支援

1 事業のねらい・目的

第2期福岡県子どもの貧困対策推進計画(令和3年3月策定)に基づき、こどもの健全な育成と貧困の連鎖の防止を図る。

2 事業概要

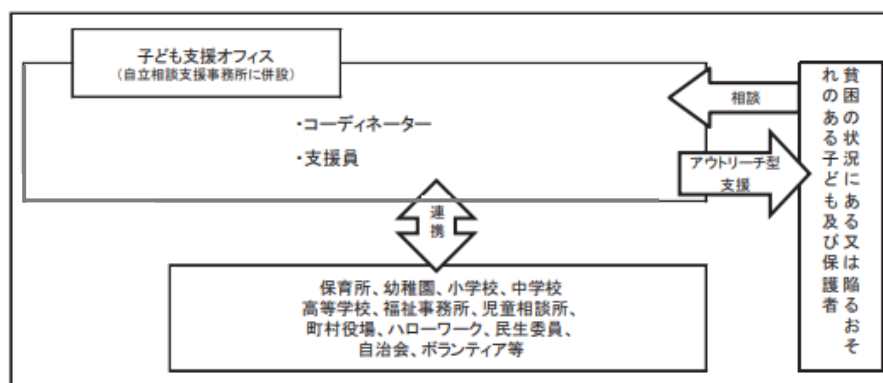
1 子ども支援オフィスの運営

- ・貧困の状況にある、または貧困の状況に陥るおそれのある子育て世帯に対するワンストップかつアウトリーチ型の相談支援を実施し、関係機関と連携しながら、保護者及びこどもが抱える課題の解決を図る。
- ・県内5か所の自立相談支援事務所に併設して子ども支援オフィスを設置し、支援員8人を配置。

2 こどもの貧困対策推進に係る市町村体制の支援

- ・市町村担当者及び市自立相談支援事務所支援員向け研修の実施や子ども支援オフィスによる町村への出張相談会の実施及びこども食堂等との連携強化を行い、市町村単位での相談体制確立による相談者の利便性向上を図る。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗

状況

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
相談件数	目標	490	490	490	490	490	623	623
	実績	579	1,419	1,139	615	616	641	

【成果指標の設定根拠】

本事業は、貧困の状況にある子育て世帯に対して相談支援を実施し支援に繋げる事業であるため、相談件数を成果指標に設定。

【目標値の設定根拠】

・R6年度以降の目標値は、H30、R1、R4の実績の平均値から算出。(R2、R3はコロナ特例貸付により急増しているため除外。)

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

令和 5 年度の相談件数は 616 件であり、目標数値である 490 件を上回った。

（要因）

町村役場や社会福祉協議会を始めとした関係機関との連携、チラシやリーフレット等による相談窓口の周知を行っただけでなく、こども食堂等への巡回や出張によるアウトリーチ型の相談支援を行った結果、目標数値を上回った。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

町村における要保護児童対策地域協議会へ子ども支援オフィスの支援員が参加し、貧困の状況にある子育て世帯の事前把握、関係機関との早期連携を図った。

4 事業費(千円)	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	60,196	61,683	62,485	時 間	1,006	1,006	1,006
（うち一般財源）	14,942	15,452	15,647	人件費（千円）	4,063	4,163	4,163

5 見直しの内
容

☒ 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） ☒ 一部改善 縮小 ）
☐ 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

こどもの健全な育成と貧困の連鎖の防止に向けては、貧困の状況にある子育て世帯が直面している様々な問題に対して、こどもの成長段階や家庭環境に応じたきめ細かな支援を行うことが重要であることから、事業を継続する必要がある

【見直し内容】

こども食堂等への巡回相談によるアウトリーチ型の支援に加え、町村役場と連携し、乳幼児健診などの子育て世帯が集まる場への出張相談や町村が運営する子育て支援スペースへの巡回相談を実施することで、支援が必要なこどもの早期発見を図る

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	ひとり親家庭のための学習ボランティア事業		部課(室)	福祉労働部 こども未来課		事業 開始年度	H15
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる		中項目	17	社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	3	ひとり親家庭の支援		具体的な取組	1	生活と子育ての支援

1 事業のねらい・目的

・ひとり親家庭の児童に学習支援を行い、学力を向上させ、将来の安定的な就業につなげる。

2 事業概要

ひとり親家庭の児童を対象に学習支援を実施。

1、実施主体

県(政令市・中核市除く)

2、事業内容

・市郡母子会が実施する学習支援教室やひとり親家庭に大学生等のボランティアを派遣し、こどもの学習支援を行うとともに、こどもの良き理解者として進学相談等に応じる。

・コーディネーターを配置して、ボランティアの募集、ひとり親家庭との調整等を行う。

(対象者)

ひとり親家庭の児童・生徒(主に小・中学生)

(学習形式)

塾形式(15市町、16会場で実施)

家庭教師形式(政令市、久留米市を除く県内全域)

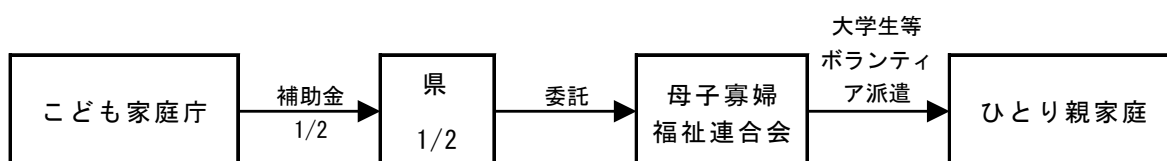
[委託先]

社会福祉法人 福岡県母子寡婦福祉連合会

[事業効果]

ひとり親家庭のこどもの学力を向上させて将来の安定的な就業につなげる

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8
実施市町村数	目標	17	17	17	17	17
	実績	14	15	16		

【成果指標の設定根拠】

ひとり親家庭のこどもに対して、「学習支援」や「進学相談」などを行うことで、学習意欲を喚起し、学力を向上させ、安定的な就業につなげることが目的であるが、具体的な指標は難しいため、学習支援教室を開設している市町村数を指標とする。

【目標値の設定根拠】

新型コロナウイルスの影響で学習支援教室の閉鎖が続いたため、コロナ前の実施数(R6:17市町村)まで回復させることを目標値として設定。

【R5年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

令和5年度の実施市町村数は15市町村で目標を下回る一方、令和4年度より1市町村増加した。

(要因)

令和2～3年度は新型コロナウイルスの影響により、実施市町村数が減少したが、新型コロナウイルスによる影響が収束に向かう中で実施市町村数が増加したもの。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

委託先にコーディネーターを配置し、ボランティアと派遣先の学習塾又はひとり親家庭との調整を行っている。

4 事業費(千円)	R5決算	R6当初	R7当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	12,737	13,586	13,618	時 間	384	384	384
(うち一般財源)	6,369	6,793	6,809	人件費(千円)	4,038	4,138	4,138

5 見直しの内容

継続 (拡充

改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの)

一部改善

縮小)

終了 (完了

再構築 (他の事業に組み替え)

廃止)

【上記の理由】

- ・ ひとり親家庭からのニーズが高くなっており、今後も事業の継続が求められている。
- ・ ひとり親家庭のこどもの学力を向上させて将来の安定的な就業につなげるために継続していく必要がある。

【見直し内容】

県内全域のひとり親家庭のこどもが参加できるように、取組を実施していない市町村についても実施を促す。

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	養育費確保のための公正証書等作成支援事業	部課(室)	福祉労働部 こども未来課	事業 開始年度	R4
-----	----------------------	-------	-----------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	3	ひとり親家庭の支援	具体的な取組	3	養育費の確保

1 事業のねらい・目的	・ひとり親の養育費に関する公正証書等作成に係る費用や、養育費保証契約を保証会社と締結する際の本人負担費用を補助することにより、養育費に関する取り決めに促すとともに、養育費の継続した履行確保を図る。
2 事業概要	・公正証書等作成に係る本人負担費用に対する助成 【対象者】 町村に居住し、養育費の取り決めの対象となる児童を扶養しているひとり親 【対象経費】 公正人手数料、家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用郵便切手代 【補助額】 1人につき上限3万円(1回のみ) ・保証会社(養育費の未払いが発生した場合に立替及び督促を行う)と養育費保証契約を締結する際の保証料に対する助成 【対象者】 町村に居住し、養育費の取り決めの対象となる児童を扶養しているひとり親であって、養育費に関する債権を有している者(児童扶養手当受給者又は同等の所得水準であること) 【対象経費】 保証料として本人が負担する費用(初回契約料に限る) 【補助額】 1人につき上限5万円(1回のみ) ・県民への啓発・周知用チラシ・ポスターを作成 町村の窓口において離婚相談時等に対象者へ配布する他、ポスターを窓口に掲示し周知を図る
【事業スキーム図】	<pre> graph LR A[厚生労働省] -- "補助金 1/2" --> B[県] B -- "周知" --> C[ひとり親家庭] C -- "申請" --> B B -- "補助" --> C C -- "公正証書等作成費用" --> D[公正役場等] C -- "保証料" --> E[保証会社] subgraph Target D E end </pre> 〔対象：公正証書等作成費用 保証会社への保証料〕

3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8	R9
公正証書等作成支援助成件数	目標	100	100	100	100	100	100
	実績	11	33	28			
保証契約締結支援助成件数	目標	10	10	10	10	10	10
	実績	1	0	1			

【成果指標の設定根拠】

目的は養育費の継続した履行確保であるため、強制力のある公正証書等の書面作成や、立替払いなどを受けることができる保証契約の締結のための補助世帯数を設定する。

【目標値の設定根拠】

(公正証書等作成支援)

令和2年度児童扶養手当新規認定世帯761世帯のうち、離婚世帯で中学生以下のこどもがいる世帯465世帯
うち文書による取り決めをしていない世帯317世帯

317世帯のうち、約1/3が申請と想定 317世帯×1/3≒100世帯

(保証契約締結支援)

上記100世帯のうち、約10%が保証契約を締結と想定 100世帯×1/10=10世帯

【R5年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

公証役場やひとり親サポートセンターにおいて離婚相談時等に対象者へ周知したが、目標件数を達成できなかった。

(要因)

対象者への周知が不十分だったため。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

ひとり親家庭への総合的な支援を実施しているひとり親サポートセンターを申請窓口とすることで、事業の効率化を図っている。

4 事業費(千円)	R5決算	R6当初	R7当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	717	4,000	2,820	時 間	478	478	478
(うち一般財源)	359	2,000	1,410	人件費(千円)	1,931	4,138	4,138

5 見直しの内容

継続 (拡充

改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの)

一部改善

縮小)

終了 (完了

再構築(他の事業に組み替え)

廃止)

【上記の理由】

養育費を確実に受け取るには、父母の間で「強制力のある書面(公正証書)」を取り交わしておくこと、未払いが発生した時のために保証会社と保証契約を締結しておくことが重要であるため、引き続き事業を実施する。

【見直し内容】

事業の周知のため、ひとり親サポートセンター等の関係機関と積極的に連携する。

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名		保育士就職支援強化事業		部 課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H25
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援	
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な取組	1	幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上	

1 事業のねらい・目的

- ・保育現場を離れて久しい潜在保育士の再就職及び保育士養成施設の学生等の保育所への就職を促進するため、「保育士・保育所支援センター」にコーディネーターを配置して保育士専門の無料職業紹介を実施し、求人側と求職側の勤務時間等の勤務条件をきめ細やかに調整することにより、円滑な保育士確保を図る。
- ・「保育士・保育所支援センター」として、保育士が保育業界を離れないよう、就労中から関わることで、離職防止だけでなく、離職後スムーズに復職を支援できる体制を構築する。

2 事業概要

【保育士・保育所支援センター設置運営】

- ・潜在保育士再就職支援のため求職・求人側の相談や条件面調整を図るコーディネーターを2名配置し、保育士等の職業紹介を実施。
- ・就職希望者には保育所の体験実習を実施し、就職への不安感払しょくを図り、保育士確保を促進する。

【保育士有資格者届出制度の運営】

- ・保育所の離職者や潜在保育士に対する情報発信を行い、保育所等への復職を促すため、保育士有資格者の届出制度を運営する。
- ・現役保育士については当システムにて処遇改善加算のためのキャリアアップ研修の受講歴を管理する。

【保育人材相談窓口の設置】

- ・現職の保育従事者への支援として「保育現場の悩み相談窓口」をセンターに設置し、専門のコーディネーターが相談を受付。
- ・窓口担当者は、相談に対応するとともにマッチングシステムと届出システムの利用も案内し、人材を保育現場に留める。

【ほいく福岡システムの運用・保守・改修】

- ・保育人材と保育施設のマッチングシステム、保育士資格保有者の届出システム、保育人材の相談予約システム等(ほいく福岡)の保守運用及び利用者ニーズにあわせたシステム改修を適宜実施し、潜在保育士の復帰促進等保育士確保を促進する。

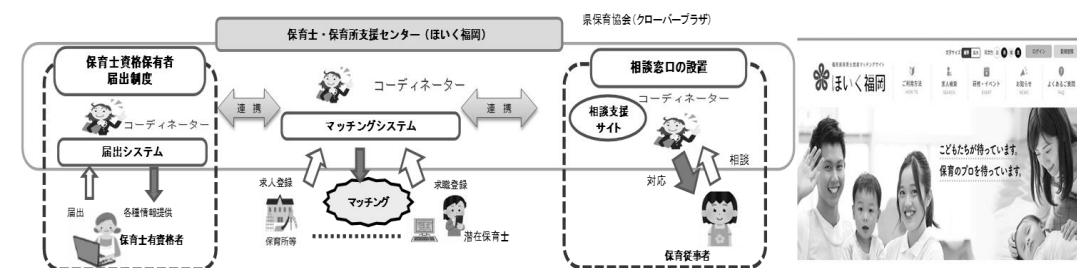
【センター認知度向上事業】

- ・保育士養成校の学生、保育士試験合格者、潜在保育士等、ターゲットごとに広報を行い、センターの認知度向上を図る
- ・民間求人サイト等においてほいく福岡の広報、宣伝を行い積極的な求職者の掘り起こしを行う。

【保育事業者への巡回支援事業】

- ・社労士や中小企業診断士等の専門家を派遣し、保育所等の職場環境改善や保育士確保に関する支援を実施。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R5	R6	R7	R8
県域における保育士従事者数(人)	目標	-	12,837	12,837	12,837
	実績	12,356	12,493		

【成果指標の設定根拠】

- ・配置基準見直し(R6～)に係る必要保育士数の確実な確保を成果指標とする。

【目標値の設定根拠】

利用児童数の変動や制度改正に応じて毎年見直し。

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

毎年、保育士従事者数は増加しているものの、R6 からの目標値に対しては下回っている。

(参考) R4 実績値：12,134 人

(要因)

センター自体の認知度が低く、マッチングサイトが十分に活用されていない。

離職が多い、採用活動が十分でない等の要因があると考えられる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

センターの認知度向上を目的として、ターゲットごとにチラシ、パンフレット等の広報資料の作成、配布を行う。

(令和6年度)

保育人材の採用や定着に課題がある施設等に対して、社労士や中小企業診断士等の専門家を派遣し、保育所等の職場環境改善や保育士確保に対する改善策を提案するための巡回支援事業を実施する。(令和6年度)

4 事業費(千円)	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	18,582	24,234	22,198	時 間	506	506	506
(うち一般財源)	9,292	12,119	11,100	人件費(千円)	2,044	2,094	2,094

5 見直しの内容

継続

(拡充

改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの)

一部改善

縮小)

終了

(完了

再構築(他の事業に組み替え)

廃止)

【上記の理由】

保育士確保にかかる事業のニーズは年々高まっているため、今後も保育士・保育所支援センターにかかる事業を実施する。

【見直し内容】

事業再構築に伴う予算の減(▲2,036 千円)

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	待機児童解消推進事業	部 課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	R5
-----	------------	-----------	-----------------	------------	----

総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な取組	1	幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上

1 事業のねらい・目的

毎年4月1日現在で待機児童が発生した市町村を通じて、保育施設に対する保育士確保に係る支援を行うことにより、児童の受入を促進し待機児童解消を推進する。

2 事業概要

○ 福岡県保育所等非常勤職員雇用支援事業費補助金

待機児童発生市町村における保育士不足で定員まで児童の受入ができなかった保育所について、新たに複数名の短時間勤務の保育士を雇用した場合に、フルタイムの正規職員1名分の人件費との差額相当分を助成し、待機児童の解消を図る。

【補助対象者】 待機児童が発生している市町村

【補助基準額】 60万円 必要な保育士1名配置(正規職員換算)ごと

【補助率】 1/2

【補助対象経費】 保育所等が短時間勤務保育士を雇用したことに伴い新たに発生した人件費

【補助要件】

- ・令和6年4月1日時点で、待機児童が発生していること。
- ・待機児童の発生要因が、保育所等において保育士不足により定員まで受入ができなかったものであること。
- ・公定価格に含まれない経費であること。
- ・保育所等において、新たな保育士が確保されていること。

【事業スキーム図】

3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8	R9
保育所等利用待機児童数	目標	0	0	0	0	0	0
	実績	100	56	57			

【成果指標の設定根拠】

本事業は、保育士不足によって待機児童が発生した市町村に対する保育士確保のための支援事業であるため、待機児童数を成果指標とする。

【目標値の設定根拠】

早期の待機児童解消を目的としているため、目標値は各年度0を設定

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

令和4年度から待機児童数は半減したものの解消にはいたらず目標は未達成となった。

(要因)

一部市町村における保育ニーズの増大、保育士不足などを要因とした受け皿不足により待機児童が発生した。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

待機児童発生市町村に対して、待機児童発生要因や施設個別の保育士確保状況についてヒアリングを実施し、市町村における補助金の予算化及び支援が必要な施設における補助金の積極的な活用を促した。

4 事業費(千円)	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	0	6,600	-	時 間	24	24	-
(うち一般財源)	0	6,600	-	人件費(千円)	97	100	-

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

(終了) (完了 再構築(他の事業に組み替え) (廃止))

【上記の理由】

待機児童発生市町村が減少していること、発生要因も市町村ごとに異なっていることから、市町村と個別に協議や対策検討を実施することにより待機児童の解消を目指すこととし、当該補助金については廃止。

【見直し内容】

特になし

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	保育士等職員研修事業 (保育所・保育士魅力発信事業)	部 課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	R4
-----	-------------------------------	-----------	-----------------	------------	----

総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な取組	1	幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上

1 事業のねらい・目的

保育士養成校の学生に対する情報及び魅力発信について、学生が就職活動を実施する地域に限定してより効果的に発信するため、福岡県保育協会地区協会に対して、魅力発信事業等にかかる経費を支援することにより、新規保育士の確保を促進する。

2 事業概要

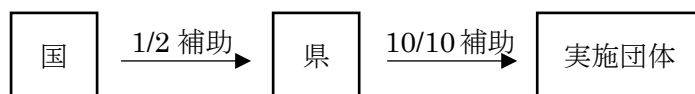
1. 保育人材確保策に対する補助

(1) 対象：実施団体（福岡県保育協会地区協会）

(2) 内容：保育人材確保に係る取組を行った団体に対する補助金を交付。

補助金を交付することで、地区ごとでの保育人材確保の取組を支援し、福岡県内の保育士就職率向上につなげる。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7
養成校卒業者の県内（政令市除く）保育所等への就職者数	目標	-	350	350	350
	実績	348	338		

【成果指標の設定根拠】

・本事業は新規保育士の確保を支援する事業であるため、本県の養成校卒業者の県内（政令市除く）の保育所等への就職者数を指標とする。

【目標値の設定根拠】

・令和4年度の本県の養成校卒業者の県内（政令市除く）の保育所等への就職者数を目標値とする。
 ・県内の保育申込者数（需要）は減少傾向にあるものの直近ではほぼ横ばい推移している。保育の需要に対する供給体制（保育士）が確保できるよう、養成校卒業生の県内（政令市除く）就職者数を維持する。

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

目標値に達していない。

（要因）

他業種への就職割合が高い。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

保育人材確保に係る取組を行った団体に補助金を交付し、地区ごとでの保育人材確保の取組を支援することにより、県内の保育士就職率向上が期待される。

4 事業費（千円）	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	431	4,200	-	時 間	391	391	-
（うち一般財源）	216	2,100	-	人件費（千円）	1,579	1,618	-

5 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）

☐終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） ☐廃止 ）

【上記の理由】

補助金の活用団体の見込みがなく、費用対効果が低いため。

【見直し内容】

特になし

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	障がい児保育等受入支援事業	部 課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	R4
-----	---------------	-----------	-----------------	------------	----

総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的な取組	1	幼児教育・保育サービスの量の拡大と質の向上

1 事業のねらい・目的

各市町村で対応にばらつきがある障がい児等保育(医療的ケア児の保育含む。以下同じ。)について、市町村に求められる保育所への支援や保育所に必要な体制について標準的なモデルや事例を示し、障がい児等の保育所における円滑な受入れをすすめる。

2 事業概要

1. 障がい児保育等受入体制の構築

- 障がい児保育等受入体制検討部会の開催

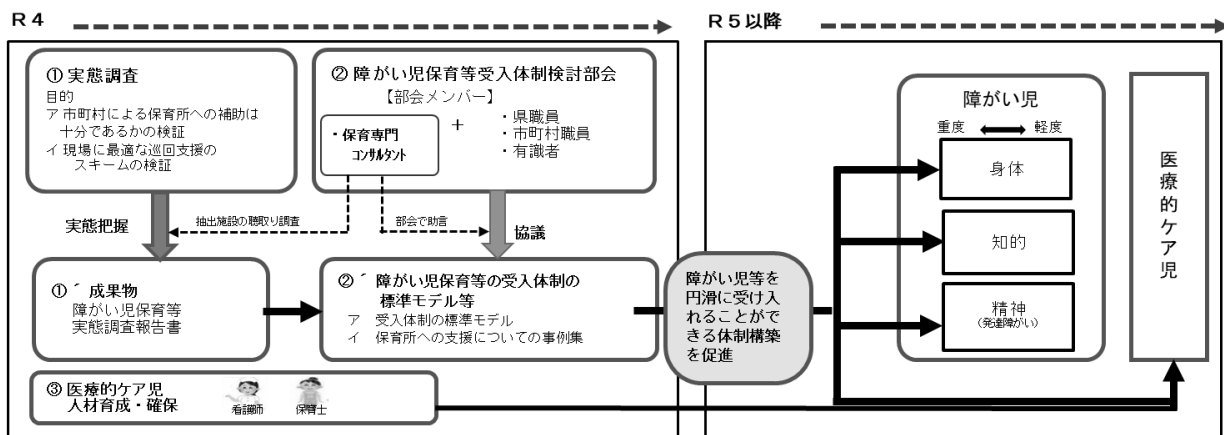
2. 医療的ケア児人材育成・確保に係る支援

- 保育所に勤務している看護師等に対し、喀痰吸引等研修(基本研修:講義+演習)及び実際に医療的ケア児を受け入れた施設への実地研修を実施。

3. 障がい児保育の対応力向上に関する研修

- 保育所に勤務している保育士等に対し、障がい児の保護者に対する対応方法など、現場で対応に苦慮している内容について、ケーススタディなどによる実践的な保育技術の研修を実施。また、受講者の振り返りや受講者以外の自習教材、園での独自研修素材として活用できる研修動画を作成。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7
保育所等で障がい児等を受け入れている市町村のうち、巡回支援等の支援を実施している市町村数	目標	-	35市町村	45市町村	58市町村	58市町村
	実績	25市町村	47市町村	48市町村	50市町村	

【成果指標の設定根拠】

・保育所等で障がい児等を受け入れている市町村のうち、巡回支援等の支援を実施している市町村数を指標とする。

【目標値の設定根拠】

・昨年度実施市町村数 + 10市町村

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

目標値達成。

（要因）

・部会で有効な支援等の検討を行うとともに、市町村に対して保育所の受入体制の標準的なモデルや事例を示したため。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

有

（有の場合、その内容）

実施市町村数の増に伴い、R6 以降の目標値を上方修正している。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

・実践的な研修を実施するとともに、受講者の振り返りや受講者以外の自習教材、園での独自研修素材として活用できる研修動画を作成することで、費用対効果の高い事業が期待される。

4 事業費（千円）	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	4,328	4,649	4,649	時 間	1,360	1,360	1,360
（うち一般財源）	2,164	2,504	2,504	人件費（千円）	5,492	5,628	5,628

5 見直しの内容

☒ 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） ☐ 一部改善 縮小 ）

終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

保育所に勤務する看護師等の確保をすすめるため、引き続き本事業を実施する。

【見直し内容】

市町村における障がい児保育に係る支援策の拡充のため、部会等での好事例共有を充実させるとともに、保育所への受入促進を図るため、研修体系や研修内容の見直しを継続的に行う。

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	児童相談所機能強化事業 (児童相談所第三者評価実施事業)	部 課(室)	福祉労働部 こども福祉課	事業 開始年度	R4
-----	---------------------------------	-----------	-----------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	26	きめ細かな対応が必要な子どもの支援
	小項目	1	児童虐待防止対策の推進	具体的な取組	1	児童相談所の体制強化

1 事業のねらい・目的

児童相談所の相談援助業務や一時保護業務に対して、外部評価機関による第三者評価を実施することにより、児童相談所の業務の質を担保し、子どもの権利擁護を図る。

2 事業概要

1 実施場所

2 児童相談所(一時保護所含む)

2 委託先

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

※ 学識経験者や弁護士、児童相談所の実務経験者などで評価委員を構成

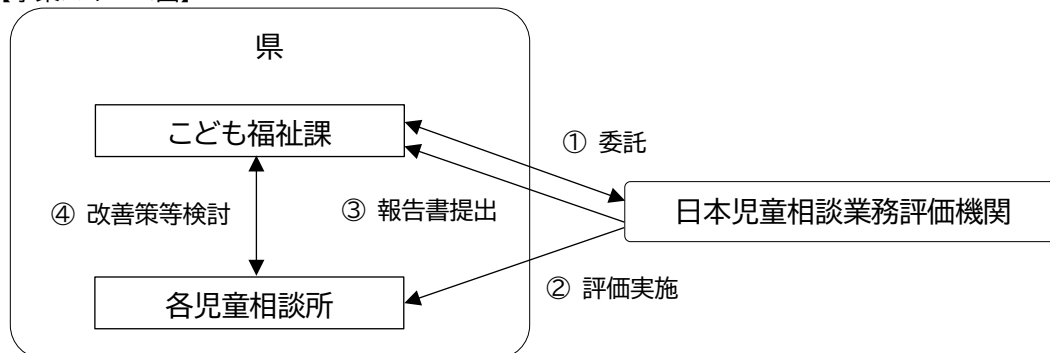
3 委託金額

3,916千円(1児相あたり:相談部門1,089千円、一時保護部門869千円)

4 委託内容

- (1) 児童相談所に対する説明会開催
- (2) 児童相談所職員による自己評価、保護児童や関係機関へのアンケート調査
- (3) 児童相談所職員へのヒアリング(現地調査)
- (4) 評価報告書の作成・提出
- (5) 評価を踏まえた改善策等に対する助言

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8	R9
第三者評価実施児童相談所数	目標	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2			

【成果指標の設定根拠】

児童相談所(一時保護所を含む)への第三者評価実施所数を成果指標とした。

【目標値の設定根拠】

県所管6児童相談所の内、毎年度2か所ずつ実施し、各児童相談所が3年に1度は受審することとした。

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

福岡児童相談所及び田川児童相談所に対して第三者評価を実施。

各児童相談所の強みや改善を要する点について、報告書として可視化することができた。

(要因)

目標未達等の状況はない

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

受審時に提出が必要な資料の整理・作成等について、こども福祉課から児童相談所へ助言、協力することにより、現場の業務負担の軽減を図っている。

4 事業費(千円)	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	3,080	3,388	3,916	時 間	845	845	845
(うち一般財源)	1,400	1,825	2,199	人件費(千円)	3,413	3,497	3,497

5 見直しの内容

☒ 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) ☐ 一部改善 縮小)
☐ 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

第三者評価を継続的に受審することにより、児童相談所および一時保護所の質の確保・向上を図る必要があるため。

【見直し内容】

委託金額の増に伴う予算増(+528千円)

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	相談関係職員研修事業	部 課(室)	福祉労働部 こども福祉課	事業 開始年度	R5
-----	------------	-----------	-----------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	26	きめ細かな対応が必要な子どもの支援
	小項目	1	児童虐待防止対策の推進	具体的な取組	1	児童相談所の体制強化

1 事業のねらい・目的

児童福祉司等の相談援助技術の向上により、児童虐待リスクを抱える家庭の重症度や緊急度を適切に判断し、子どもの適切な一時保護や家庭復帰等への支援につなげる。

2 事業概要

1 研修企画体制の見直し

これまで各児童相談所の担当で構成されていた研修委員会を、各児童相談所長を委員とするとともに外部有識者を招聘することにより、権限や専門性を強化し、研修体系や研修内容の検討、見直しを実施。

また、研修内容や研修体系に、現場のニーズや職員に求められる技術・知見を反映させるため、委員会の下部組織として、各児童相談所係長級をメンバーとするワーキンググループを立ち上げ。

2 研修開催業務の民間委託

児童相談所における研修マネジメントの強化を図るため、研修の募集や講師調整、受付、支払いなどの開催業務を民間機関に委託。

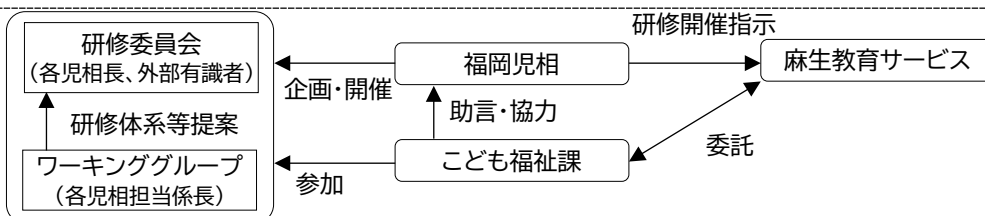
(1) 委託先 麻生教育サービス株式会社

(2) 委託金額 9,053千円

(3) 委託内容

- ・ 研修委員会等開催補助
福岡児童相談所が開催する研修委員会及びワーキンググループの開催業務を補助
(外部委員との調整、会場や資料の準備、議事録の作成 など)
- ・ 各研修の運営
県で実施する法定研修を含む研修の運営(募集、講師調整、会場手配、受付、支払 など)
- ・ 習熟度と業務反映の評価
研修開催後にミニテスト及びアンケートを実施し、法定研修受講者の習熟度や業務反映状況を評価
評価内容は研修委員会において翌年度の研修内容の改善等に反映

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R5	R6	R7	R8	R9	R10
研修委員会開催回数	目標	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2				
研修企画ワーキンググループ開催回数	目標	4	4	4	4	4	4
	実績	4	4				
ミニテスト及びアンケート実施回数	目標	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2				

【成果指標の設定根拠】

研修企画体制の見直しに係る取組状況を成果指標とした。

【目標値の設定根拠】

研修委員会：前年度の実施状況報告(1回)、次年度研修体系及び実施方針の決定(1回)

ワーキンググループ：前年度の実施状況の確認(1回)、評価用ミニテストの検討(1回)、

次年度研修体系(案)及び実施方針(案)の検討(2回)

ミニテスト等の実施回数：法定研修(児童福祉司任用前研修、児童福祉司任用後講習会)を対象とした。

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

研修委員会及びワーキンググループを開催し、相談援助に係る技術プログラムの見直しや一時保護所の新任者研修の新規立ち上げなど、研修体系の充実に向けて一定の成果が出た。

（要因）

- ・ ワーキンググループのメンバーを係長級としたことにより、指導的立場にある職員の目線で、現場の課題やニーズを具体化することができた。
- ・ 研修委員会に外部有識者を加えたことにより、研修内容や実施方法について最新の知見や全国のトレンドなどを取り入れることができた。
- ・ ミニテストによる評価については、継続的に実施することにより比較検討が可能となるため、令和6年度以降に活用予定。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

委託事業者と頻回にやり取りを行うとともに、他県での研修の実施状況なども参考にしながら、効率的な事業の実施に取り組んだ。

4 事業費（千円）	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	9,053	9,071	9,506	時 間	592	592	592
（うち一般財源）	4,527	4,536	4,753	人件費（千円）	2,391	2,450	2,450

5 見直しの内容

☒ 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） ☒ 一部改善 縮小 ）
☐ 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

研修体系や研修内容の見直しを継続的に行うことにより、児童福祉司等の相談援助技術の向上を図る必要があるため。

【見直し内容】

児童相談所職員の研修受講経費の増に伴う予算増（+453 千円）

(様式1号)

R6年度事務事業評価書(既存事業分)

事業名	児童養護施設等人材確保事業	部 課(室)	福祉労働部 こども福祉課	事業 開始年度	H28
-----	---------------	-----------	-----------------	------------	-----

総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	26	きめ細かな対応が必要な子どもの支援
	小項目	2	特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援	具体的な取組	1	家庭と同様の環境における養育の推進

1 事業のねらい・目的

さまざまな問題を抱えた児童の養護・養育を行う職員の専門性の向上とともに、職員の人材確保を積極的に推進する必要があることから、児童養護施設等における実習体制等を充実させることにより、職員の人材確保を図ることを目的とする。

2 事業概要

1 事業内容

(1) 実習生に対する指導

児童養護施設等への就職を希望する学生が実習に来る際に、指導にあたる職員の代替職員を雇うことにより、実習生に対する丁寧な指導を行い、将来の人材確保を図る。(1日あたり7,528円、上限86,200円)

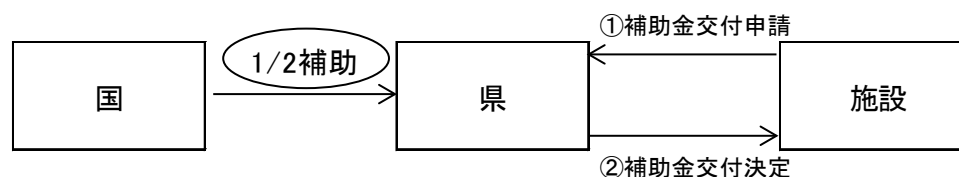
(2) 実習生の就職促進

実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。(1日あたり3,760円)

2 対象施設

児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・母子生活支援施設

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
実施施設数	目標	11	11	11	11	11	11
	実績	4	5	6	6	4	

【成果指標の設定根拠】

当事業は、さまざまな問題を抱えた児童の養護・養育を行う職員の専門性の向上とともに、職員の人材確保を積極的に推進する必要があることから、児童養護施設等における実習体制等を充実させることにより、職員の人材確保を図ることを目的としている。当事業を幅広い施設で実施することにより、施設の職員体制を充実させ、家庭と同様の環境における養育を推進できることから、実施施設数を成果指標に設定。

【目標値の設定根拠】

対象施設数の5割を目標に設定。

(児童養護施設 11 施設・乳児院 3 施設・児童心理治療施設 1 施設・母子生活支援施設 7 施設 合計 22 施設)

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

R 5 年度の実施施設数は 6 施設であり、目標値の 11 施設を下回った。

（要因）

代替職員の確保が困難な施設が多かったため。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

有

（有の場合、その内容）

代替職員の確保が困難な施設が多かったことが目標値を下回った要因であるが、短期間での解消は困難であるため、R 7 年度以降の目標値について、段階的に施設数を増加させるよう見直しを行い、R 11 年度に当初の目標値である 11 施設を達成することとする。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

各施設が出席する会議の場などで事業の概要説明を行うことで、効率的な事業説明を行った。

4 事業費（千円）	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳出	1,701	3,643	3,807	時間	10	10	10
（うち一般財源）	646	1,822	1,904	人件費（千円）	41	42	42

5 見直しの内容

☒ 継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） ☐ 一部改善 縮小 ）
☐ 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

R 5 年度の実施施設数は 6 施設であり、目標値の 11 施設を下回った。また事業開始以降、本事業を実施した施設は 22 施設中 12 施設にとどまる。しかしながら、職員の専門性の向上及び職員の人材確保が必要となる現状は変わらず、引き続き本事業を実施する必要がある。

【見直し内容】

各施設へ事業の周知を行い、積極的に実施するよう呼びかけていく。

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	こども意見表明支援センター運営事業	部 課(室)	福祉労働部 こども福祉課	事業 開始年度	R5
-----	-------------------	-----------	-----------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	26	きめ細かな対応が必要な子どもの支援
	小項目	2	特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援	具体的な取組	2	子どもの自立支援の推進

1 事業のねらい・目的

施設等に入所するこどもの処遇にこども自身の意見が反映されるよう、意見の形成・表明を支援し、こどもの権利擁護の一層の推進を図る。

2 事業概要

1 福岡県こども意見表明支援センターの設置

施設等に入所しているこどもが自身の意見等を関係機関に表明することを支援するため、意見表明等支援員の養成及び派遣、こどもの意見等への対応等を行うセンターを設置する。

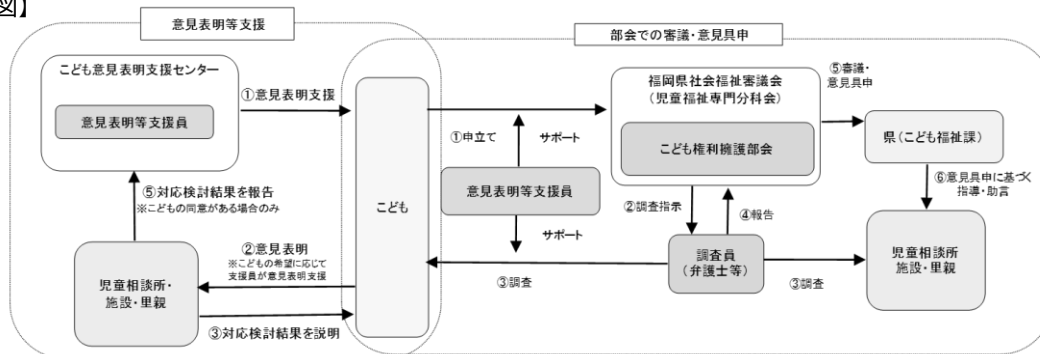
- (1) 委託先 NPO法人等の民間団体
- (2) 実施体制 コーディネーター及びスーパーバイザーの配置
- (3) 委託内容
 - ①こどもから意見を聴取する意見表明等支援員の養成(R5～実施)
 - ②意見表明等支援員の派遣によるこどもの意見表明等支援(R5～実施)
 - ③こどもの権利擁護に関する周知啓発

2 権利擁護に関する専門部会の開催

意見聴取の結果、虐待が疑われる場合や、こどもから審議を求める申し立てがあった場合に、「こども権利擁護部会」が調査・審議を行い、関係機関に意見具申等を行う仕組みを整備する。

- (1) 専門部会 福岡県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども権利擁護部会
- (2) 部会の構成 委員5名(うち会長1名、副会長1名)、事務局(こども福祉課)、調査員(弁護士・社会福祉士)
- (3) 調査・審議
 - ①こどもからの申し立てに対する調査
こどもからの申し立てに応じて、調査員が関係機関やこどもへの調査を実施
 - ②こどもの処遇に関する審議及び意見具申
調査結果をもとに適切な処遇等について審議を行い、県に対して意見具申等を行う。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R5	R6	R7	R8	R9	R10
①意見表明等支援員の養成人数	目標	100	30	30	30	30	30
	実績	94	27				
②入所児童等からの意見聴取の実施箇所数	目標	5	33	184	187	187	187
	実績	5	30				

【成果指標の設定根拠】

施設等への定期的な派遣に必要な支援員を養成し、意見聴取の実施箇所数を増加させることで、こどもの処遇にこども自身の意見を十分に反映させることができる。その結果、こどもが希望する進路などに沿った支援を実施することができるなどこどもの自立支援の促進に寄与することから、「意見表明等支援員の養成人数」及び「入所児童等からの意見聴取の実施箇所数」を成果目標とする。

【目標値の設定根拠】

①意見表明等支援員の養成人数

児童相談所における意見聴取に必要な人数（20名）、施設等における意見聴取に必要な人数（88名）約100名をR5年度に養成、以降は入れ替わりを想定した必要分を養成

②入所児童等からの意見聴取の実施箇所数

令和8年度までに、県が所管する児童養護施設等（一時保護所、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム、里親）の全てで実施することを目標値とする。

令和5年度：一時保護所

令和6年度：里親・乳児院を除く全施設等

令和7年度：乳児院を除く全施設等

令和8年度：全施設等

里親については、こどもの養育を個人に委託するものであり、導入前における制度の趣旨や実施方法の説明に一定の期間を要することからR7年度からの実施とした。

乳児院については、入所児童の年齢が低く、本人の意見を聴取することが極めて困難であり、先進自治体の実施状況を参考に実施方法を検討することに時間を要することから、令和8年度からの実施とした。

【R5年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

概ね目標値を達成しており、施設等で生活することも必要な時に意見表明等支援を受けることができた。

（要因）

・養成講座のオンラインでの実施や複数回の開催により必要な意見表明等支援員を養成することができた。
・各一時保護所に対して、定期的に意見表明等支援員を派遣することで支援が必要なこどもに対して適切な支援を行うことができた。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

有

（有の場合、その内容）

R7年度より意見表明支援を受けたこどもの満足度を成果指標に追加。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

R5年度はこどもの権利擁護に詳しい弁護士に意見表明等支援の試行を委託し、R6年度の本格実施に向けた課題の洗い出しと実施方法の検討を行うことができた。

4 事業費（千円）	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	6,433	25,323	54,676	時 間	301	581	661
（うち一般財源）	2,924	17,367	31,910	人件費（千円）	1,216	2,405	2,736

5 見直しの内容

☒ 継続 ☐ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止)

【上記の理由】

社会的養護下で生活するすべてのこどもが意見表明等支援を受けることがよう支援体制を構築する必要があるため。

【見直し内容】

R8年度までに県が所管する児童福祉施設等（一時保護所、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム、里親）で意見表明等支援を段階的に実施。

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	重複障がい児者等対策事業	部 課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H28
-----	--------------	-----------	-----------------	------------	-----

総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的

- 心身の重複障がい児者に対し、小児科精神医療と連携した複合的な処置をこども療育センター新光園で実施し、重複障がいへの的確なケアの実現を目指す。
- ホースセラピーの効果を医療的に検証しつつ、重複障がい児、発達障がい児等の社会生活適応力の向上を目指す。

2 事業概要

1 こども療育センター新光園機能強化事業

医師(整形外科、小児科、児童精神科)、及び作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、保育士といった複数の専門職種が連携・協力して、心身の重複障がい児に対して総合的な支援を行う。

- 児童精神科医による心身の重複障がい児の機能改善向上事業
知的・精神面から患児の診断や治療を行うため、児童精神科をこども療育センター新光園に設置する。
- 心身の重複障がい児を対象とした児童発達支援事業所設置事業
0歳～6歳の心身の重複障がい児を対象にした児童発達支援事業所をこども療育センター新光園に設置する(5日/週)。

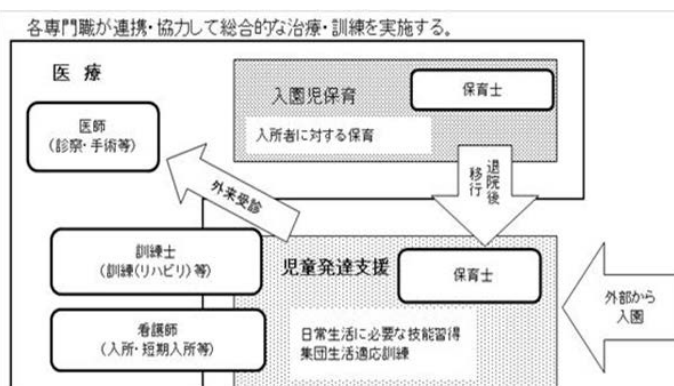
2 動物介在療法による重複障がい児等の社会生活適応力養成事業

重複障がい児や発達障がい児等を対象に、医療・教育・スポーツの面から療法効果が期待できるホースセラピーを活用し、障がい児等の社会生活適応力を高める養成事業を実施(福岡県馬術競技場(古賀市)の資源を活用し、県馬術連盟と連携の上実施)

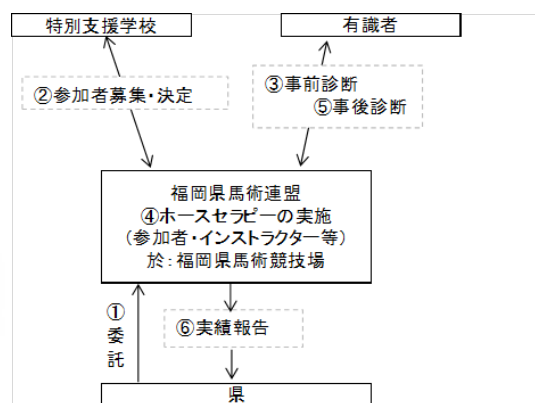
- ・1回当たり2時間 6回を1コースとし、2コース実施する。
- ・有識者の意見等に基づき、開始前と終了後の計2回、参加児童の変化を評価検証し、事業成果報告書を作成。
また、障がい児の社会生活適応力の向上及びワンヘルス条例の理念の普及のため、移動が困難な障がい児も参加しやすいよう、セラピー犬を障がい児施設等に派遣し、アニマルセラピーを実施している。

【事業スキーム図】

1 こども療育センター新光園重複障がい児対策事業



2 動物介在療法による重複障がい児等の社会生活適応力養成事業



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
児童精神科受診者数	目標	72	72	72	72	72	72
	実績	134	87	90	73		
ホースセラピー参加児童数	目標	20	20	20	20	20	20
	実績	23	27	29	45		

【成果指標の設定根拠】

- ・児童精神科の受診者数を把握することで、効果検証を行う。
- ・参加人数を把握することで、効果検証を行う。

【目標値の設定根拠】

- ・児童精神科の受診者は1日平均3人程度の受診を見込む（1人1時間程度 予約制）
3人×月2回（午後）診察×12月=72人
- ・ホースセラピー参加者数は1コース10人程度×2コース=20人

【R5年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

- ・児童精神科の受診者数は目標を達成している。
- ・ホースセラピーについては、事業参加前と比較すると、修了時には動物（馬）への関心、成功体験の会得、積極性、他者との関係性の認識など、主に情緒面での変化を表す結果が得られた。

（要因）

- ・児童精神科は、保護者等への丁寧な説明と心理士等からのきめ細かい支援により目標達成につながった。
- ・ホースセラピーについては、保護者等の同意を得るため、説明を丁寧に行うことで、参加数増加につながった。
有識者（心理士）を現地へ派遣することで、それぞれの参加児童の変化をより密に評価検証することができるようにした。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・こども療育センター新光園機能強化事業については、継続的な信頼関係が構築できたことから、受診者数の増につながった。
- ・ホースセラピーについては、学校及び専門家との事前打ち合わせ等を密に行ったことで、十分な参加児童数を確保できた。

4 事業費（千円）	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	6,263	8,450	7,568	時 間	4,548	4,548	4,548
（うち一般財源）	4,795	4,811	3,574	人件費（千円）	18,365	18,820	18,820

5 見直しの内容

☒ 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） ☐ 一部改善 縮小 ）
 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・県が実施する事業として、ホースセラピーに参加した児童の改善効果を明確にする必要がある。

【見直し内容】

- ・有識者（心理士）の意見に基づき、専門的な視点からの評価検証を継続する。
- ・関係機関との調整を含めた事業運営の見直しを図る。

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名			医療的ケア児支援人材育成研修助成事業 訪問型レスパイトケア事業	部 課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	R1
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援	
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的 な取組	3	障がいのある人の地域生活支援	

1 事業のねらい・目的

- ・医療的ケア児支援に対応できる障がい福祉サービス事業所の人材の増加を図る。
- ・医療的ケア児を介助する家族の肉体的・精神的負担の軽減を図る。

2 事業概要

1 医療的ケア支援人材育成研修助成事業

障がい福祉サービス事業所等の職員が受講する喀痰吸引等研修(3号研修)費用について、その受講費用の一部を助成。

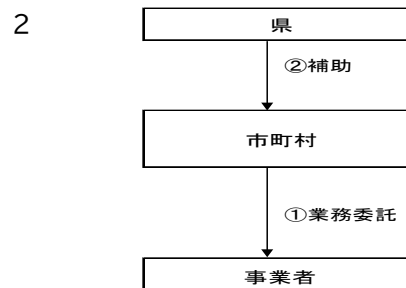
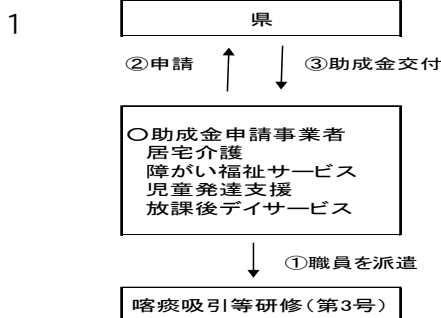
- ・対象：医療的ケア児支援に携わる障がい福祉サービス事業所(児童発達支援事業所等)、訪問介護事業所の職員(80人)
- ・助成金：一人当たり1回限り3万円を上限とする。

2 訪問型レスパイトケア事業

医療的ケア児を介助する家族の肉体的・精神的負担を軽減するため、訪問看護師が自宅等に出向いて一定時間医療的ケアを代替するレスパイト事業(市町村補助事業)を補助。

- ・対象：在宅で、日常的に経管栄養、口鼻腔吸引、気管切開部、酸素療法、人工呼吸器などの医療を必要とする児童を医療的ケア児とし、この児を介助する者を対象とする。
- ・実施主体：市町村
- ・実施事業者：訪問看護を実施する事業者(訪問看護ステーション)

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
①医療的ケア児に対応できる障がい福祉サービス事業所等の人材の増加(人)	目標	100	80	80	80	80	80	80
	実績	59	61	98	128	151	135	
②訪問型レスパイトケアの利用日数(日)(~R3) 在宅レスパイト事業の実施市町村数(R4~)	目標	390	390	390	60	60	60	60
	実績	25	607	1,171	34	47	51	
③在宅レスパイト事業の保育所・小中学校での利用人数(人)	目標	-	-	-	-	44	44	44
	実績	-	-	-	-	30	26	

【成果指標の設定根拠】

県内の医療的ケア児に対応できる人材の育成と、訪問型レスパイトケア事業の利用促進のため、①人材の育成人数、②在宅レスパイト事業の実施市町村数、③在宅レスパイト事業の保育所・小中学校での利用人数を成果指標とした。

【目標値の設定根拠】

- ①令和元年度までは、県がこれまで実施した喀痰吸引等研修(1,2号研修)の修了者約110名により対応できる人数(一人当たり3人を想定)を除き、県内の医療的ケア児800人(厚生労働省推計値)に対応できる人材を今後5年間で育成することを目標。 $((800-110 \times 3) \div 5 \div 100 \text{人})$
 令和2年度からは、令和元年度喀痰吸引等研修(3号研修)の受講実績を踏まえた目標を設定。
 ・県内の医療的ケア児(厚生労働省統計)…800人(①)
 ・令和元年度喀痰吸引等研修(3号研修)受講者のうち医療的ケア児対応者…59人(②)(全受講者193人×県内重症心身障がい児割合30.5%)
 ・1人当たりが対応する想定医療的ケア児数…2.2人(③)
 ・令和2～5年度育成目標…305人 $((①-② \times ③) \div ③)$
 →年度目標…80人 $(305 \text{人} \div 4 \text{年} \div 80 \text{人})$
 ②訪問型レスパイトケア事業の利用者数見込 65人(※)×年6日=390日
 ※実態調査に回答した医療的ケア児数 136人 回答率 $136 \text{人} \div 800 \text{人} = 17\% (1/5.8)$
 訪問看護利用を希望する医療的ケア児数 11人
 利用者数見込 $11 \text{人} \times 5.8 \div 65 \text{人}$
 ・令和4年度成果指標を見直し(在宅レスパイト事業 利用日数→実施市町村)
 (見直し理由)
 事業開始当初は利用日数を目標値に設定していたが、本事業は市町村補助事業であり、県内の医療的ケア児全員が必要に応じて本事業を利用することができるよう、全市町村の実施を目標とするもの。
 ③在宅レスパイト事業の保育所・小中学校での利用人数
 保育所・市町村立小中学校在籍の医療的ケア児44人(※)の利用を目標とする
 ※R3在籍者数 今後も同等の人数と推測

【R5年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ①喀痰吸引等研修(3号研修)修了者のうち、医療的ケア児対応者はR5年度で151人と想定されるため目標達成。
 ②訪問型レスパイト事業は、未実施市町村に事業実施の働きかけを行っており、実施市町村は51と増加している。
 ③利用人数30人に留まっている。

(要因)

- ①事業の周知が図られた。
 ②医療的ケア児が少ない等、現時点でニーズがない市町村もある。
 ③市町村での学校看護師の配置等の整備が進んだ。
 (上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の各種研修等で、事業の周知を行った。

4 事業費(千円)	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳出	15,716	48,860	40,760	時間	1,192	1,192	1,192
(うち一般財源)	15,716	48,860	40,760	人件費(千円)	4,814	4,933	4,933

5 見直しの内容

☒ 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) ☐ 一部改善 縮小)
☐ 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

・医療的ケア児に対する支援体制を強化するため、医療的ケア児に対応できる人材の育成や家族の肉体的・精神的負担を軽減するレスパイトケアを実施する必要がある。

【見直し内容】

・医療的ケア児コーディネーター養成研修等で、事業の周知を行い、制度の周知を図る。
 ・市町村に対し「訪問型レスパイトケア事業」の事業実施を働きかける。
 ・保護者に代わって訪問看護を実施する事業者を学校等に派遣する場合の補助について、これまでの申請状況に基づき、補助金の算定人数を見直したことによる削減(▲8,100)。

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	発達障がい児者支援推進事業 (訪問相談支援による発達障がい児支援体制の強化事業)	部 課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	R5
-----	---	-----------	-----------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的

医師の指示に基づいた訪問相談支援体制を整備し、思春期の発達障がい児のライフステージに応じた切れ目ない支援を行う。

2 事業概要

1 発達障がいのある方に対する訪問相談支援事業

発達障がい児等の支援を強化するため、県内4箇所の発達障がい者支援センターが抱える専門的な対応を要する思春期の困難ケースについて、福岡県身体障がい者リハビリテーションセンターにて個人の状態に応じてきめ細かな支援計画を医師の指示により策定した上で、訪問相談支援を実施し、特性に応じた支援につなげる。

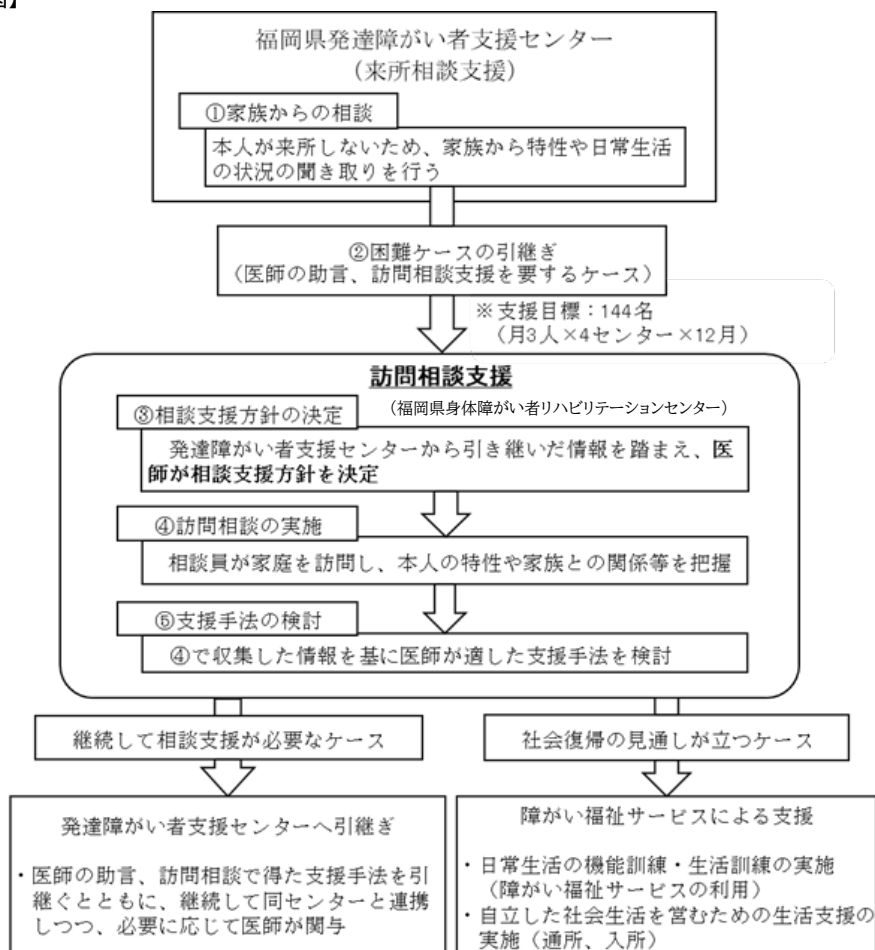
【支援方法】

- ・障がいの程度・状況を踏まえた医師の指示に基づく支援を家庭で実践していくため、訪問支援相談員が家庭訪問を実施。
- ・本人と面会し、特性や家族との関係、生活環境等本人を取り巻く日常生活の状況を把握した上で、支援を行う。

2 発達障がいのある方に対する来所相談支援

県発達障がい者支援センター福岡地域の支所として、一般的な発達障がいの相談に対応(主に宗像・粕屋圏域)。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況	
--------------	--

成果指標		R5	R6	R7
相談支援数	目標	144	144	96
	実績	13	117	

【成果指標の設定根拠】
 相談支援数は月に県内4カ所の発達障がい者支援センターから各3件ずつ困難ケースが出てくるものとして設定する。

【目標値の設定根拠】
 相談支援数 144 名（月 3 名×12 月×4 センター）

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）
 ・令和5年度は9月から事業を開始したことから年度前半の実績がなかった。また、各発達障がい者支援センターが抱える思春期の困難ケースは一件一件が重篤で、医師の助言に従い慎重に準備し、粘り強く対応する必要があったことから処理件数が伸びなかった。

（要因）
 ・発達障がい者支援センターの相談も1か月待ちの状態であり、引き継ぎをするまでに時間がかかった。
 ・加えて、対象者は、本人が発達障がいに加え進学先、就職先、家庭内における様々な事態が要因となって引きこもりに至り、いくつかの機関が介在した後、外部との接触を拒んでしまっているケースがほとんどである。とりわけ、訪問相談支援については、その前提となる本人・家族との信頼関係を丁寧に築き、本人の受容の意向が示された後、はじめて支援を開始することとなるため、かなり時間を要した。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）
 有

（有の場合、その内容）
 ・当初より時間がかかることを見込み、
 相談支援数 96 名（月 2 名×12 月×4 センター）とする。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】
 ・各センターと連携を密にして、訪問相談支援事業の可能性のある支援対象者について事前に情報を把握している。

4 事業費（千円）	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	12,232	12,286	12,286	時 間	1.953	1.953	1,953
（うち一般財源）	6,116	6,143	6,143	人件費（千円）	7,887	8,082	8,082

5 見直しの内容	
----------	--

継続 （ 拡充
改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）
一部改善
縮小 ）

終了 （ 完了
再構築（他の事業に組み替え）
廃止 ）

【上記の理由】
 ・開始したばかりの事業で、予想以上に1ケースに時間を要することから、必要に応じて、対応する人員体制の見直しを図る。

【見直し内容】
 ・状況に応じて医師のほか、福岡県障がい者リハビリテーションセンター内の心理士等とも連携して対応する。
 ・県発達障がい者支援センター福岡地域支所機能において、学齢期から就職期までより幅広い年代をカバーする出張相談支援、来所相談支援、電話相談支援を実施する。

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	医療的ケア児支援センター運営事業	部 課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	R4 R5 拡充
-----	------------------	-----------	-----------------	------------	-------------

総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的な取組	3	障害のある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的

同センターにおいて、医療的ケア児とその家族からの相談にワンストップで対応するとともに、レスパイトを実施している医療機関をはじめ、保健、福祉、教育、労働等、複数の分野にまたがる関係機関と連携した支援体制の整備等、必要な支援に取組み、医療的ケア児とその家族、関係機関等への支援の充実を図る。

2 事業概要

医療的ケア児支援法に基づき「福岡県医療的ケア児支援センター」を設置し、医療的ケア児とその家族からの相談にワンストップで対応するとともに、レスパイトを実施している医療機関をはじめ、保健、福祉、教育、労働等、複数の分野にまたがる関係機関と連携した支援体制の整備等、必要な支援に取組み、医療的ケア児とその家族、関係機関等への支援の充実を図る。

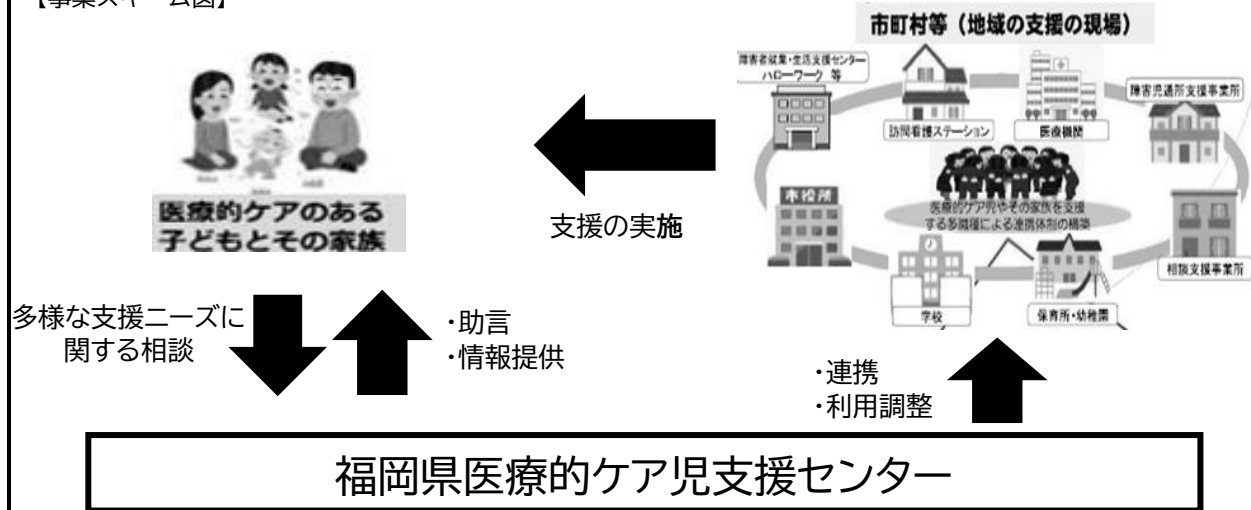
【運営】県直営（こども療育センター新光園を指定）

【体制】7名（医師、看護師、社会福祉士等）

【業務】

- ・相談支援（障がい福祉サービス利用等への助言、就学時の相談、日常生活に関する相談等）の実施
- ・情報提供（訪問看護ステーションなど地域の社会資源、相談内容に応じた関係機関の紹介等）の実施
- ・医療的ケア児の一時預かり（緊急時や、NICU から在宅生活への移行時等の受入れ、レスパイト実施機関との連携）の実施
- ・関係機関との連絡調整（多分野にまたがる機関の連携が円滑に行われるための調整）の実施

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況							
--------------	--	--	--	--	--	--	--

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8	R9
相談支援利用者数	目標	103	103	103	103	103	103
	実績	128	105	147			
相談支援延件数	目標	237	237	237	237	237	237
	実績	301	230	319			
保育・就学支援人数	目標	-	44	44	44	44	44
	実績	-	26	26			

【成果指標の設定根拠】
 医療的ケア児とその家族及び支援者等に対するワンストップでの相談対応を行うため、センターへの相談支援利用者数、相談支援延件数及び保育・就学支援人数を成果指標とした。

【目標値の設定根拠】
 ○相談支援利用者数、相談支援延件数
 福岡県難病相談支援センター（小児慢性特定疾病児童等自立支援）の利用率を参考に設定。
 ・福岡県難病相談支援センターの利用率 13.5%（1人平均2.3回利用）
 ・県内の医療的ケア児数 760人×13.5%=103人（利用者数）
 103人×2.3回=237人（支援延件数）
 ○保育・就学支援人数（※R5から新たに指標を設定）
 保育所・市町村立小中学校在籍の医療的ケア児44人 ※R3在籍者数。今後も同等の人数と推測。

【R5年度の実績値に対する評価とその要因】
 （評価）
 相談支援延件数はやや目標を下回っているもののほぼ目標と同数程度であり、相談支援利用者数は目標を達成している。保育・就学支援人数は目標を下回っているものの、行政や保護者、障がい福祉サービス事業者など他分野からの相談を受付けることができています。
 （要因）
 医療的ケア児支援センターの周知が進んできたものの、保育・就学支援に関する相談が可能との周知が進んでいないと推測される。
 （上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）
 無
 （有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】
 ・医療的ケア児とその家族を地域で支えることができるよう、各地域での支援体制づくりの支援を実施。

4 事業費（千円）	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳出	15,095	21,673	21,793	時 間	5,580	5,580	5,580
（うち一般財源）	8,261	11,502	11,600	人件費（千円）	22,533	23,091	23,091

5 見直しの内容	
継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】 医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児が増加していることや、令和3年に医療的ケア児支援法が施行されたこと等から、支援を求めるニーズは高く、事業継続の必要がある。	
【見直し内容】 効率的で迅速なワンストップの相談支援が実施できるよう、関係者との定期的な連絡会を開催し、地域の関係機関との連携を強化する。	

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	障がい者収入向上支援事業 (「福岡モデル」就労支援推進事業、県優先調達拡大事業、県デジタル化業務発注事業)	部 課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	R4
-----	--	-----------	-----------------	------------	----

総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的な取組	4	障がいの特性に応じた就労支援

1 事業のねらい・目的

障がい者施設が大量の受注作業に対応できる体制の整備、優先調達の拡大による共同受注機能の強化を図る。

2 事業概要

(1)「福岡モデル」就労支援推進事業

複数の障がい者施設の利用者や生活困窮者、引きこもりの方などが国立国会図書館蔵書や行政文書のデジタル化に取り組む「就労支援の場」(県内3か所)を開設。

- ・実施方法：共同受注窓口を担う NPO 法人セルフセンター福岡に委託
- ・業務内容：技術指導、進捗管理、施設間の作業調整、デジタル化に係る研修、企業向け見学会の実施等

(2) 県優先調達拡大事業

県優先調達の拡大と業務の効率化を推進するため、庁内の事務作業について、共同注窓口を通じ複数の障がい者施設に発注。

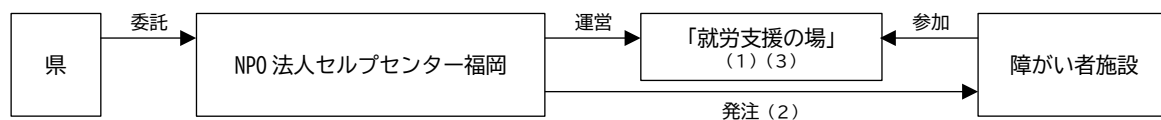
- ・実施方法：共同受注窓口を担うセルフセンター福岡に委託
- ・業務内容：庁内の事務作業を障がい者施設へ発注

(3) 県デジタル化業務発注事業

デジタル化することにより業務効率化や県民の利便性向上につながる県公文書について、「就労支援の場」にデジタル化作業を発注。

- ・実施方法：共同受注窓口を担うセルフセンター福岡に委託
- ・業務内容：県公文書等のスキャニングやデータ入力

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	...	R8
障がい者施設で働く障がいのある人の平均収入月額(単位:円)(総合計画)	目標	16,507	17,031	23,053		全国10位以内
	実績	14,691 (全国43位)	15,607 (全国41位)	21,393 (全国34位)		

【成果指標の設定根拠】

障がいのある人の経済的自立を促進するため、障がい者施設等で非雇用の形態で働く障がいのある人の平均収入月額を成果指標として設定した。

【目標値の設定根拠】

平均収入月額を全国平均を上回り、令和8年度までに全国10位以内とすることを成果指標とした(総合計画の成果指標)。

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

(1) 「福岡モデル」 就労支援推進事業

「就労支援の場」での国立国会図書館蔵書や行政文書のデジタル化業務受注実績（売上高）は1 億6 百万円となり、平均収入月額の向上に寄与。

(2) 県優先調達拡大事業

県優先調達額は全国2 位の水準、県内市町村への事例の展開により市町村の優先調達拡大も期待される。

令和5 年度の平均収入月額は全国3 4 位に上昇（令和4 年度 全国4 1 位）し、対前年度伸び率は全国第7 位の水準となった。

(要因)

他県の平均収入月額の上昇が想定を上回ったため順位の大幅な改善には至らなかった。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

(1) 「福岡モデル」 就労支援推進事業

障がい者施設管理の経験者をコーディネーターとして配置したことにより、「就労支援の場」を円滑に運営。企業向けデジタル化事業見学会の実施により、参加企業に「就労支援の場」を周知。

(2) 県優先調達拡大事業

事務作業の再分解・集約により、アウトソーシング事例を再収集。

4 事業費(千円)	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	14,930	80,414	84,859	時 間	1,408	1,600	1,600
(うち一般財源)	7,970	73,994	77,430	人件費(千円)	5,686	6,461	6,461

5 見直しの内容

☒ 継続 (☒ 拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・国立国会図書館は蔵書のデジタル化対象範囲を拡大する方向と報じられており、引き続き「就労支援の場」の運営が必要であること。
- ・「優先調達で実施する県公文書デジタル化の方針」(令和5 年1 1 月)に基づき、引き続き、「就労支援の場」へ県公文書のデジタル化を発注すること。

【見直し内容】

- ・「就労支援の場」の受注体制を強化するため、機器の増設等を検討

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	障がい者の工賃向上事業	部 課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	R5
-----	-------------	-----------	-----------------	------------	----

総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的な取組	4	障がいの特性に応じた就労支援

1 事業のねらい・目的

障がいのある人が働く「植物工場」の設置により、障がいのある人の一般就労を促進する。

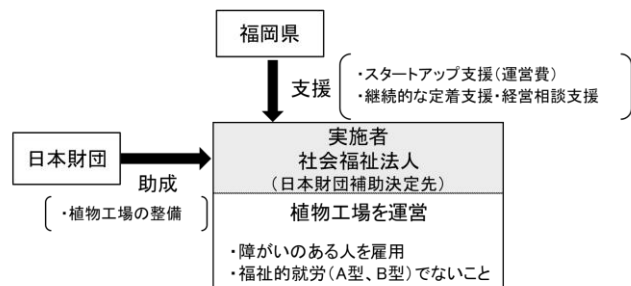
2 事業概要

植物工場での農福連携事業

- ・県内の社会福祉法人が障がい者雇用を行う植物工場を設置
- ・県は、社会福祉法人に対し、農業生産が軌道に乗るまでの課題解決や指導を行う農業指導員の人件費を補助し、スタートアップを支援

※植物工場の整備は、日本財団が支援

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R5	R6	R7
植物工場で雇用する障がい者数	目標	-	-	20
	実績	-	-	20(見込み)

【成果指標の設定根拠】

就労継続支援B型の利用者を雇用に転換することで、収入向上につながり、障がいのある人が自立した生活を送ることが可能となる。

そのため、植物工場での雇用する障がい者数を成果指標とする。

【目標値の設定根拠】

植物工場の運営に必要な障がい者数。

工場内の業務を細分化し、障がい特性に応じた仕事の割り振りを行う。

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

植物工場の設置に至らなかったため、スタートアップ支援ができなかった。

(要因)

関係者との調整に時間を要したため。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

関係者との調整を行い、今年度中の設置に取り組んでいる。

4 事業費(千円)	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	0	8,182	-	時 間	776	776	-
(うち一般財源)	0	8,182	-	人件費(千円)	3,134	3,212	-

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

☐終了 (☐完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

植物工場の設置にあたり、研修費等の補助を行った。

【見直し内容】

特になし

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	ホームレス等自立支援事業	部 課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H16
-----	--------------	-----------	-----------------	------------	-----

総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	4	生活困窮者等の支援	具体的な取組	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施の推進

1 事業のねらい・目的

- 例年1月に実施するホームレス実態調査の結果をもとに、学識関係者やNPO法人等の支援団体とホームレス問題の現状を分析し、路上生活からの脱却支援、脱却後の就労支援の推進を図る。
自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされたものが多数存在し、地域社会との軋轢が生じつつある現状に鑑み、福岡県ホームレス自立支援推進協議会を設置し、市町村及び民間団体と連携して自立支援策を講じる。
- 高齢や障がい等の理由により自立することが難しい矯正施設等退所者に対して、矯正施設入所中から福祉的ニーズを確認することで退所後直ちに福祉サービス等につなぎ、帰住先を確保し社会復帰と再犯防止を図る。

2 事業概要

1 ホームス自立支援ネットワーク事業

(福岡県ホームレス自立支援推進協議会の設置、運営)

(1) 目的

福岡県ホームレス自立支援実施計画を計画的、効率的に推進するため、各市町村、社会福祉協議会、社会福祉士会、民生委員・児童委員、NPO等からなる福岡県ホームレス自立支援推進協議会において、自立支援策の検討及び情報交換、県民への啓発広報活動の推進等を行う。

(2) 開催日

例年2月末に1回開催 ※令和5年度は計画策定のため3回開催

(3) 福岡県ホームレス自立支援実施計画(第5次)の策定

- 令和6年度～令和10年度までの5か年を期間とした計画を令和6年3月に策定。
- 総合的な相談体制の充実、安定した居住の確保、就業活動の支援など10の施策分野ごとに施策を実施。
- 保護・援護課では、個々のニーズに応じた支援方針を立て、個別の支援策につなげる相談窓口を設置するとともに、一時的に宿泊場所や食料を提供する一時生活支援事業や就労準備支援事業を行っている。

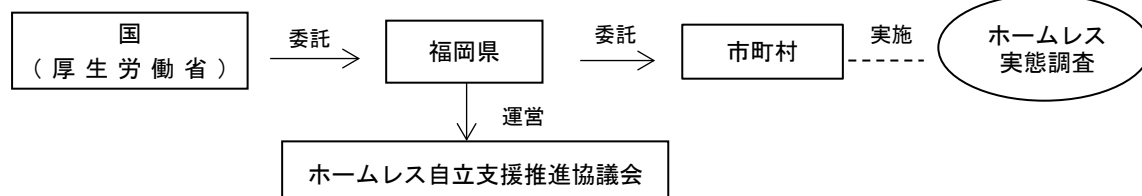
(4) ホームレス実態調査の実施

- 厚生労働省が各自治体に委託して実施(概数調査:例年1月実施)
- 都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者を調査対象とし、市町村による巡回での目視調査を実施。

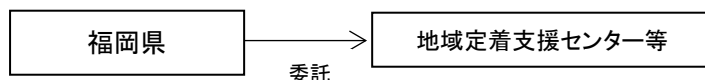
2 福岡県地域生活定着支援センターの設置等(委託事業、県内1施設)

- 矯正施設入所中から退所後まで、対象者に対して福祉的支援のつなぎや福祉施設の入所手続き、相談支援を行う。

【事業スキーム図】

1 ホーム~~レ~~ス自立支援ネットワーク事業

2 地域生活定着支援センターの設置



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
①県内のホームレス数	目標	—	—	—	—	—	—
	実績	268	248	213	163	154	
②地域生活定着支援センターによる新規支援件数	目標	—	—	—	—	—	—
	実績	49	60	61	66	56	

【成果指標の設定根拠】

- ・ ホームレス自立支援ネットワーク事業は、関係団体と自立支援策の検討や情報交換等を行うものであり、地域定着支援センターの設置等は、再犯防止が目的の関連事業であることから、ともに目標値を設定することはなされない。
- ・ 活動指標として、県内のホームレス数（ホームレスの実態に関する全国調査）及び福岡県地域生活定着支援センターによる新規支援件数を設定する。

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

- ・ 本県のホームレス数は、1,237 人（H21 年 1 月）のピーク時から 163 人（R6 年 1 月）へと大幅に減少している。
- ・ 地域生活定着支援センターにおける新規支援件数は、66 件であった。

（要因）

- ・ 福岡県ホームレス自立支援推進協議会において、福岡県ホームレス自立支援実施計画を見直し、新たな支援体制や相談体制を構築してきた。
- ・ センターと矯正施設・保護観察所とが密に連絡を取り合い、社会福祉施設等の関係機関との連携を図るなど支援体制を整えている。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

- ・ 無

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・ 福岡県ホームレス自立支援推進協議会において、一部オンライン開催をすることで経費削減・効率化に努めた。
- ・ 関係機関との協議調整を円滑かつ迅速に行うため、関係者と密に情報共有しつつ受入れ先施設等への協力を求められるよう、支援体制を整えている。

4 事業費（千円）	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	37,391	38,285	38,978	時 間	894	894	894
（うち一般財源）	11,233	11,353	12,005	人件費（千円）	3,610	3,700	3,700

5 見直しの内容

☒ 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） ☐ 一部改善 縮小 ）
 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・ ホームレスの数は減少傾向にあるものの、その一方で、定まった住居を持たない、移動型のホームレスが多く存在している。ホームレスの再路上化、高齢化、長期滞留化の進行及び近年の雇用環境の変化を受けて、直ちに一般就労自立をすることが難しい若年層のホームレスが存在する等、問題は多様化かつ複雑化しているため、事業の継続が求められている。

【見直し内容】

- ・ 福岡県ホームレス自立支援推進協議会の開催にあたっては、各団体に活動報告を行ってもらうことで、各団体が抱える課題やノウハウを共有する場となるよう運営していく。

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名		男性の育児休業取得促進事業		部 課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	R5
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11 15 25	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり ジェンダー平等の社会づくり 出会い・結婚・出産・子育て支援	
		3	誰もが安心して活躍できる魅力ある職場づくり	具体的 な取組	2	仕事と家庭の両立支援	
	小項目	1	ジェンダー平等・男女共同参画の推進		1	ジェンダー平等・男女共同参画の推進	
		3	子育てを応援する社会づくりの推進		4	仕事と子育ての両立支援	

1 事業のねらい・目的

男性が育児休業を取得するためには、従業員が仕事と出産・子育てを両立できるよう、企業が職場環境を整えることが必要。

企業が男性の育児休業取得促進を図るにあたって、情報番組等を通じて、子育て応援宣言企業の実践例を基に情報を提供し、育児休業等が取得しやすい職場づくりを推進する。

2 事業概要

(1) 男性の育休取得促進の先進的な取組を紹介する情報番組

子育て応援宣言企業が実施する男性の育休取得促進のための先進的な取組を民放の情報番組で紹介。

○番組内容 企業の取組概要、代表者・育休取得者の声を紹介

※詳細は子育て応援宣言企業の専用ページで紹介

○放送月 8月、11月

○放送回数 計2回

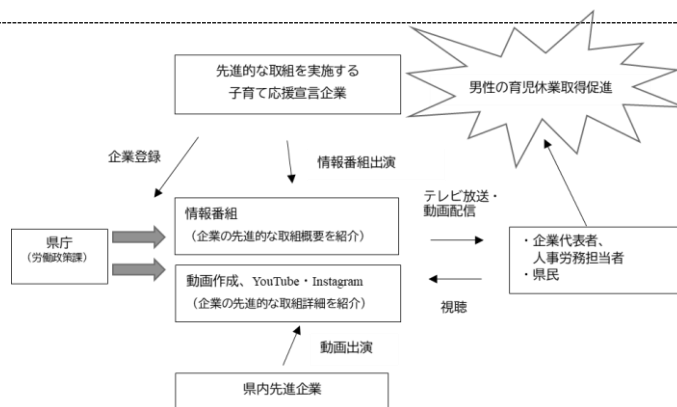
(2) 動画作成による先進的な企業の取組紹介

男性の育児休業を進める先進的な企業の取組についての動画を作成し、YouTube・Instagramで配信。

○動画内容 人事労務管理制度及び運用上の工夫(企業代表者及び育休取得者)、県による会社の紹介、従業員のモチベーション向上や生産性向上など企業のメリットを紹介

○掲載場所 子育て応援宣言企業ホームページ、福岡県庁動画資料館

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8
子育て応援宣言企業の従業員の育児休業取得率(男性)(総合計画)	目標	22.4%	25.5%	28.6%	31.7%	34.7%
	実績	48.4%	48.2%			

【成果指標の設定根拠】

- ・男性の育児休業取得は、子育てをしたいという男性の希望を実現するのみならず、育児や家事の負担を夫婦で分かち合うことで、女性の出産意欲の向上や、出産や育児を機に退職することなく働き続けたい女性の希望を実現することにもつながる。
- ・誰もが社会のあらゆる分野で、自分に合った生き方を選択し、個人の能力が発揮できる社会を実現するためにも、育児休業が取得できる環境の整備や固定的役割分担意識の払拭に取り組む必要性があるため。
- ・民間企業の育児休業取得率については、国が毎年実施する調査では、都道府県ごとの数値が公表されていないため、子育て応援宣言企業の従業員の取得率とする。

【目標値の設定根拠】

- ・設定当時（R2）の全国平均との差（R2 実績：+1.65 ポイント）を維持し続けるとの想定で設定。
- ・全国平均の各年度の取得率は、R2 数値から R7 目標値まで、平均的に進捗したとの推定で試算。
（R2（14.55%）から R7（30%）まで、毎年度+3.09 ポイントずつ上昇）

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

目標値（34.7%（R8））を上回る結果となった。

（要因）

ホームページや情報番組等の作成による情報発信に加え、令和3年6月の育児・介護休業法の改正により、育児休業を取得しやすい雇用環境整備等が図られたことが要因と考えられる。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

有

（有の場合、その内容）

- ・国「こども未来戦略」の最終目標値 85%（R12）を踏まえ、計画策定時の考え方を参考に目標値（R8）を 34.7%から 65%へ上方修正。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・子育て応援宣言企業・事業所知事表彰受賞企業の先進的な取組を紹介することで、情報番組等へ出演する企業の選出に係る経費を削減し、効率的に男性の育児休業の取得促進に向けた周知を行うものとする。

4 事業費（千円）	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	24,167	24,765	17,557	時 間	1,008	1,008	1,008
（うち一般財源）	24,167	24,765	17,557	人件費（千円）	4,071	4,172	4,172

5 見直しの内容

☒ 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 ☐ 縮小 ）
☐ 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

子育て応援宣言企業の従業員の育児休業取得率（男性）は、当初目標値（34.7%）を超えた令和4年度実績と同水準で推移しており、一定の効果がみられる。引き続き男性の育児休業の取得促進の気運を醸成していく必要がある。

【見直し内容】

- ・情報番組における先進事例紹介の時間や回数等を見直し、経費を削減する。（▲7,208 千円）

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	テレワーク就業推進事業	部 課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	R4
-----	-------------	-----------	-------------------	------------	----

総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
	小項目	3	誰もが安心して活躍できる魅力ある 職場づくり	具体的 な取組	4	テレワークの活用促進

1 事業のねらい・目的

子育てや介護等時間的制約がある方などの働きやすい環境を拡大するため、県内中小企業のテレワーク導入を支援することにより、テレワークの更なる活用を促進し、労働力人口及び生産性の向上を図る。

2 事業概要

1 テレワーク相談員設置

一般相談窓口を設置し、必要に応じて外部専門家(※1)を派遣することにより、助成金の相談や導入の方法を伝え、中小企業のテレワーク導入を進める。

※相談対応 1,300 社

※直接支援 50 社

2 テレワーク導入先進企業の創出

- ・子育て中の方等の働きやすい環境づくりを目指す企業に対しテレワーク導入を働きかけ、導入の支援を行う。
- ・11業種から4～5社程度を支援し、各業種1社以上を先進企業とする。
- ・先進企業は、導入事例を県及び専用HPに掲載(作成は導入企業)するとともに、他社からの視察や相談に対応する。

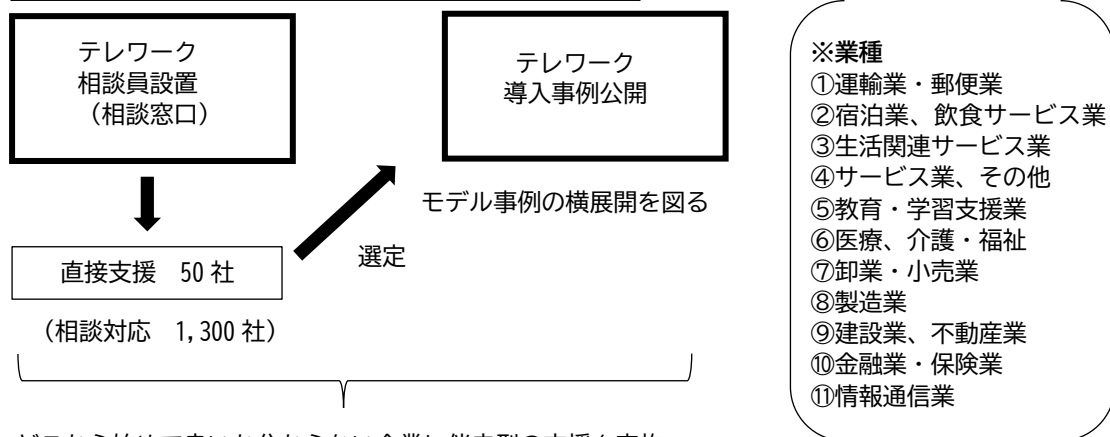
(支援内容)

・主な支援の内容

- ①テレワーク事例等の説明、業務内容の確認
- ②テレワーク業務の切り出し
- ③テレワーク業務に係るシステム導入提案
- ④労務管理・規則改正・助成金の説明
- ⑤テレワークの実施に伴う社内説明、実施要領作成等

(※1) 外部専門家

- 情報システム専門家(①～⑤)
情報セキュリティ管理士(③)
社会保険労務士(④・⑤)

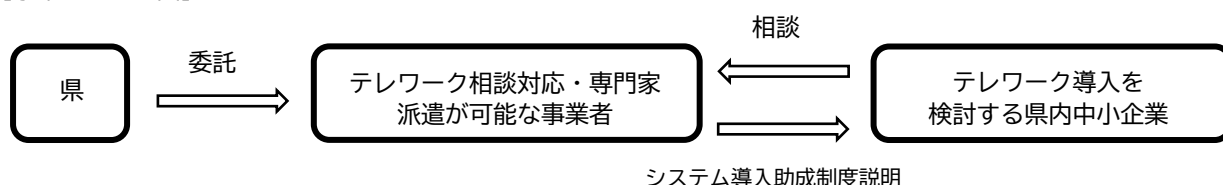


※業種

- ①運輸業・郵便業
- ②宿泊業、飲食サービス業
- ③生活関連サービス業
- ④サービス業、その他
- ⑤教育・学習支援業
- ⑥医療、介護・福祉
- ⑦卸業・小売業
- ⑧製造業
- ⑨建設業、不動産業
- ⑩金融業・保険業
- ⑪情報通信業

どこから始めて良いか分からない企業に伴走型の支援を実施

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況				
成果指標		R4	R5	R6
テレワーク導入率（％）	目標	50.0	52.0	56.0
（実績：九州・沖縄）	実績	36.6	38.0	調査中
【成果指標の設定根拠】 働きやすい職場環境の拡大を示すことができるため 【目標値の設定根拠】 総務省が毎年実施している「通信利用動向調査」のR2 全国平均（47.4％）を超える導入率				

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】 （評価） R5 年度はテレワークの導入に向けた支援を 54 社に実施したが、成果指標である九州・山口でのテレワーク導入率は、R2 年度の全国平均（47.4％）を越えておらず、最終目標への達成見込みは低い。 （要因） 企業のテレワーク導入目的は、「新型コロナウイルス感染症への対応のため」の割合が 79.1％と最も高い中（「令和 5 年通信利用動向調査」）、令和 5 年度から新型コロナウイルス感染症の位置づけが「5 類感染症」となり、感染症対応のためのテレワーク需要が低くなったと考えられるため。 （上記を踏まえた、目標値の見直しの有無） 無 （有の場合、その内容）
【効率的な事業の実施に向けた工夫】 テレワーク導入に関する就業規則の改正等の支援については、専用 HP での申請に基づきひな形を提供するなどオンライン化を取り入れ、経費削減につなげた。 また、テレワークが「感染症対応」のためだけでなく、事故や災害などが起きた場合にも事業継続が可能となるリスク対策にもなることを企業に伝えることで、テレワークの活用促進につなげた。

4 事業費（千円）	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	9,559	9,562	—	時 間	189	189	—
（うち一般財源）	4,780	4,781	—	人件費（千円）	764	783	—

5 見直しの内容	
継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） ☒ 終了 （ ☒ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】 事業期間が終了したため。	
【見直し内容】 特になし	

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名		外国人材受入企業等支援事業		部 課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	R1
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	19	外国人材に選ばれる地域づくり	
	小項目	1	外国人材が活躍できる地域づくり	具体的な取組	2	外国人材が働きやすい環境整備	

1 事業のねらい・目的

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮し適正に就労できるよう、事業主が遵守すべき法令等や努めるべき雇用管理について啓発するとともに、各企業をはじめ、特定技能制度における登録支援機関等の外国人材活用に関わる団体の相談対応等を幅広く行う。

2 事業概要

(1) 外国人材受入に係る企業等向け相談・支援体制の構築

- ・外国人材の受入に際しては、理解・遵守すべき法令等が多岐にわたることから、企業向けの相談窓口を設置し、企業からの相談対応を行うとともに、適正な雇用管理に係る啓発を実施。
- ・福岡出入国在留管理局や福岡労働局、外国人技能実習機構福岡事務所、福岡県留学生サポートセンター等と連携し、企業を適切に紹介。

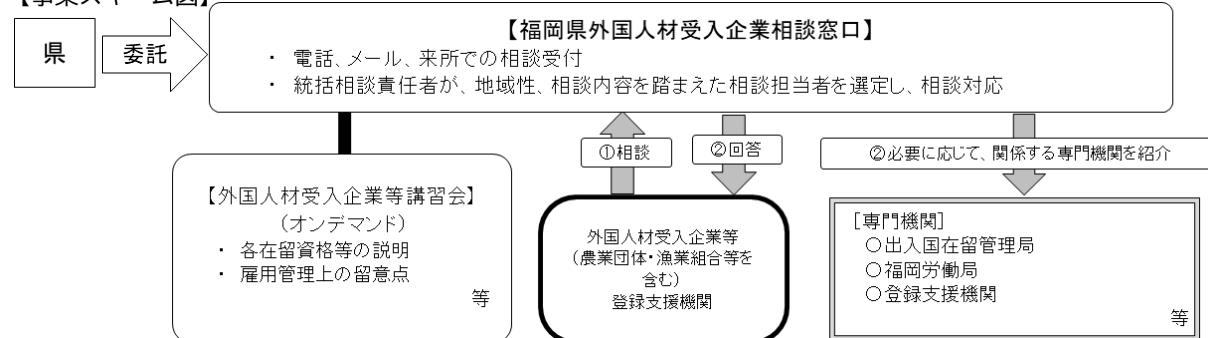
(2) 外国人材活用に係る企業への講習会の実施

- ・外国人材を受け入れるに当たって企業や登録支援機関等が遵守すべき法令等についての啓発を行うため、企業講習会をオンデマンド配信により実施。

(3) 専用ホームページによる情報発信

- ・外国人材の雇用に関する情報を集約した専用ホームページ「福岡県 外国人材活用サポートページ」を開設し、県内企業等に向けて必要な情報を発信。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R5	R6	R7	R8	R9	R10
外国人材受入に係る支援企業数	目標	500	600	600	600	600	600
	実績	452	303※				

※R6年度から企業講習会を対面形式からオンデマンド配信に切り替えたため、相談件数のみ実績に計上。

【参考】オンデマンド講習動画再生回数(公開日R6年10月31日～R7年3月31日):合計,123回

【成果指標の設定根拠】

- ・企業向け相談窓口の設置や企業講習会の開催等により、支援を行った企業数(延べ)を指標として設定した。

【目標値の設定根拠】

- ・相談件数及び講習会受講件数を各250件見込んで、計500件をR5目標値として設定した。

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・令和 5 年度は目標達成率 90.4%であった。
- ・令和 5 年度実績 452 件の内訳は、相談が 179 件、講習会が 273 件であった。

(要因)

- ・新型コロナウイルス 5 類移行前の窓口相談が低調であったため、目標達成に届かなかったと考えられる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

有

(有の場合、その内容)

- ・県内の中小企業約 20 万事業所に対して、外国人雇用事業所は約 1 万事業所 (5%)
- ・県内の特定技能の対象分野事業所は約 3 万事業所
- ・特定技能制度は 5 年ごとに見直されるため、期間を 5 年に設定
- ・今後、特定技能外国人の受入が進むと仮定して、5 年後の外国人雇用事業所の割合を 10%に設定
- ・令和 6 年度以降、5 年間の支援企業数を 3 万事業所×10%=3,000 事業所に設定 (1 年あたり 600 事業所)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・受託者であり、外部の専門家である福岡県行政書士会の知見を活用している。
- ・行政機関、経済団体、士業団体等で構成される福岡県外国人材受入対策協議会の構成団体の知見を活用している。

4 事業費 (千円)	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	8,756	14,383	10,289	時 間	600	600	600
(うち一般財源)	4,378	7,191	5,145	人件費 (千円)	2,423	2,483	2,483

5 見直しの内容

☒ 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 ☐ 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

専用ホームページの開設に必要な予算が令和 7 年度は不要となるため。

【見直し内容】

ホームページ開設に係る経費が不要となることに伴う予算減 (▲3,723 千円)

R 6年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	東京圏からの移住・就業支援事業	部 課(室)	福祉労働部労働局 就業支援課	事業 開始年度	R1
-----	-----------------	-----------	-------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	4	移住定住の促進
	小項目	1	移住定住の促進	具体的な取組	2	UIJ ターン就職の促進・テレワークの推進

1 事業のねらい・目的

東京圏の極集中是正のために、各自治体が交付金（国 1/2）を活用して東京 23 区居住者等と地元企業との「マッチングサイト」を開設する取組みを国（内閣官房・内閣府）が創設。このスキームを活用し、UIターン就職を希望する東京圏等求職者と県内企業のマッチングを図り、人材確保を目指す。

2 事業概要

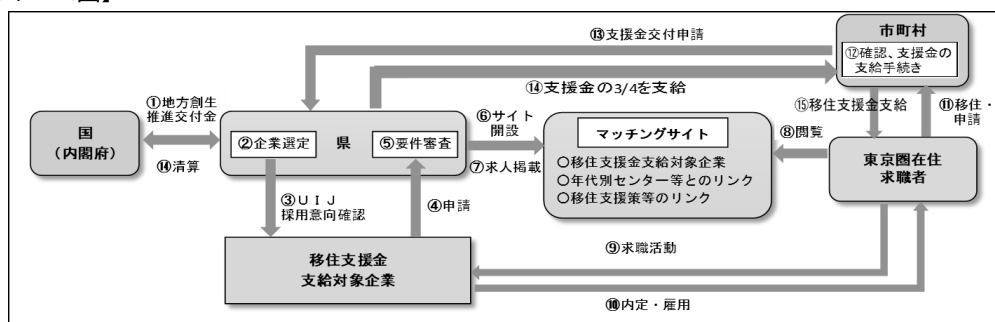
マッチングサイトの開設及び求人開拓

- 東京圏等からのＵＩＪターン採用を希望する企業の情報を、一元的に管理し発信する「マッチングサイト」を運営。(国1/2、県1/2)
- 「移住支援金」の支給対象企業に働きかけ、求人開拓を行う。
- 国主導で行う全国統一での求人情報オープンデータ化に対応し、開拓した求人企業に、求人の出し方の指導・チェックを行う。
- 求人企業の効果的な情報発信を支援するため、待遇や従業員数などの基本情報に加え、企業の魅力や求める人材像を分かりやすく伝えるための求人広告の作成を支援。
- サイト運営に当たっては、「年代別・対象別就職支援センター」や「よかところ移住相談センター」等の既存サイトとのリンクを図り、効果的に情報を発信。

【マッチングサイトに掲載する対象企業の主要要件】

- ・官公庁、並びに独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・出資等している法人でないこと
- ・資本金 10 億円以上の企業でないこと
- ・みなし大企業でないこと
- ・本社所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人ではないこと
- ・県の戦略産業である成長産業分野（自動車・航空機関連産業、バイオ・メディカル・有機 EL 関連産業、ロボット関連産業、IoT・ソフトウェア関連産業、水素・燃料・再生可能エネルギー関連産業、食品製造関連産業、半導体、DX、宇宙ビジネス、ブロックチェーン等）に属する法人、運輸業に属する法人又は市町村等が地域経済に寄与するものとして推薦があったもののうち県が認めた法人であること

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
マッチングサイトに新たに掲載された求人数	目標	320	320	320	320	320	320
	実績	128	301	348	145		

【成果指標の設定根拠】

- ・ マッチングサイトに掲載する求人数が多いほど東京圏等求職者の選択肢が増え、就職機会の拡大に繋がるため、新たに掲載された求人数を成果指標とする。

【目標値の設定根拠】

- ・ 県が設置する成長産業分野に関連する協議会等の構成員企業は約 3,000 社。(独法)労働政策研究・研修機構が実施した「企業の多様な採用に関する調査(2018 年 3 月)」において、中途採用の意向のある企業は 59.4%であるため、3,000 社の 59.4%(1,782 社)の概算として事業全体の目標を 1,780 件(1 社につき 1 件の求人)と設定。初年度(R1)は予算措置の時期等を踏まえ 180 件、残りの各年度(R2~R6)は 320 件(1,600 件/5 年)を目標値としており、以降、当該目標値を設定している。

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・ 目標値 320 件に対し、令和 5 年度は実績値 348 件となり、目標を達成した。

(要因)

- ・ 求人開拓員が事業対象となる企業へ毎月平均 80 社以上訪問し、マッチングサイトへの求人掲載について積極的な働きかけを行ったことによるものと考えられる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

- ・ 無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・ 当初国から示された方式に基づいてマッチングサイトを開設し、県のサイトに掲載した求人情報を「スタンバイ」など 3 種の民間求人サイトと連携してきたが、令和 4 年度に国から新たな開設方式が示され、新方式では「インディード」を含む 8 種の民間求人サイトに連携でき、求人掲載時の入力項目が半減するとのことだった。
- ・ 新方式の有効性や本県での導入可否について令和 5 年度に検討を行い、令和 6 年度から、新方式によりマッチングサイトをリニューアルし、より広く東京圏等求職者へ情報発信を行っている。

4 事業費(千円)	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	11,975	11,976	11,976	時 間	1,967	1,967	1,967
(うち一般財源)	5,988	5,988	5,988	人件費(千円)	7,943	8,140	8,140

5 見直しの内容

☒ 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) ☐ 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・ 依然として東京圏への一極集中の傾向が続いており、新型コロナウイルス感染症の影響で一時期縮小傾向だった東京圏への転入超過数も令和 5 年は前年比約 2 万人拡大となった。(総務省 住民基本台帳人口移動報告より)
- ・ 本県への UIJ ターン就職の促進のために、マッチングサイトによる県内企業の情報発信を継続する必要がある。

【見直し内容】

- ・ マッチングサイトのリニューアルにより得られた効果や改善点について検証し、検証結果に基づいて求人開拓方法(電話、直接訪問の比率)や関係課と連携した東京圏等求職者への周知方法を見直すことで、マッチングサイトの利用拡大を図る。

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名		半導体産業振興人材確保対策事業		部 課(室)	福祉労働部労働局 就業支援課		事業 開始年度	R5
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり		
	小項目	1	産業・企業ニーズを踏まえた人材育成・定着支援 求職者（若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人）の状況に応じたきめ細かな就職支援	具体的な取組	1	産業・企業や地域のニーズを踏まえた人材育成の推進 若者の県内就職促進		
		1						

1 事業のねらい・目的

半導体関連企業等県内の成長産業企業の採用活動を支援し、人材確保を図る。

2 事業概要

○オンライン面接会の実施

半導体等成長産業企業と求職者等とのマッチングの場を提供するため、ウェブを活用した面接会を実施。

【対象者】県内外の就職・転職希望者、卒業年次の学生

○インターンシップの実施

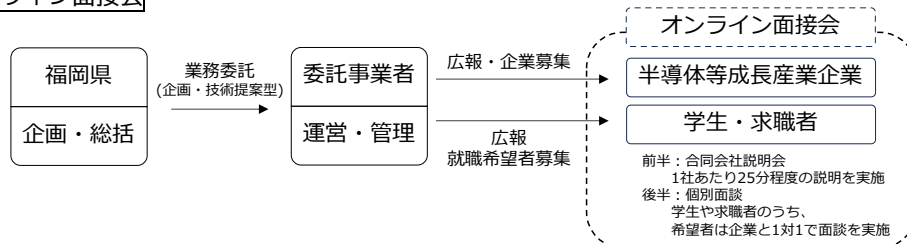
約1週間で半導体等成長産業企業を2社訪問する対面型のインターンシップを実施。

県外参加者には、6万円を上限に旅費を支給。

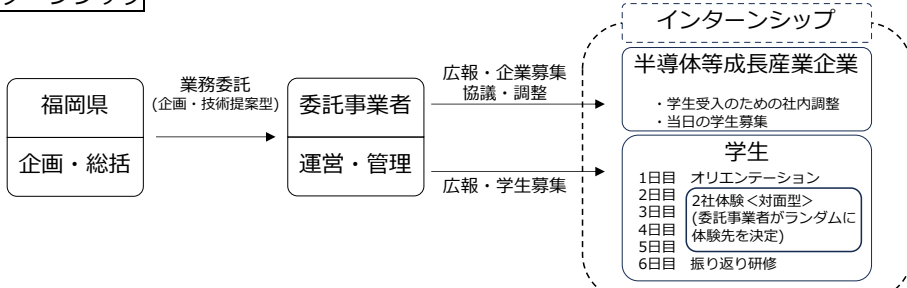
【対象者】県内外の大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等に在学する学生

【事業スキーム図】

オンライン面接会



インターンシップ



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6
オンライン面接会就職内定者(人)	目標	-	-	30	10
	実績	-	-	2	8
インターンシップ参加学生数(人)	目標	-	-	80	52
	実績	-	-	90	53
インターンシップ参加企業数(社)	目標	-	-	40	31
	実績	-	-	53	31

【成果指標の設定根拠】

○ オンライン面接会は、人材確保を目的としていることから就職内定者数を成果指標とする。

○ インターンシップは、企業の技術や魅力の発信を評価するため、インターンシップの参加学生数及び企業数を成果指標とする。

【目標値の設定根拠】

- オンライン面接会の就職内定者は、令和 4 年 2 月に開催された I T 関連職種の面接会の実績を参考に、参加者 180 人に対して内定者数 30 人を目標値とした。
- インターンシップの参加企業数は、商工部が令和 4 年度に県内に立地する半導体関連企業に実施ヒアリング調査から下記のように算出した。
 $396 \text{ 社(県内半導体関連企業数)} \times 70\%(\text{人材が不足していると回答した企業の割合}) \div 277 \text{ 社}$
 $277 \text{ 社} \times 13.75\%(\text{インターンシップを実施している企業のうち PR 不足と感じている企業の割合}) \div 40 \text{ 社}$
- インターンシップの参加学生数は、インターンシップ先でのグループワーク等の実施の観点及び受入企業の負担を考慮して、1 社あたり 2 人と仮定し、合計 80 人と設定した。
- デジタル田園都市国家構想交付金の不採択に伴う予算規模縮小により、令和 6 年度は目標値を下方修正している。

【R5 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- オンライン面接会は目標 30 人に対して、実績は 2 人となり、目標未達となった。
- インターンシップは参加学生数 80 人、企業数 40 社の目標に対して、実績は参加学生数が 90 人、企業数が 53 社となり、目標を達成した。

(要因)

- オンライン面接会について、前半の会社説明会には 194 人の参加があったものの、後半の企業との個別面談への参加は 5 名に留まった。面談会終了後の参加者のフォローアップ不足もあり、就職に繋がらなかったことが要因と考えられる。
- インターンシップについては、周知広報活動の充実が参加数確保に繋がった大きな要因と考える。
 - ・ ホームページや県だより等による周知広報
 - ・ 委託事業者による企業宛てのメールや DM 等の送付
 - ・ 大学へ直接訪問し、キャリアセンターへの説明 等

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

- ・ 無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

周知広報については、商工部が所管する「半導体・デジタル産業振興会議」等会員企業へのメルマガ配信や、「県内技術系企業魅力発信ポータルサイトみつてック！FUKUOKA」への情報掲載等、既存のネットワークを活用し、効果的な実施に努めた。

4 事業費(千円)	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	40,614	31,819	-	時 間	996	996	-
(うち一般財源)	22,353	16,534	-	人件費(千円)	4,022	4,122	-

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

技術系企業への就職に繋げるため、体制等の改善を行い、新たな事業として提案するため。

【見直し内容】

- ・ 技術系企業について、「業界・企業を知る」、「職場を体験する」をパッケージにしたインターンシップを実施。
- ・ 企業 PR やインターンシッププログラムの作成に向け、参加企業に助言・提案するアドバイザーを派遣。
- ・ 参加する学生・求職者が若者就職支援センターに登録することで、就職するまで伴走支援。

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名			若者就職支援センター事業	部 課(室)	福祉労働部労働局 就業支援課	事業 開始年度	H16
総合 計画	4つの 柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり	
	小項目	2	求職者(若者、女性、中高年、高齢者、 障がいのある人)の状況に応じたきめ 細かな就職支援	具体的 な取組	1	若者の県内就職促進	

1 事業のねらい・目的

- 個別就職相談や就職支援セミナー等を通じて、若者の早期就職の支援を行う。

2 事業概要

1 きめ細かな相談支援

(1) 個別就職相談

相談窓口を県内4か所に設置(福岡、北九州、筑後、筑豊)し、専門の就職相談員によるウェブも活用した個別就職相談を実施

(2) 大学生等就活支援事業

大学生等を対象に、就職活動における個人面接や集団面接などを想定した個別指導や複数名でのグループ指導等を実施

(3) 就職ガイダンス

大学3年生等向けに、就職活動に関する基礎知識の習得に向けた就職ガイダンスを実施

(4) 就職後の若者のフォローアップ

若者の職場への定着を図るため、就職後における仕事やキャリア形成等の個別相談を実施

2 就職支援のためのセミナーの開催

(1) 就職支援セミナー

社会人スキルを習得させるため、自己分析・面接対策・グループワーク・OA研修等を実施

3 企業と求職者等の出会いの場の提供

(1) ウェブインターンシップ

求職者と県内企業のマッチングを促進するため、ウェブでのインターンシップを実施

(2) 地元企業紹介事業

地元企業への理解を深めるとともに、企業規模や知名度にとらわれない職業選択を促進するため、学生(高校、大学等)を対象とした地元企業の経営者による授業や企業見学会・座談会を実施

(3) 学校と地元企業の交流会

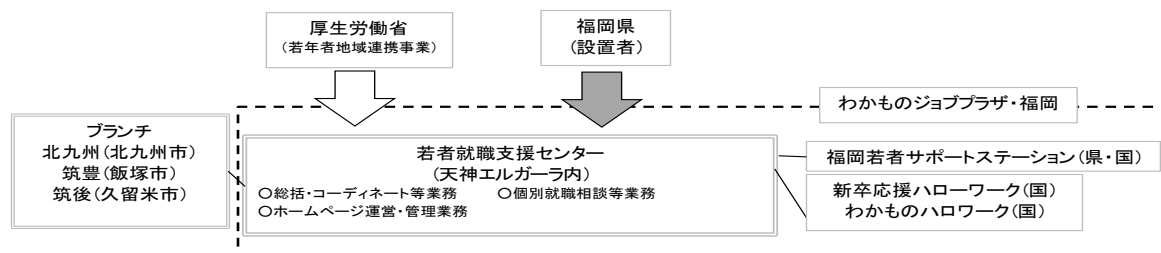
学校と企業の出会いの場として、高校教員と地元企業の交流会及び大学等と地元企業の就職情報交換会を実施

4 U I J ターン就職の促進

(1) 県内大学生のU I J ターン就職支援

東京圏等のU I J ターン就職支援協定締結大学等と連携し、大学等が主催するU I J ターン相談会へのアドバイザー派遣、業界研究会及び座談会を実施

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

総合計画目標【R4～R8】

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8
若者就職支援センター 就職率（総合計画）	目標	80%	80%	80%	80%	80%
	実績	78.0%	76.7%	71.2%		
若者就職支援センター 正規雇用率（総合計画）	目標	90%	90%	93%	93%	93%
	実績	90.4%	91.3%	93.0%		

【成果指標の設定根拠】

- ・ 事業目的は、各種支援による若者の就職に係る能力の向上、県内企業との出会いの場による就職の促進であることから、センター登録者のうち「就職した者の割合」及び「就職した者の正規雇用の割合」を指標とする。

【目標値の設定根拠】

- ・ 若者就職支援センターの実績（過去3年分（R1～R3））をもとに、その水準を上回る目標値を設定。

【R5年度の実績値に対する評価とその要因】

（就職率）

- ・ センター登録者は「学生」と「一般（概ね39歳までの学生以外）」で区分している。
- ・ 「一般」の登録者は、自己分析や就職活動に必要な知識・技能の習得等に時間を要するため、登録年度を超えて支援が長期化する傾向にあり、単年度で見た就職率は学生よりも低くなっている。（R5年度就職率 一般：51.2%、学生：96.0%）
- ・ 令和5年度の「一般」の登録者のうち、支援が長期化している者が前年度より増となっており、目標値には至っていない。

（正規雇用率）

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響の緩和を受け、社会経済活動の正常化が加速し、企業の採用意欲が高まった。
- ・ ハローワークとの連携により、正規雇用を希望する求職者と企業のマッチングができた。
- ・ 以上のことから目標値を上回る成果となった。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

正規雇用率：有

（有の場合、その内容）

- ・ R4年度から2年連続して目標値を達成していることから、目標値の見直しを行う。
- ・ 文部科学省「学校基本調査」において、大学卒業後に就職した者のうち「無期雇用労働者（正規雇用）」となった者の割合が92.9%（令和3～5年度調査の平均）である。センターにおいても同水準の実績を目指すため目標値を93.0%に設定する。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・ 県担当者と委託事業者との間で定期的に会議を開催し、進捗状況の把握、問題点の洗い出しと改善策等の意見交換を行い、随時事業の効率化を図っている。

4 事業費（千円）	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	215,362	182,721	156,753	時 間	3,921	3,921	3,921
（うち一般財源）	182,159	172,911	156,742	人件費（千円）	15,833	16,226	16,226

5 見直しの内容

☒ 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） ☐ 一部改善 縮小 ）
 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・ 本県の有効求人倍率は令和2年1月に1.47倍になるなど、雇用情勢の改善傾向が続いてきたところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和6年7月の有効求人倍率は1.13倍となり、県内で新型コロナウイルス感染症が発生する前の1.47倍と比べると、0.34ポイント低下している。
- ・ 今後は、市町村やハローワーク等の関係機関と連携し、若年求職者へのきめ細かな支援を行い、就職活動の促進を図る必要がある。

【見直し内容】

- ・ 市町村等の就業支援担当者を対象としたセミナーを実施（+249千円）

R 6年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	多様性を認め合う雇用創出事業	部 課(室)	福祉労働府労働局 就業支援課	事業 開始年度	R4
-----	----------------	-----------	-------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
	小項目	3	誰もが安心して活躍できる魅力ある職場づくり	具体的な取組	6	多様な就労機会の創出

1 事業のねらい・目的

様々な働きづらさを抱える人の働く場の創出という課題をビジネス手法で解決する。

2 事業概要

1 就労困難者訓練支援モデル

障害者総合支援法に基づく就労支援事業を行っている事業所において、障がい者（手帳保持）または障害福祉サービス受給者以外の就労困難者に対する就労訓練を行い、その有効性を実証・確認。

実施主体：福岡県就労支援協同組合：就労支援事業所の集合体

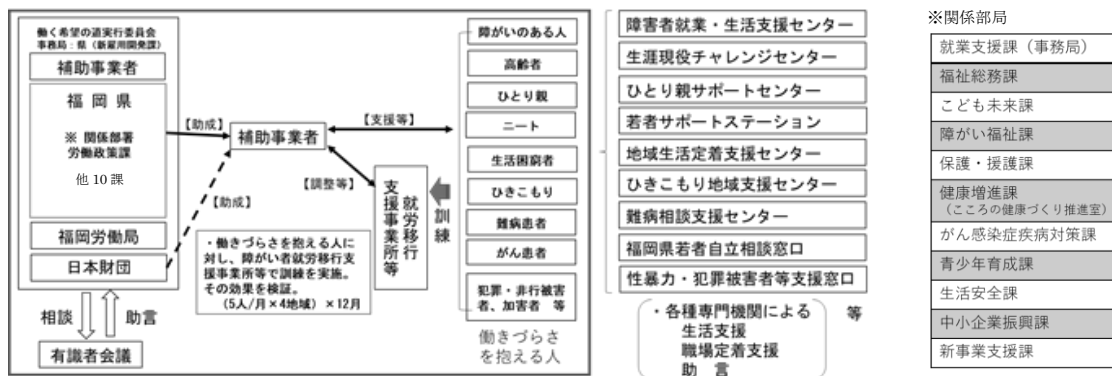
対象者：障がい者（手帳保持）または障害福祉サービス受給者以外の就労困難者（ニート、ひきこもり、難病患者、生活困窮者等）

2 モデル事業支援体制整備

モデル事業の実効性を高めるため、部局横断で支援体制を整備し、有識者による助言を受ける仕組みを構築。

- ①働く希望の道実行委員会 委員：福岡県就労支援協同組合、福岡県（関係部局）
オブザーバー：日本財団、福岡労働局
- ②働く希望の道有識者会議 構成員：5名（PDCAの各段階で専門的知見から助言）

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8	R9
支援者数	目標	20	20	20	20	20	20
	実績	9	50	74			

【成果指標の設定根拠】

モデル事業の成果が確認できるものであるため

【目標値の設定根拠】

県と共に事業費助成を行う公益財団法人日本財団が設定（20人以上）

【R6 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

令和 6 年度は目標を達成し、成果指標に対して有効であったと考える。

(要因)

これまでの実績を支援機関に広く周知したため。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

・モデル事業の実効性を高めるため、部局横断で支援体制として実行委員会、有識者による助言を受ける仕組みとして有識者会議を設置しており、令和 6 年度はそれぞれ 4 回の会議を行い、得られた意見を反映することで、有効的な事業の実施に努めた。

4 事業費(千円)	R5 決算	R6 当初	R7 当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	17,054	13,619	8,700	時 間	1,695	3,507	2,577
(うち一般財源)	17,054	13,619	8,700	人件費(千円)	6,845	14,512	10,664

5 見直しの内容

☒継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) ☐一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

日本財団と福岡県を含むモデル事業実施自治体によって、R6 年度末から 7 年度はじめに国への制度化提言を行う予定であるが、日本財団は、提言・要望後、制度構築までになお 3 年程度(R7~R9)の期間を要する見込みであるとしており、現在支援途中の者もいること等から、それまでのつなぎとして事業の延長を内定しているところ。

本県においても、モデル事業の実施により、現行制度では支援が困難な方を就労に結び付けるなど一定の成果をあげており、支援ニーズが顕在化していることから、引き続き、日本財団と協働した支援が必要である。

今後の国の制度化を見据え、市町村に対しては訓練支援モデル事業で得た知見の提供を行うなど具体的な支援手法を示すことで、市町村が主体となった支援体制の構築を促す必要がある。

【見直し内容】

支援に取り組もうとする市町村に対し、国制度化に向けた動向を共有するとともに、県事業で得た事例の紹介や事業運営のノウハウを提供し、市町村が主体となった支援体制構築を促す。

事業実施体制の見直し及び働く希望の道実行委員会・同有識者会議の解散に伴う予算減。(▲4,919 千円)

(様式1号)

R6年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	パートナーシップ宣誓制度推進事業	部課(室)	福祉労働部人権・同和対策局 調整課	事業 開始年度	R4 拡充R5
-----	------------------	-------	----------------------	------------	------------

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	15 18	ジェンダー平等の社会づくり 人権が尊重される心豊かな社会づくり
	小項目	1 1	ジェンダー平等・男女共同参画の推進 人権教育・人権啓発の推進	具体的な 取組	1 2	ジェンダー平等・男女共同参画の推進 人権施策の推進

1 事業のねらい・目的

・性的少数者が直面している偏見や差別、社会生活上の障壁をなくすため、県民へ正しい理解と認識を深めるための啓発を行うとともに、パートナーシップ宣誓制度を導入し、市町村・民間企業等の理解を促進し利用可能なサービスの拡充を図ることで、誰もが安心して生活して、たくさんの笑顔で暮らしていける県づくりを進める。

2 事業概要

(1) 他都道府県との連携

宣誓者が福岡県外に転居した場合でも、福岡県のカードが利用できるよう^{*1}人の往来の多い都道府県に連携を働きかける。^{*1} 宣誓者は継続手続きが必要。

(2) 市町村・民間事業者への理解促進

・民間事業者向けセミナー実施

・制度で利用できるサービスを提供する民間事業者に対し、卓上のぼり旗やステッカーの掲示を依頼し、広く本県の取組への理解促進を図る。さらに賛同する民間事業者等にも取組を広げ、ALLY^{*2}の拡大を図る。

^{*2} ALLY (アライ) 性的少数者のことを理解し、自分にできることは何かを考えて行動する支援者

(3) 性的少数者への理解促進のための県民啓発

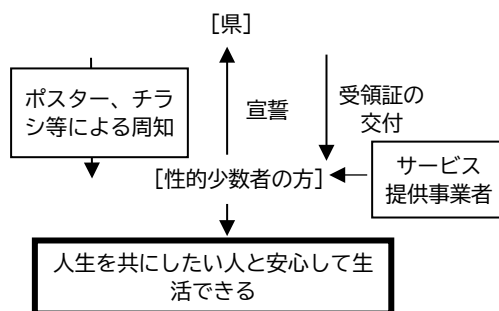
イベントへの参加や街頭ビジョン等において県民啓発を行う。

(4) 性的少数者に特化した電話相談窓口を設置

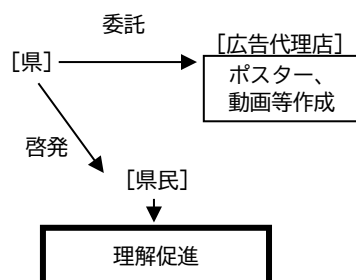
当事者や弁護士による電話相談窓口を設置する。

【事業スキーム】

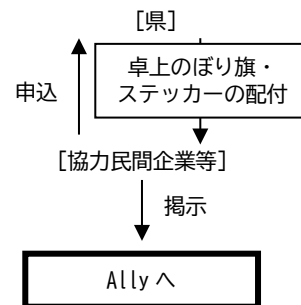
1 福岡県パートナーシップ宣誓制度



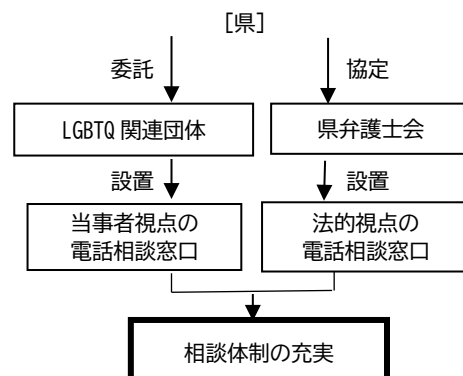
3 性の多様性に関する県民啓発



2 Allyを増やす



4 電話相談窓口の設置



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7
民間企業等協力数 (()書きは、当該年度実績)	目標	27	1,000	2,000	3,000
	実績	410	1,158	2,616 (1,458)	

【成果指標の設定根拠】

令和4年4月から「福岡県パートナーシップ宣誓制度」を開始し、制度で利用できるサービス提供事業者や協力民間企業事業者等の店舗等の数は、令和4年12月1日時点（8カ月）で約400。令和5年度以降はさらなる協力数を目指すもの。

【目標値の設定根拠】

民間企業等協力数

令和4年12月1日時点（8カ月）で実績約400。令和5年度以降は、この2倍程度の数（1000社）ずつ増加させるものとする。

【R5年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

目標数値を達成し、性的少数者の方たちが人生を共にしたい人と安心して生活できる社会づくりに貢献した。

（要因）

事業者や関係機関に足を運び、性的少数者の抱える社会生活上の障壁やパートナーシップ宣誓制度に係る説明をしっかりと伝えたことから、多くの事業者から理解を得、実績につなげることができた。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

県内にあるサービス提供事業者等が加入する団体（協会等）に働きかけを行うことで、効率的に事業を進めた。

4 事業費(千円)	R5決算	R6当初	R7当初	人件費	R5	R6	R7
歳 出	4,999	4,009	2,306	時 間	1,505	1,505	1,505
（うち一般財源）	4,999	4,009	2,306	人件費（千円）	6,078	6,228	6,228

5 見直しの内容

☒ 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） ☐ 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

LGBTについては、昨年度「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行されたことから、国民の関心は高く、行政による取組が求められるため、費用対効果を高めた工夫をした上で、継続して実施することとする。

【見直し内容】

セミナーの周知を効率的に行うなど費用対効果を高めた工夫をした上で、継続して実施することとする。（▲1,991千円）